

第二節 也末乃部と郷土

第一項 考古学からみた郷土

——古墳の分布から見た武社・山辺の文化圏——

上総国武社
山辺両郡

房総の地は、古代すべて総の国といつて一國であつたが、成務天皇の時に國造が置かれ、阿波・須恵・上海上・伊

甚・武射・菊間の七國となつた（図107参照）。

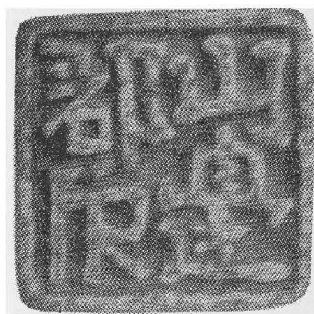
その後応神天皇の時に下海上・印旛の二國が置かれた。その他に長狭・千葉の二國も置かれたので、すべて十一國に分れてゐた。これは國といふものの地域は狭く、大体後の郡に相当するものである。

四世紀後半の國造・県主・稱置のおかれた応神天皇のころには山辺の地名はあつたであらうが、文献上何等徴するべきものがな



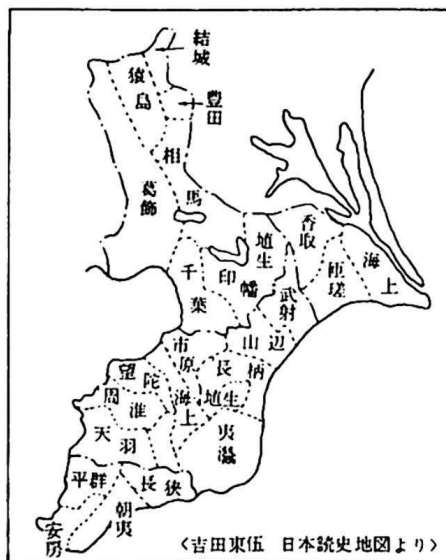
図107 國造本紀旧事記所載國造配置図
S 1 : 2,000,000

第一章 中世末までの郷土



写26 新発見の山辺郡印の図

図108 奈良時代末期に於ける房総国郡区画の図



〈吉田東伍 日本統史地図より〉

い。

上埴生・長柄・山辺の三地域は土気県主の管する所であつたに違いない。

郡名が正確に知られるのは、平安時代に入り醍醐天皇(八九七〜九三〇)の時に撰せられた「延喜式」にのせられたものがはじめである。これによると、上総には市原・海上・群蘇・望陀・周淮・天羽・夷濃・埴生・長柄・山辺・武射の十一郡がある(図108参照)。これらの郡は大宝令制度(七〇―一一文宝元年)のころにはすでに開発されていたと見てよいだろう。これより以前に山辺郡の見られるのは万葉集に防人の歌として、山辺郡の上丁、物部乎刀良という人のものがあり、山辺郡の地名がでてくるのはこれが嚆矢であろう。

一九六七年(昭和四二)十月、印旛郡八街町にて地表六〇センチメートルの所で発見された山辺郡の銅印(写26参照)がある。印面には雄勁(おおしくて強いこと)な書体で「山辺郡印」の四字が鋳出している。郡印のことは令の公式令の規定にはみえない

が、正倉院文書などに多くの印影を留めている。制定によらない官印に準じた公印として用いられていたものであろう。現存郡印中の白眉とされている（九子豆。新発見の山邊郡印をめぐって古代文化二一号による）。

一九七一年（昭和四六）三月二十九日、国重要文化財に指定され奈良文化庁に保管されている。

山辺・武射は「和名抄」巻六に禾生・岡山・菅屋・山口・高文・草野・武射の七郡が記されている中に出ている（総説編一〇四頁、図39参照）。七郡の存在は末詳の地が多いが、だいたひ海岸線よりではなく台地の末端で等高線五〜一〇メートルの間の線上に分布している（第一編九十九里町の自然の第一節九十九里浦の海岸線の変動参照）。

一八八八年（明治二一）の市制・町村制の実施によって山辺・武射は東金町に山辺武射郡役所がおかれたが、一八九六年（明治二九）千葉県の郡廃合によって三月二十九日、上総国山辺郡および武射郡を廃して、その区域に山辺の「山」と「武射」の「武」とを新しく合せて山武郡が誕生した。

古墳の位置と上代
古墳の造営された時を古事記や日本書紀がとりあつかっている時代から、孝徳天皇
村落の形成関係
六四六年（文化二）の薄葬令が公布されて身分官位によって墳墓の制度が定められる

ようになったころまで（三〇〇〜六四六）、全国的に多くの古墳が造営された（表55参照）。

それらの古墳は当時の村落形成状態をさぐる上に重要な指針となる。

古代の村落は水田耕作という労力を非常に要する農業形態をとっていたため、農繁期には自家労力だけでは足りないため、いわゆる「ゆい」の制度が自然的に発生したため、集落は密居の村落として発達したにちがいない。この古代成立集落も当初は水を中心にして形成されたことはいうまでもない。まず飲料に供せら

表55 古墳時代の編年表

西 暦	政 治	文 化
239	○この頃、倭国に卑弥呼現れ 乱おさる 邪馬台国女王卑弥呼、新万部 に遣化。魏の明帝、卑弥呼 を親魏倭王とし、金印紫綬 を授く	弥 生 文 化
247	倭の女王卑弥呼、狗奴国王と 戦う	
266	倭の女王卑弥呼、晋に遣使	
300	○大和朝廷の全国統一進む	
369	日本軍朝鮮に出兵し、高句麗に 領土(臣郡)をひろむ	古 墳 文 化
391	日本軍朝鮮に出兵し、百濟・ 新羅を破り、高句麗と戦う 〔氏姓制度〕	○古墳文化 ○鉄器の使用進む ○埴輪などつくら れる
400	日本軍、高句麗の地に出兵し、 高句麗と戦う	○土師器つくらる ○石浦人ら帰化す
404	倭王、東晋に朝貢	○前方後円墳盛ん ○応神天皇陵
413	宋の武帝、倭王讃に称号を授く	○仁徳天皇陵
421	倭王讃死し、弟珍立つ。珍、 宋に遣使、安東將軍となる	○船山古墳(熊本) 出土大刀銘 (438?)
443	倭王讃、宋に遣使	
460	倭王讃、宋に遣使	
462	倭王讃死し、子の興立つ	
478	興の弟武、宋に遣使上表、安 東大將軍の称号を受く	○須置器・乗馬の 風習など、大陸 文化広まる
479	齊の高帝、武を鎮東大將軍と なす	
500	宋の武帝、倭王武を征東將軍 となす	○岡田八幡宮(和 歌山)藏、人物陶 像(503)
512	大伴金村、任那の王を百濟 になす	513 百濟、五経博 士を派遣
527	近江毛野、任那の土地回復の 途にのぼる。高麗の国邊野 井いかに、反してこれを助ぐ	522 明武皇帝降化 538 仏教伝来(百濟 聖明王、仏像・経 典を献ず)一庚午説 552 同一王申説 553 百濟より辰・易 郡等の博士遣来
528	物部麁鹿火(みづかひ)野井を討 つ	○飛鳥文化 585 物部守屋ら、仏 寺・仏像を造る 593 四天王寺創建 さるという
562	任那日本府、新羅に滅さる	
570	高句麗、初めて日本に遣使	
587	蘇我馬子、物部守屋を殺す	
592	蘇我馬子、崇峻天皇を殺す	
592	推古天皇即位	
593	聖德太子、攝政となる	
600	隋に使者を派遣	

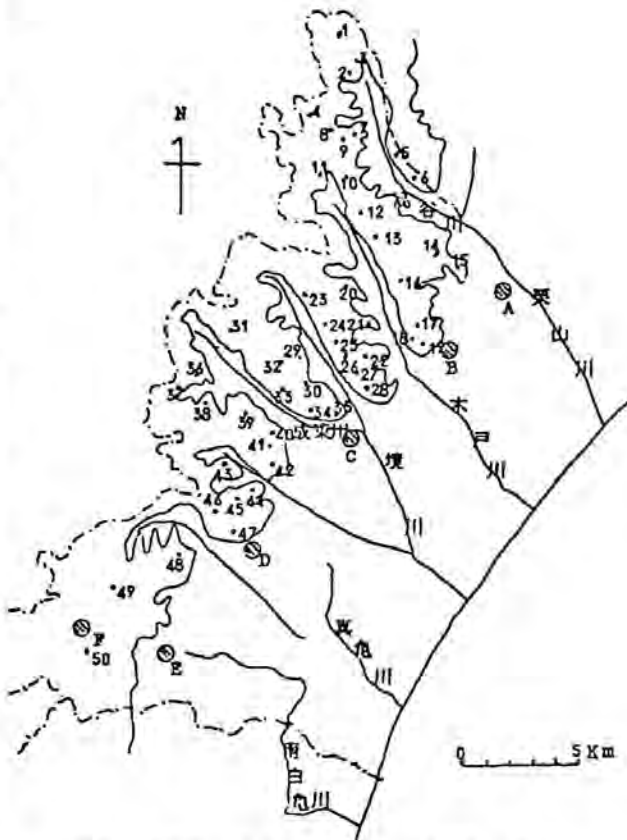
〔主な古墳の編年〕

古墳時代	○前期 (3-4C)	○後期 (5C末-6C)	飛鳥時代
○前期	赤山古墳 (奈良) 黄金塚古墳 (大阪) 美濃山古墳 (京都) 佐味田古墳 (奈良) 桂子山古墳 (京都) 西郡原3号墳(宮崎)	江田船山古墳(熊本) 岩屋古墳 (鳥取) 吉見古穴 (埼玉) 天王山古墳 (奈良) 石舞古墳 (奈良) 聖德太子墓 (大阪)	
○中期 (4C末-5C)	仁徳天皇陵 (大阪) 磯子塚古墳 (山形)		

れる良い水の湧出するところが居住の最初の立地となり、次に灌漑水が容易に得られるかどうかが稲作の重要な問題である。そこで耕地特に水田が開墾できるとすれば人々はそこに集まって定住することとなる。このようにして自然発生した古代成立集落には古代文化圏がつくり出される。これを如実に物語っているものは古墳群である。

武社・山辺両郡内の古墳群は図例に示すように、いずれも下総台地と沖積低地(特に谷田)との結節点にあ

る。そこに古い集落を発見できる。等高線でさぐると一〇—一五メートル線上である。おそらく当時の海岸線は前に述べたように現在の汀線より内陸部にあり、台地より近く台地の縁辺部の樹枝状谷近くに集落が立地していたであろう。



A横芝 B松尾 C成東 D東金 E大網 F土気
以上の各々は市街地をさす。

図109 山武郡（東金市を含む）古墳分布図

山武郡内の古墳を一べつすると東金市・芝山町・山武町・横芝町・松尾町・成東町・大網白里町・土気町（現千葉市）一市七町に分布している。地形的には高谷川・作田川・木戸川の上流、台地の周辺部を開析（地形の原面が種々の外的営力で侵食され細分化され構成地層が明りようになること）した樹枝状谷の若い侵食谷に沿った平坦な台地に造営されている。従って沖積低地である、九十九里浜平野には全然古墳の存在は認められない。本地域は古代文化が主として台地の刻む侵食谷を背景とした地域に繁栄したことが知られる。その意味では我九十九里町はこれらの古墳文化圏には余りゆかりのない所である。

なかんずく大網白里町と土気町とは多少事情が異って、横穴古墳が分布しているのに注意されるが、両町は遺跡数からみても古代に於ては人煙まれな地帯であつたのではないか。

いづれにしても山武郡内の古墳の分布状態は木戸川流域にドミナント・エリア（中核地域）が見られる。換言すれば武社地域が古墳群の濃密な分布を示し、それに反して山辺地域は稀薄地域である。

古代集落の立地という点から見ると山辺・武社の文化圏の較差が発見できる。言い換えれば、古代村落開発に較差の大きいことを物語っている。山辺地域が古代村落発生するための立地要因が欠如していたものと思われる。この要因はさて何であらう。

郡内に於ける 郡内に於ける古墳群の分布を見ると、成東川をさかいとして東北部に当たる成東町（板
古墳の分布 附・和田・真行寺の古墳群）松尾町（大堤・熊木の古墳群）横芝町（取立・中台の古墳群）芝山

町（高田・宝馬の古墳群）等が顕著に発見できる。成東川の西南部は川をへだててに從つて稀薄地となり、やがて空白部を残して長生郡長南町の南部睦沢村の瑞沢地区・夷隅郡大多喜町などの古墳群に移る。この間東

表56 山武郡古墳群一覧表

古墳群 番号	古墳群名	行政区	古墳群 番号	古墳群名	行政区
1	菱田古墳群	芝山町	26	麻生新田古墳群	山武町
2	大里古墳群	"	27	島戸古墳群	成東町
3	加茂古墳群	"	28	真行寺古墳群	"
4	五十石古墳群	"	29	作台古墳群	山武町
5	小原子古墳群	"	30	小川崎古墳群	"
6	吹入古墳群	"	31	細田古墳群	"
7	平野古墳群	"	32	椎崎新田古墳群	"
8	朝倉古墳群	"	33	観音台古墳群	"
9	山田古墳群	"	34	板附古墳群	成東町
10	宝馬古墳群	"	35	和田古墳群	山武町
11	高田古墳群	"	36	武勝古墳群	東金市
12	小池古墳群	"	37	極楽寺古墳群	山武町
13	中台古墳群	横芝町	38	下布田古墳群	"
14	町原古墳群	"	39	森台古墳群	東金市
15	取立古墳群	"	40	天野古墳群	"
16	蕨木台古墳群	松尾町	41	家之子古墳群	"
17	蕨木古墳群	"	42	道庭古墳群	"
18	川越古墳群	"	43	滝沢古墳群	"
19	大堤古墳群	"	44	井戸作古墳群	"
20	大塚古墳群	"	45	菅谷古墳群	"
21	金尾古墳群	"	46	油井古塚原古墳群	"
22	御城地古墳群	"	47	大豆谷古墳群	"
23	埴谷古墳群	山武町	48	養安寺古墳群	大網白里町
24	胡座手台古墳群	"	49	金谷古墳群	"
25	根崎古墳群	"	50	土気古墳群	土気町

註 1. 古墳群番号は分布図の数字に等しい。
 2. 古墳群は高塚墳のみにて横穴古墳を除外す。



写
27

家の子古墳群中の円墳
新千葉カントリーゴルフ場内

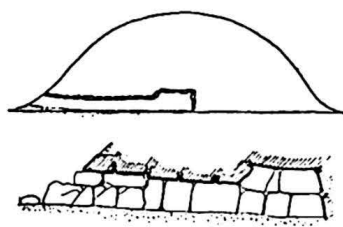


図111 横穴式石室の図

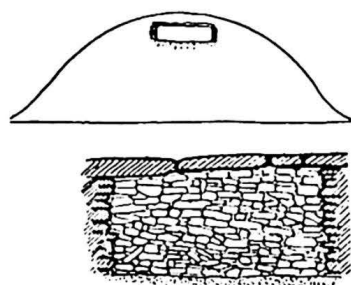


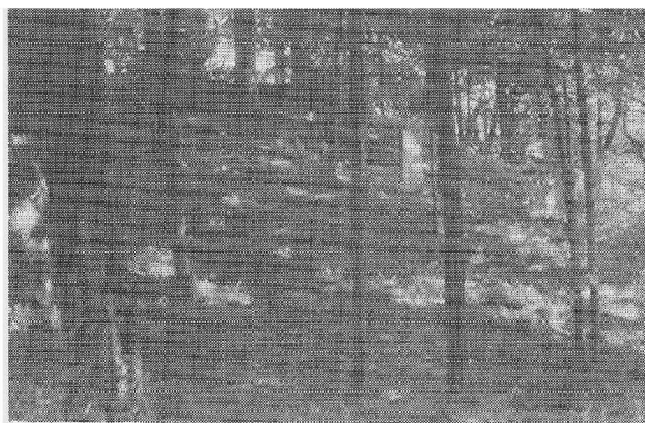
図110 竪穴式石室の図

金・大網付近より本納・茂原・長南・一宮方面にかけては横穴古墳が注意される程度である(表56参照、図109参照)。

さて東金市は山武郡全体の古墳群分布からその位置をとらえて見ると、成東川の西側に当たり、家の子古墳群(写27参照)をさかいとして稠密地帯より稀薄地帯にうつる漸移地帯に当たることがわかる。さきにも触れたように山武郡の分布状態を縮図化したような古墳群の分布が見られる。すなわち成東川侵食谷の各支谷に臨む極楽寺・牛ヶ池附近の家の子・道庭等に大規模な古墳群が注意され、市の南西部に移ると、油井附近の古

れてある（図110参照）。

それに対して新しい横穴式石室は古墳時代後期の一般的な内部構造で、石室を築いてから封土の盛土を築き上げ、死体を安置する玄室げんしつより外部に出入りする通路、即ち羨道せんだうを作り、入口に一枚ないし数枚の大きな石で



写28 蕪木古群中朝日丘古墳 前方後円墳

昭54.1.31 古川撮影

墳群が目立つ程度で概して稀薄化し、かえって市街地附近より横穴古墳の分布地帯に入ることなど極めてよく類似した現象である。従って東金市は濃密な古墳分布地帯の西側の限界線を画するように大網方面に向って稀薄化しているのである。

この横穴式石室は六世紀にはいつて全国的に分布することになる。六・七世紀の典型的な埋葬法であって、日本に現われるまでは中国や朝鮮で長い歴史を経てきた。今までの横穴式石室は、棺を安置したのちに四壁が築かれ、主として棺をおおいかくすことのみを目的としたので、室の高さも一メートル前後のきわめて低いものが普通であった。

横穴式は古墳の前・中期時代の一般的な内部構造で、石室は長方形で蓋石も数枚の扁平な大石を使っているこの石室内に石棺又は木棺を入れ、棺の内外に各種の副葬品が入

密閉する。古墳時代前期・中期の竪穴式石室は個人墓であり、一石室に一遺体を埋葬するのみであった。夫婦の死体を葬る場合も石室なり粘土城なりを同一墳丘上に二個並列して別個に葬るのである。ところが横穴式石室は家族墓的な性格をもち、死者がある毎に羨道部の蓋石をあげ、同一玄室内に埋葬しており、横穴式玄室内に十体以上の遺骨を発見することもある。又後期の横穴式石室のころになると、副葬品に鏡・剣・玉・銅等の日常装身具の外に、馬具の類等を副葬するようになるのも一特色である。また横穴式石室を模して丘陵斜面へ横穴（図11参照）を掘って作った横穴古墳も古墳時代後期のものもある。

これらの横穴式石室の古墳には木戸川流域に見られるような大規模の前方後円墳がある。蕪木古墳群中の朝日丘古墳、高田古墳群中の殿塚・姫塚はその例である（写真28参照）。

郡内古墳立地の粗密の要因

前にも述べたように山辺・武射の古墳分布上濃密地域は、大規模河川の流域に見出される。即ち芝山町の宝馬・高田・小池の古墳群。横芝町の中台・取立の古墳群、松尾町の大堤・蕪木の古墳群は水量豊かな高谷川と木戸川の開析した樹枝状谷の末端台地上に見られる（図112参照）。又成東川の溪谷に臨む山武町の墳谷・胡球手・麻生新田の古墳群と、やや南下して真行寺古墳につらなる。更に山武町の細田古墳群・成東町の板附・和田の古墳群がある。成東川の西側には山武町の下布田・森・西ノ台古墳群が独立し、南西部に移るに従って東金市の牛ヶ池附近の一級古墳群をもって終わる。

附記するまでもないが牛ヶ池古墳群の周辺は最近のブームであるゴルフ場の建設並に公的な施設の用地化し山辺郡の古代史の謎も近代化の波に押し流されつつあるは、まことに筆者一人だけのノスタルジャではないと思う。

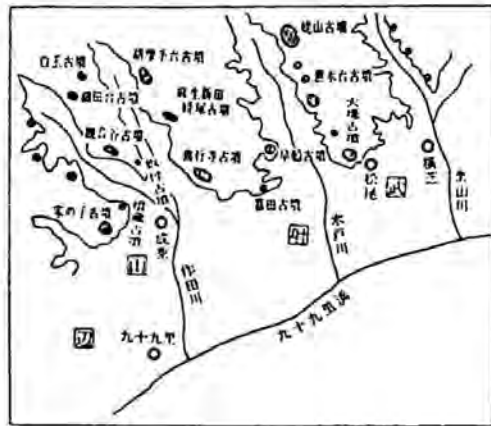


図112 木戸川流域の古墳群の図 古川原図

このような分布から考察すると山辺・武射地方の古代文化の中核地域は現在の山武郡東北部に位置した地域になる。どちらかと云うと東北部の武射地方に偏っていたことになる。それは何故であろうか。

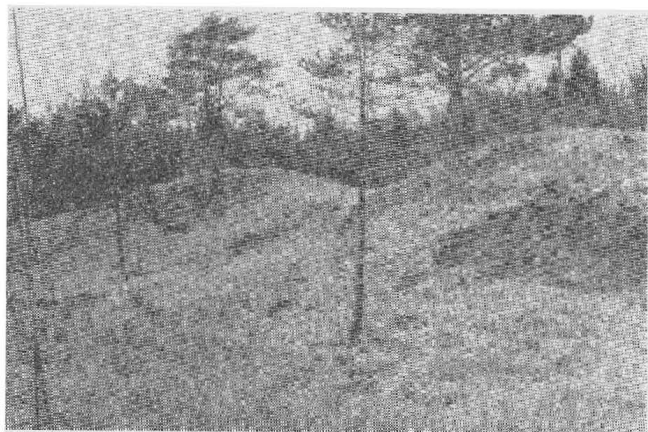
前述のようにこの地域がかように開発が古代に進み、恵まれていたことは、木戸川・境川・成東川の水利条件に恵まれ、水田化が容易に進められる立地要因があったからである。これが古墳群の濃密地域を形成した要因と推察することができる。

図112に見られるように若い侵食谷である樹枝状谷は谷にそった小河川を有する事がこれを裏付ける。例えば武勝・下布田・極楽寺古墳を見ても成東川の支流が上布田・極楽寺の山間部まで深く入りこんでいることに気がつく。それに比べて

山辺地域の西南部には顕著な河川の発達がない、このことが西南部台地の縁辺部の開発を妨げた要因である。

さて大化(六四五年)の改新前における本地域は、武社国造の治下にあった。成務天皇の時「和邇臣」の祖「彦寛祁都命」の孫「彦忍人命」が武社の国造に任ぜられたという。「和邇臣」は孝昭天皇(第五代)の皇

子「天押帯日命」の後であるという（国造本紀・古事記・和名類聚抄）。そこで武社地域の第一級の前方後円墳（⁸写30参照）をとらえることによって武社地域の中心を推定し得る。川戸彰は百メートル余りから小は八〇メートル前後の前方後円墳がこれに該当する被葬者であって、松尾町を中心とする横芝町・成東町・山武町の



写29 芝山町姫塚古墳

S 54. 1. 31 古川力撮影

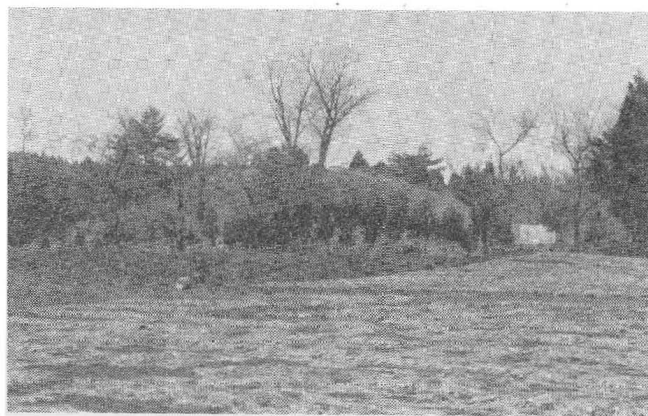


図30 芝山町殿塚古墳一前方後円墳

S 50. 1. 31 古川力撮影

範圍に求められるといっている。

山辺武射の文化圏 更に川戸彰は武社国の中心はどこか 造の治所の中心は山

武郡北部地方といっている先学者の意見に対して、この中心は芝山町よりやや南下した松尾町を中心とした木戸川流域であると推定している。それに該当するものは松尾町の大堤古墳群・蕪木古墳群・胡摩手古墳群・板附古墳群（図113参照）であるとの所論である。

木戸川流域の古墳文化に特色の見られるのは、出土品中、金銅装の大刀・刀子類である。出土品中「金銅製刀子」「金環」「頭椎大刀」（『31参照）等をあげることができる。

地理的に見て武社の政治的中心は木戸川が下総台地の奥深くまで刻んでいる、台地縁部の樹枝状谷にスポットをあてることが至当のようである（図113参照）。

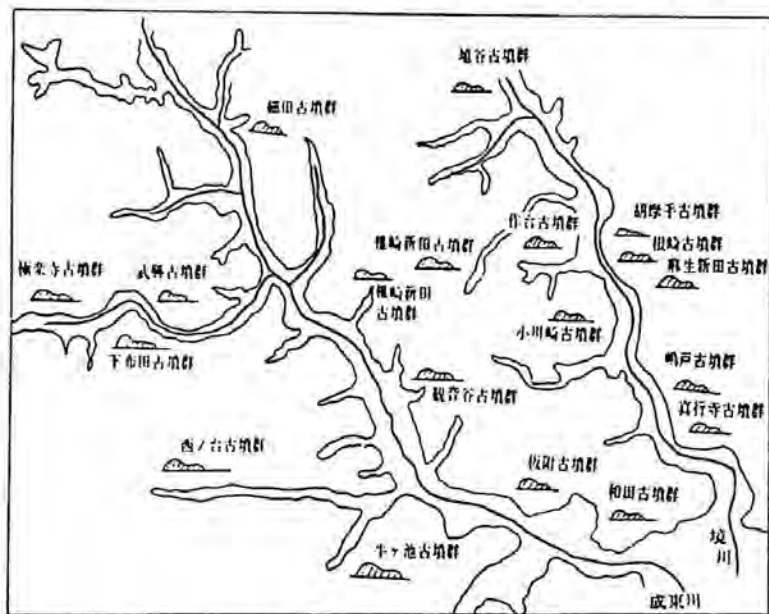
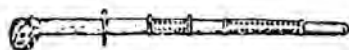


図113 境川・成瀬川流域の樹枝状谷と古墳群の分布 古川力原図



図114 木戸川流域と古墳群



写31 頭椎直刀

以上のように武射・山辺の古代文化圏に我が九十九里町の古代がある。これはわが郷土ばかりでなく、九十九里浜臨海町村は同様であって、武社国造の文化からは遠のいていた。

山辺地域では下総台地東端の海食崖下に、くり広げられた沖積平野は「和名抄」(九三五年承平五)に見える山辺郡七郷の一つ武射郷は第三砂堆上であり開発も武社国造文化よりおくれること三六〇年後である。

一六一九年(元和五)の上総国山辺郡片貝村の古地図には前里・北・法久の集落は見えるが、下谷・下モ谷は人煙稀れで開発は進んでいなかった。このような点から考察するに木戸川流域に開花した武社文化圏形成期には九十九里町の開発の畝は、いまだおろされず深い古代のねむりからさめようとする暁であったのではないか。

(古川 力)

1 註
旧事紀。平安初期（八〇〇年ころ）古代伝承を編集した歴史書。正式には「先代旧事本紀」一〇巻。物部氏が自家の事績を強調するため、紀・古語拾遺その他伝承などから作爲的に編集したものといわれる。ただし天保本紀・國造本紀の二巻は根拠あるものとして重要視される。

2 県主。大化以前の県の支配者、多くは大和朝廷に服属した部族、国家の首長が任ぜられた。

3 桶置。大和時代の村の首長、はじめは田租の収納官を意味した。後に姓となった。

4 上丁。丁はもと脚のひかがみの意。古代の課役を負担した成年男子。特に朝廷の土木工事に使役されたもの。かみつは上級の意か。

5 薄葬令。大化改新の時に出了された貴族・官僚の大規模な墳墓を規制する法令、人民の負担軽減と公地・公民制による私民の使用規制のためにとられた措置。やがて仏教による火葬の普及で意味を失った。

6 ゆい。結。農漁村の各戸間の相互扶助を目的とする共同労働。一時に多くの労働力を要する農業労働（田植・稲刈）・屋根葺等の時、漁村では網曳き等の時に行なわれ、由比などの地名を残す古くからの民俗で日雇労働の成長と逆に衰退した。



人物はにわ



家型はにわ

写32 形象はにわ

7

樹枝状谷。下総台地縁辺部に沖積低地が樹木の枝をひろげたように内陸奥深くまで開折した侵食谷が展開する。この若い侵食谷をいう。土地では谷田とよんでいる。

8

前方後円墳。古墳時代日本特有の墳墓形式。円丘に方丘を附設したものの方丘を前方部、円丘を後円部という。前期の前方後円墳は前方部が低く細く築造され、周囲に濠をもたないが中期になると後円部の径を凌駕する巾をもち、高さも増し、広い濠をめぐらされる。後期になるとその傾向はますます、いちじるしくなった。墳丘には図のような堀輪をめぐらし遺骸は一般に後円部に埋葬された。前方部は祭壇の意義をもつとされる。応神、仁徳陵は代表

的なものである。

参考文献

千葉県農地制度史刊行会 千葉県農地制度史上下

昭、二四

川戸 彰

山武郡の古墳について

同

東金市の古墳

昭、四〇

房総史学

昭、三九

小林 行雄

古墳の話 岩波新書

昭、三六

第二項 古典の記録から見た郷土

上総の名義

上総の国は律令時代の行政区画として東海道の一国である。「古語拾遺」に左の記事がある。

「天富命更に沃塚を求めて、阿波の忌部を分ちて東土に率て往きて、麻・穀を播植えしめき。好き麻の生れる故に、そこを総國（古語に麻を総と謂うなり。いま上総の國、下総の國の二國と為れるは是れなり）と謂い、穀の木の生れる故に、そこを結城部と謂う。阿波の忌部の居る所を安房部（今の安房の國、是れなり）と名づけき、天富命、即て其所に太玉命の社を立てつ、いま安房社と謂うなり。故其の神戸に忌部氏有り」

右によつて総の國とは良い麻の生産される所という名義である。そして総と麻とが同じ意味であると教えている。更に総の國が上下の二つに分れた事を知る。

古語拾遺

右記引用文の原典たる古語拾遺は、八〇七年（大同二）すなわち平城天皇の代斎部広成が朝廷に献じた書物である。古来、中臣と並んで朝廷の祭政を奉仕してきた斎部氏が、中臣（のちの藤原）氏に圧倒されて衰微してゆくのを嘆き、わが一族の事跡を漢文体に書いたもので、古事記およ

び日本書紀に洩れた古代の事実を多く伝えている。

倭名類聚鈔

この書物は略して和名抄といわれる。日本最初の分類体の漢和辞書である。九三一〜九三八年（承平）中、源順が醍醐天皇の皇女・勳子内親王の命によって献上した書物である。音と意味を漢文で表し、万葉仮名で訓を加え、文字の出所を考証し注釈している。

さてその和名抄には、上総を「上麻」と書き、「加三豆不佐」と和訓を施し、カミツフサと読ませている。すなわち万葉仮名式の借訓法である。のちこのカミツフサがつまってカヅサ・シモツフサがシモウサとなった。

古事記

古事記（あることぶき）こはれ現存する日本最初の古典である七二年（和銅五）天明天皇の勅により太安万侶が献上した書物と言う。上・中・下三巻ある。

その中巻、景行天皇の部に、左の記事が我々の注目を引く。

其れより入り幸でまして、走水の海を渡りたまひし時、其の渡の神浪を興して船を廻らして得進み渡りたまはざりき。爾に其の後、名は弟橘比売命、曰したまいしく、「妾、御子にかはりて海の中に入らむ。御子は遣はさえし、政を遂げて覆奏したまうべし。」とまをして、海に入りたまはむとする時に、吾登八重、皮登八重、櫛登八重を波の上に敷きて、其の上に下り坐しき。是に其の暴浪おのづから伏ぎて御船得進みき。爾に其の後歌いたまいしく

さねさし 相武の小野に 燃ゆる火の

火中に立ちて 問いし君はも

とうたいたまいき、故、七日の後、其の後の御節海辺に依りき。乃ち其の節を取りて、御殿を作りて治め置き。其れより入り幸でまして、悉に荒夫琉蝦夷等を言向け、亦山河の荒ぶる神等を平和して、還り上り幸でます時、足柄

の坂本に到りて御糧食す処に、其の坂の神、白き鹿に化りて来立ちき。爾に即ち其の咋い遣したまいし蒜の片端を以ちて、待ち打ちたまはば、其の目に中りて乃ち殺したまいき。故、其の坂に登り立ちて、三たび歌かして「阿豆麻波夜」と詠りたまいき。故、其の国を号けて阿豆麻という。

即ち其の国より越えて、甲斐に出でまして、酒折宮に坐しし時、歌曰いたまいしく

新治 筑波を過ぎて 幾夜か寝つる

とうたいたまいき。爾に其の御火焼の老人、御歌に續ぎて歌曰いしく

かがなべて 夜には九夜 日には十日を

とうたいき。是を以ちて其の老人を齊めて、即ち東の国遣を給いき。

—古事記・岩波書店刊・日本古典文学大系—二二五—二二七ページ

右の文中、「走水」は、日本書紀では「馳水」。岩波本の書紀補注には次のように出ている。

東京湾口の浦賀水道で、海流の急なことからついた名称。天平七年、相模国封戸租交易帳に御浦郡走水郷がみえ、今、神奈川県横浜須賀市に走水の地名がある。尊の経路は、東海道の交通路が古くは旧利根川河口の低湿地帯をさけ、相模国の三浦半島から浦賀水道を舟で横切つて房総半島へ上陸し、上総・下総・常陸へと北上するものであったことを示唆している。

御子 倭建命の敬語である。日本書紀には日本武尊と書いている。景行天皇の第二王子、小碓尊である。その出生および命名は書紀の巻第七・大足彦忍代別天皇（景行天皇）の部に左の如く出ている。

二年の春三月の丙寅の朔戊辰に、播磨稲日考郎姫を立てて皇后とす。后、二の男を生れます、第一をば大碓皇子と曰す。第二をば小碓尊と曰す。其の大碓皇子・小碓尊は、一日に同じ胸にして双に生れませり。天皇異びたま

て、即ち碓に踏びたまいき。故因て、其の二の王を号けて、大碓・小碓と曰う。是の小碓尊は、亦の名は日本武尊。亦は日本武尊と曰す。幼くして雄略しき氣有します。壯に及びて容貌魁偉し。身長一丈、力能く鼎を仕げたまう。

日本武尊

景行帝は小碓尊を遣わして、熊襲を撃たせた。その酋長を川上梟帥と言う。尊は変装して童女の姿となり、寢席に侍り、酒を以て酔わせ、彼の胸を刺す。「汝は誰ぞ」と問われ、「吾はこれ大足彦天皇の子なり。名は日本童男と曰う」と答えた。

川上梟帥、亦啓して曰さく、「吾は是、国中の強力者なり、是を以て、当時の諸の人、我が威力に勝えずして、従わずという者無し。吾多に武力に遇いしかども、未だ皇子の若き者有らず。是を以て賤しき賊が陋しき口を以て尊号を奉らむ。若し聴したまいなむや」ともうす。曰わく、「聴さむ」とのたまう。即ち啓して曰さく、「今より以後、皇子を号けたてまつりて日本武皇子と称すべし」ともうす。

さて古事記に走水を渡った記事がありながら、上総の国名が出ないのは寧ろ不思議と言うべきである。わが上総の国は、日本武尊の東征神話や伝説を厚く温存している郷土である。殊に尊に因む地名由来説が甚だ多い。木更津をその一例として挙げよう。妻の弟・橘媛が海神の怒を鎮めるため、自ら人身御供（犠牲）として入水した事を偲び低回願望去りやらず、「君去らずの津」と言われた地名がつまって木更津となった由。媛を祭る（房総志料）と言われる吾妻神社は、東森にあり、境内の鏡が池は、媛の鏡を納めた場所と伝える。また吾妻の森とも、恋の森とも呼ぶ。媛の袖の流れ寄った海岸の一带を袖が浦と言う。更にその骸の漂着した所を御骸村と言ひ、君津郡の旧根形村・三黒区と伝え、尊が松を栽つてしるしとした。三群山松見寺（普

化神宮)はその跡とか、なお鏡は女の魂代と言われ、武士の魂である刀に相当する。

航海安全を祈るため、鏡を海に投げる習俗(呪術)は、紀貫之の土佐日記にも見えている。更に旧本納町(茂原市に合併)には橘神社がある。媛を御祭神とし墓の趾と伝え、延喜式神名帳や三代実録にも見えている。

日本書紀

(ニホンシヨキ・やまとぶみ) 古くは日本紀(ニホンギ)と言う。古事記よりおくれること八年、すなわち七二〇年(養老四)元正天皇の時代、舍人親王・太安万侶等が撰進した編年体の官撰の正史である。六國史の第一で、神代から持統天皇の一年八月までの事蹟を漢文で記した歴史書。三〇巻。

前の古事記にある弟橘比売の入水(投身自殺)に相当するくだりは左の通りである。入水は御子を助けるための人身御供(犠牲)である。

亦相模に進して、上総に往せむとす。海を望りて高言して曰はく。

「是小さき海のみ、立跳にも渡りつべし」とのたまう、乃ち海中に至りて、暴風忽に起りて、王船漂溺いて、え渡らず、時に王に従いまつる妾有り。弟橘媛と曰う。穂積氏忍山宿禰の女なり、王に啓して曰さく、「今風起き浪急して王船没まんとす。是必に海神の心なり、願わくは腹しき妾が身を、王の命に願えて海に入らしむ」ともいう。言訖りて、乃ち溺を抜けて入りぬ、暴風即ち止みぬ。船、岸に著くこと得たり。故、時人、其の海を号けて馳水と曰う。爰に日本武尊、すなわち上総より転りて、陸奥国に入りたまう、時に大きな鏡を王船に懸けて、海路より菰浦に廻る。横に玉浦を渡りて、蝦夷の境に至る。

— 日本書記上・岩波書店刊・日本古典文学大系67—三〇四—三〇五ページ—

待望の上総は、右の日本書紀にやっと出て来た。しかも前後、二度出ている。次に葦浦は所在未詳。地名辞書は千葉県安房郡江見町の吉浦とする（岩波本・書紀補注）。更に玉浦は、和名抄に下総国匝瑳郡珠浦郷とある。地名辞書は、千葉県夷隅郡の太東崎から海上郡飯岡町にいたる、いわゆる九十九里浜のこととする（補注）。

なお鏡がここにも出て来た。御祭体として鏡は最も多く祀られる。この場合は神・天皇・皇軍（王子）の權威的象徴と見るべきか。

（中西三郎）

第三項 律令制下の郷土

大化改新

大和朝廷による国家支配体制も五世紀後半～六世紀には重大な危機に見舞われることとなった。対外的には、朝鮮半島経略の失敗、国内的には朝廷を支える中央の有力豪族の対立、度重なる軍役に対する豪族・民衆の抵抗の発生、さらには生産力の発展につれ、旧来の氏族的集団が崩れはじめ、これまでの族長を通して氏族集団ごとに民衆を支配する体制の維持が不可能となつて来たことなどがあげられる。このような事態の中で、蘇我氏が聖德太子と共に実権を握った。彼らは天皇を中心とする中央集権国家建設を策したが、天皇をはじめとする支配者達が領地（屯倉・田莊）や領民（部民）の奪い合いを続け、民衆搾取を強めるだけであつたから、体制の危機は更に深まつた。

大陸では、六世紀から七世紀にかけ一大変革が起つた。南北朝対峙の形勢は隋によって統一され、七世紀初めには、それをひきついだ唐朝が律令体制を整備し、均田制を施行して、全国の土地・人民を皇帝が

直接支配する新体制を確立した。朝鮮でも新羅が、それを導入し、半島統一を進めつつあった。六四五年、中大兄^{おほのさかののち}皇子らの蘇我氏打倒のクーデターと、それに続く一連の改革（大化改新）は、社会体制・支配体制の危機を、唐制の導入によって切り抜けようとする支配者たちの試みに外ならない。

いわゆる大化改新の内容をみると、

一天皇、中央・地方豪族の全ての領地・部民を廃して、天皇の公地公民とする。

一中央集権の行政機構を設け、全国を畿内、および国・郡・里に分け、長官をおく。

一全國的な画一的税制＝租庸調・雑徭を定める。公民の戸籍をつくり、一定の土地を國家より支給する

(班田收授の法)。

以上の三点に要約できる。この改革は七世紀後半、壬申の乱に勝利した、天武天皇の代、成文法（飛鳥浄御原律令）が發布され、さらにそれを基盤として、七〇一年（大宝元）大宝律令、七一八年（養老二）一部改正した養老律令の發布により、完成したものと云ってよいであろう。

総図
下地

我が房総の地は、すでに五世紀後半より六世紀

郷土 前半にかけて、大和朝廷の支配下に組みこまれ

たものと推定されるが、「改新」後、総（そう）の国は、上総（かみつ）・下総（しもつ）の二

国に分けられることになった(図115参照)。安房国は七二八年(養

老二)上総国の南部四郡をもって成立したが、七四一年(天平一三)

上総国に併合され、七五七年（天平宝字元）再度分離し、以後変更



図115 聖武天皇天平期の上下総
吉田東伍 日本歴史地図
より



図116 養老5年上総下総安房の図
吉田東伍 日本歴史地図より

はなかった(図116参照)。

各国には、中央より国守以下四等の、国司(守・介・掾・目)が六年(後四年となる)の任期を以って派遣され管内の全権を掌握した。特に上総国は下総国とともに大國(大宝令によれば、諸國を大・上・中・下の四等に分ける)とされたことから、長官である守は從五位上に相当するものが任命され、以下、介(次官)・大掾(判官)・小掾・大目(主典)・小目・各一名、史生三名の計九名で、国府の役人が構成されていた。なお、上総国は、八三八年(天長三)より常陸・上野とともに、親王任國となり、守を特に太守と称するようになったが、親王は京に在って任國せず、介が國務を代行し守と称するようになった。これを遙任國司というが、地方政治の施退する原因となった。

諸國の中央官庁(国衙)である国府の所在については、安房国府は、現在の安房郡三芳村府中付近、上総国府は市原市惣社の市原台地上、下総国府は市川市国府台とされているが、遺跡については明確ではない。房総地方古代の主要交通路は内房沿いであり、その要衝に建設されたものとみられる(図117参照)。

次に郡・里(郷)についてみると、一〇世紀前半に完成した『延喜式』によれば、全国五百九十郡のうち、房総の地には、

安房国 平群(11)・安房(8)・朝夷(5)・長狭(8)

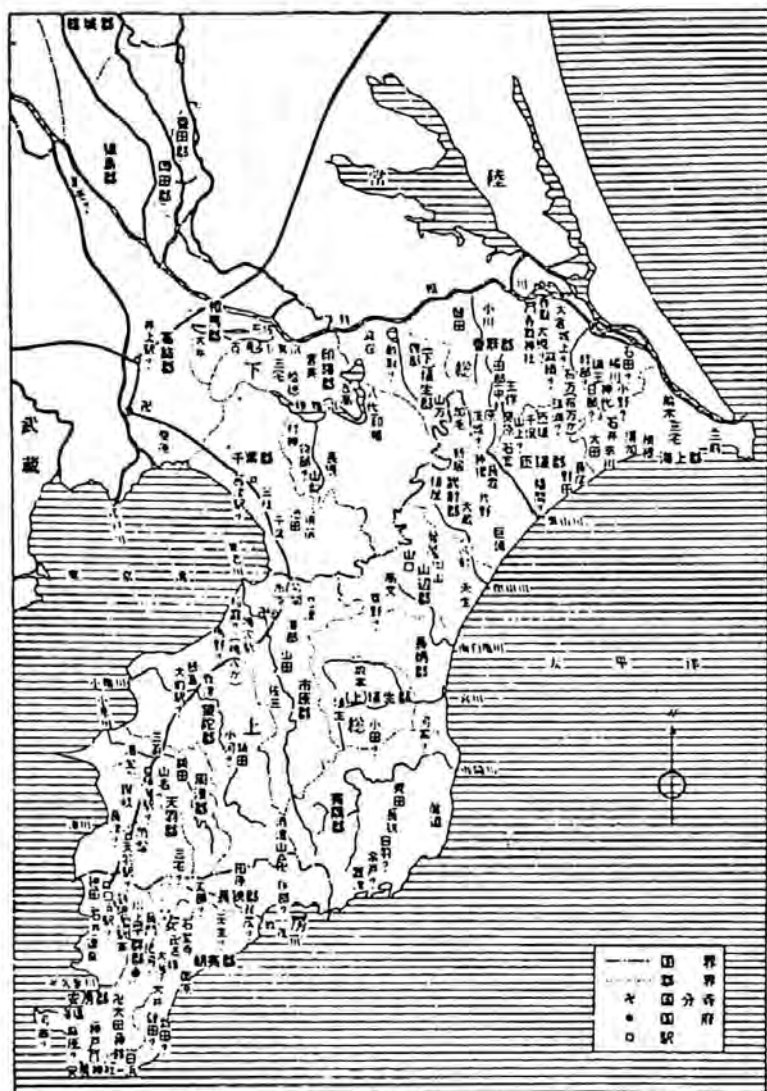


図117 古代要図

千葉県の歴史より

表57 郡の規模と郡司定員

() 内は739年以後の定員
中央公論社、日本の歴史(3)より

等級	里数	大領	少領	主政	主帳
大郡	16~20	1	1	3 (1)	3 (2)
上	12~15	1	1	2 (1)	2 (1)
中	8~11	1	1	1 (0)	1
下	4~7	1	1	0	1
小	2~3	1	1	0	1

上総国 市原(6)・上海上(8)・群蘇(6)・望陀(7)・周准(9)・天羽(4)・夷隅(6)・殖生(6)・長柄(6)・山辺(7)・武射(11)
下総国 葛劔(8)・千葉(7)・印旛(11)・匝瑳(18)・下海上(15)・香取(6)・殖生(4)・相馬(6)・瓊島(7)・結城(5)・豊田(4) (郡名の下の()の数字は和名抄に記された郷の数)
これらの郡が改新後、ただちに設置されたものかどうかは不明であるが、八世紀には、ほぼ二十六郡が存在していたものと推定されている(図117参照)。

郡はさらに里に分けられ、里が末端の行政区画とされた。大宝令によれば、

「凡そ郡は二十里以下十六里以上をもって大郡とせよ、十二里以上を上郡とせよ、八里以上を中郡とせよ、四里以上を

下郡とせよ、二里以上を小郡とせよ」

とあり郡を構成する里数によって、五等に分けられた。里は五十戸をもって一里とし二里以上二十里以下を一郡とし、七一五年(宝元元年)郷里制の施行に伴い、里は郷と改められた。

郡の役人は、郡司といい、旧国造級の豪族のうちから国司の推薦に基き任命された。長官を大領、次官を少領、判官を主政、主典を主帳と称するが、郡の規模に応じて定員が定められた(表57参照)。

前述したように、山辺郡は下郡に該当するので、大領・少領・主帳(書記程度の役職)の三人が任命され、武射郡は中郡に該当し、四人が

任命されていたと思われる。古代の郷土の政治文化の中心である郡衙(郡の役所)の所在はどこか、多くが、郡司(大領・少領などの要職)に選ばれた国造級豪族の住所にして、国府との交通の便に恵まれた地が、選ばれたと推定される。武射郡衙は、日本地理志料によれば旧上界村ないし蓮沼村とされているが、不明確であり、山辺郡衙については、旧大網町山辺付近とされてきたが第二節第一項で言及されているように、昭和四十二年に八街町滝台において「山辺郡印」(写26参照)が発見され、翌年からの発掘調査により、奈良・平安期の一大集落跡が確認された。山辺地方の中心地、すなわち郡衙の所在について重大な示唆を与えているものと思われる。⁽³⁾山辺・武射地域の文化圏については前項「古墳の分布から見た武社・山辺の文化圏」を参照されたい。

末端の行政区画である里(郷)の役人は、里長とよばれ、住民の中より清廉強幹な者を選んで任命し、郡司の監督下にあつて、戸口を検し、農桑を課殖し、賦役の催促にあたつた。筑前守を勤めた山上憶良の『貧窮問答歌』に登場する「楚(むち)とる五十戸長」は権力の末端機構、手先であることを遺憾無く發揮しているが、わが郷土の里長はどうであつたろうか。

次に郷土を含む山辺七里(郷)についてみると、『和名抄』に、郷名として、禾生・岡山・菅屋・山口・高文・草野・武射があげられている(図47参照)しかも沿岸部は多くが未開の原野であつたと推定され、多くの郷は台地の末端に分布している。

平野部に禾生郷がある『日本地理志料』によれば、

「按ずるに粟生・片貝・小関・御門・荒生・大沼田・西野・貝塚・真亀・沼田・今泉・四天木の諸邑にわたり、海保の

郷と曰ふ。蓋其成也。」

とあるが『大日本地名辞書』によれば、

「今片貝村の辺に粟生の地名あれども沿浜の漁村にして古代の郷里にあらず……中略……されば此禾生も今の福岡村・増穂村あたり長柄郡粟生野の北に接する地なるべし」。

とあり、後者の説が妥当なものと定説化されている。

律令制下の 「大化改新」後、従来の氏人部民は「公民」とされ、氏族共同体的集団としてでなく、個

民 衆 ヲの世帯共同体を「戸」として、国家機関の直接の支配の下に、置かれることとなった。

大宝律令によれば、戸籍は六年毎につくられ、戸の等級、戸主以下家族の姓名・年齢・位階・正丁・次丁・嫡庶の別・疾病等を書き、一戸毎に集計したものである。計帳は毎年作られ、調・庸・賦課の台帳とされた。

令の規定によれば、国司はその年の六月中に国内の戸主に、戸内の口数・性別・年齢・容貌および課口、不課口の別を書いた手実を提出させた。これらを基にして六年毎に班田收授が実施された。男女共にその年までに六歳に達した者には、男子一人につき二段（約二〇アール）、女子一人につきその三分の二の田を「口分田」として割当て耕作させる（公私の奴婢・家人・雑戸等は賤民として、公民・良民の下に置かれ、良民男女のそれぞれ三分の一を支給された）。そして本人の死去により「口分田」は収公される。

班田制の実施を円滑にするために、条里制といわれる土地区画方式が実施された、これは一辺の長さ六町（約六四八メートル）四方の一区画を里または坊といい、これを一部あるいは数郡単位にして、南北を一条・二条・東西を一里、二里と数える。里はさらに各辺を一町ごとに六等分し、坪と呼ばれる三六の区画に分け



写33 条里制のあとを残す旧市原部の絵図
飯香岡八幡宮所蔵

る。全体として整然とした格子状の地割となり、今日でもその遺跡は畿内、瀬戸内地方などに明白にみられるが、我房総の地では西上総にその遺跡が見られるだけで（写33参照）、東総では旧大網町周辺にその遺跡らしいものがある。人民は土地を支給される代わりに、国家に対し貢納の義務を負わされた。租・庸・調・雑徭を基本とする税や兵役がそれである。

租はすべての口分田に課せられ、稲で徴収される。段当り二束二把（後には一束五把）一束は米で今の約二升に当るから、男子は租として八〇九升の米を徴収されることになる。当時の田の収穫は段あたり米で一石と推定されるが、これは上田の収穫で中田・下田・下々田となるに従い収穫も減少し、平均すれば八斗前後と考えるのが妥当であろう。これより計算すれば租率は収穫の約三％前後となる。

庸は一年に一〇日間、都で朝廷の労役に服する徭役であるが、畿外諸国の人民は、その代わりに定額の布を納める。調は絹・綿・布その他、その土地の特産品を納める。「延喜式」によれば、房総地方から調として、安房国から紺細布・縹細布・烏子鰯・放耳鰯・着耳鰯など、厩として海松などがあげられ、上総国からは調として、綿・緋細布・紺望陀布・縹望陀布など、厩として布を納入し、下総国からは調として、綿・紺布・縹布・黄布など、厩として布を納めている。このほか土産

の貢進物として、安房から堅魚・紙・鹿革など。上総から凝海藻（テンダサ）・雜脂（ほしにく）・筆・鹿皮・木綿・紙など、下総から稚海藻・鹿革・筆・牛角などが納められている。庸・調とも男子にかかる人頭税であり、正丁（二一歳〜六〇歳）・次丁（六一歳〜六五歳）・中男（一七歳〜二〇歳）という年齢区分ごとに、一人につきいくらと定められていた。

租・庸・調を合計して米に換算すると、総収獲のほぼ二割程度と推定される。数字のみを見れば軽く見えるが、生産力の極度に低いこの時代にあつては、かなりの重税と思われる。この他「出挙」といわれる勸農、救貧を目的とした利息付貸付け制度（公出挙は、国司が租として納められた稲を春に貸出し、秋の収獲の後に五割の利息をつけて返還させた）があつたが、しだいに雑税の一種となり、強制的に貸し付けられ、貴族・寺社・土豪などの行なう私出挙（利息は一〇割が普通）と相まって均田農民の生活を破壊した。また「義倉」といわれ、貧民救済のため、富裕者からの寄付、または戸を上戸から下戸まで九等に分け、等級に応じて粟などを徴収し貯蔵しておく制度もあり、これも民衆にとっては税の一種とも受け取られるものであつた。

以上のような種々の税の他に公民には、徭役労働が課せられた。まず公民を最も苦しめたのが兵役である。その年限は四〇年にもわたり正丁（二〇歳〜六〇歳までの公民男子）の中から三人ないしは四人に一人ずつ、食糧・兵器自弁で地方軍団の兵士として、六〇日間勤務し（その年には他の徭役はすべて免除される）訓練を受け、事ある時は戦場に出陣する。庸総における軍団の所在地については、栗田寛の『軍団考』によれば、安房では平群郡に、上総では市原郡に、下総では葛飾郡に置かれたとあるが、詳細は明らかでない。軍団兵の一部は「衛士」として一年交替（のちに三年）で上京し、衛門府及び左右衛士府に配されて、警備と雑役に

服した。また兵士としてではなかったが、五〇戸につき正丁二人が選出され、在京の諸司や封戸の給主に配置され、雑役や労役に服した。

さらに軍団兵の一部は九州沿岸の守備兵として送り出された。これを防人という。(この制度については第二節、その五に詳しく述べられているので、参照されたい。)防人は八世紀に入ると東国兵のみから構成されるようになった。なぜ九州から最も遠い東国兵が利用されたのであろうか。東人の勇猛さが買われたものであると言われているが、史上多くの征服者の政策と同じく、政府の方針の根本も被征服集団の勇敢な戦闘員は他国へ移すという所にあったものと思われる。後に触れるが東北蝦夷討伐の主力も東国兵であった。なお、どのくらい兵士が防人として郷土から九州へ出陣したかと言うと、七三八年(天平一〇)の夏、東国兵を北九州から引き上げ、九州兵に防備をさせたことがある。防人達の往路は難波津(今の大阪)までの路用は自弁・そこから大宰府までは公費で支弁された。三年後の帰路の費用は沿道の国々の供給によることになっていた。この年の防人の帰郷にあたり沿道の諸国は規定により一人一日あたり稲四把(米約八合)と塩の食糧を支給し正税帳という国衙財政の報告書にその旨を記した。「駿河国正税帳」によれば、帰郷の防人が駿河国以遠にまで帰っていった者の数を記している。兵士一、〇八二人中、房総の兵は安房国三三人、上総国二二三人、下総国二七〇人で計五二六人。約半数を占めている。

徭役の第二は雑徭である。国司・郡司は正丁を一年について六〇日、次丁は三〇日。中男は十五日間使用することができた。また租として徴収された稲を郡の倉庫に納め、調庸の品はすべて都へ運ばねばならず、運送のための費用は全て公民の自弁であった。

租・庸・調・徭役等を合わせれば、律令制下の民衆の負担は極めて重く、やがて彼らは「逃亡」という形の抵抗を始める。七二一年（養老五）兵部省の長官は、都に派遣された衛士らが、しばしばしめし合わせて逃亡し抑えることが出来ない。その原因として衛士たちが、青年時代に徴収され、白髪になって帰郷を許されるという現状だからである。と政府に報告し、政府もやむなく衛士・仕丁を三年交代とすることにした。民衆のささやかな抵抗の勝利である。

律令体制は確かに種々の点で、進歩的意義を持った体制であることには疑いが無いが、七三〇年（天平二）の安房国の義倉帳によれば、公民の生活程度を上々戸から下々戸および等外戸の一〇級に分割した場合、該当する郡名は不明であるが、在戸数四百十五戸の内、下々戸が六十九戸、等外戸が三百二十七戸もある。等外戸とは、救済の必要な戸である。いかに史上進歩的意義を持つ体制であろうと、このような民衆の状況では早晚崩れざるを得ないと言わねばならないであろう。

東北経営の 前進基地 房総の地は、大和朝廷の辺境地であると同時に、東北経営の前進基地としての機能を持たされてきた。房総三国を含めた東国の人民は、そのために兵士として、あるいは植民者として、さらに兵糧の供給地として、大きな負担をかけられた。

大和朝廷が組織的に東北経営を進めたのは、六世紀の中頃以降であろうと考えられる。当時、東北地方の住民は蝦夷と称され、かつて明治大正期までは、アイヌ人説が定説化されていたが、現在は、アイヌ人ではなく東北辺境の未開の日本人説が有力化しつつある。

改新後の東北経略は、まず日本海側より行なわれた。六五八年（斉明天皇四年）越の国守であった阿部比羅

夫が、秋田地方まで進出し、服属を誓った蝦夷の長を郡司にとりたてたりして懐柔している。

一方、太平洋岸では東北経路の前進基地は、陸奥国^{むつ}の多賀城^{たが}（仙台市近郊）であった。政府は七世紀から八世紀にかけて盛んに出兵し、支配領域を拡大し、東国民を植民させ、蝦夷の反乱を圧殺した。主な出来事を列記すると次の如くである。

七十五年（宝亀元）上総など四か国の富民一、〇〇〇戸を陸奥国へ移住させ、開拓に当たらせる。

七二十四年（神亀元）陸奥海道の蝦夷反乱、藤原宇合^{ふが}を持節大將軍とし、坂東九か国兵士三万人に騎射陣法を習練せしむ。

七三七年（天平九）陸奥国・出羽国連絡路建設のため、上総・下総等六国より騎兵一、〇〇〇人を徴発す。

七六九年（神護景雲三）陸奥国桃生、伊治城に坂東の百姓を移す。

七七六年（宝亀七）安房・上総等四か国に命じ船五〇隻を陸奥へ。

七八〇年（宝亀一）夷俘^{えいぷ}（捕虜になったえぞ）の反乱により多賀城陥落。坂東兵士に動員令下る。下総は鵜^う（米を蒸して乾燥させた携帯・保存用の食糧）六、〇〇〇石、常陸は一万石を陸奥の軍所へ。

七八八年（延暦七）坂東諸国の歩騎五万二千余人を多賀城への集結を命ず。翌年收退、さらに延暦九、十年にかけて東国に革甲・櫛・征箭などの準備が命ぜられた。

七九二年（延暦一一）辺境地を除き諸国の軍団制を廃止。郡司をはじめ地方の富裕者、有位者の子弟を採用し、「龍児^{りゅうに}」という新兵制を創る。安房三〇人、上総百人、下総一五〇人が定員。

七九六年（延暦一五）上総など八か国の人民九千人を伊治城に配置。

八〇一年（延暦二〇）坂上田村麻呂・胆沢城^{いささ}を築き、上総・下総等十か国の浮浪人四千人を胆沢城に配置。

八〇四年（延暦二三）上・下総など六か国より櫛一万四千余石、米九千六百余石を陸奥国中山櫛へ運送せしむ。

以上のように、房総三国を含む東国人民は、正規の諸税の他に、さらに、過酷な負担をおしつけられていたのである。東国人民は九州防衛に、東北経略に動員され休むいとまもなかった。房総民衆の汗と血が古代の日本を支えた一本の柱であると言っても言い過ぎであらうか。

註

- 1 延喜式 藤原時平 忠平らが九〇五年（延喜五）醍醐天皇の命により編集に着手。九二七年（延長五）に完成、さきに編集されていた弘仁貞觀の二式およびその後の式を取捨し集大成したもの。全五〇巻
- 2 和名抄 和名類聚抄の略称。抄わが国最初分類体百科辞典。源順編。承平年間（九三一～九三七）に成立。
- 3 横芝町誌 一一二ページ
- 4 「千葉県八街町流台遺跡緊急発掘調査」九子亘、川戸彰、日本考古学協会昭和四十三年大会研究発表要旨 一九六八。

参考文献
4 日本の歴史 第三巻奈良の都 青木和夫著 中央公論社 二二三ページ

改訂房総叢書刊行会 房総通史（房総叢書別巻）

小笠原長和・川村優 千葉県の歴史 山川出版 昭、三四

直木 孝次郎 社 日本歴史 第二巻古代国家の成立 中央公論社 昭、四〇

青木 和夫 日本歴史 第三巻 奈良の

部 中央公論社 昭、四〇

井上 清 日本の歴史（上）岩波新書 昭、三八

横芝町史編纂委員会 横芝町史 昭、四五

茂原市史編纂委員会 茂原市史 昭、四一

高柳光寿・竹内理三 角川日本史辞典 角川書店 昭、四一

第四項 平安時代の郷土

律令体制の崩壊と荘園制

元来、公地・公民制を基盤とする律令体制は、その成立の始めから、多くの問題点を含んでいた。皇族・中央貴族・地方豪族とも官位・官職に応じて多くの土地を与えられ、また家人・奴婢の數に依りても土地が与えられており、しかも彼らは良田を集め、その富力により精力的に原野の開墾を進めていた。その労働力は、逃亡・没落した班田農民、さらには仕丁・衛士・兵士らの逃亡者でまかなわれていた。

政府はこれよりさき、七二三年（養老七）三世一身法を、七四三年（天平一五）には、墾田永世私財法を出さざるを得ず、早くも公地・公民の大原則は蹉跌した。力を得た貴族・大寺社・地方豪族は、法の制限を無視して開墾を進める一方、没落公民の口分田をも併合し、さらに、職田・位田などを私有地化し、九世紀末になると、貴族・大寺社などの領主は勅旨田（皇宅領）にならない不輸租の特権（田租を同家に納入しない権利）を持つに至った。このような私有地を荘園と称する。

一〇世紀には班田収授の制度は、まったく崩壊し、政府は九〇二年（延喜二）に最後の班田を実施したが、成功せず、律令国家体制を支える重要な柱はここに消滅した。

政府が、国家体制確立のための手本とした唐の国家体制もすでに、八世紀中ごろより動揺を始めており、まず兵制（府兵制）の維持が困難となり、ついで均田制も実施不可能となり、唐政府は七八〇年、貴族・豪族の法を無視した土地所有を認めざるを得なくなり、現実には耕作している土地・資産に応じて課税する方策（兩税法）に切りかえ、人民に平等に土地を分配し、一定の税を徴収するという体制は早くも崩壊していた。唐は以後百年あまりの余命を保つが、一〇世紀初め民衆の反乱・地方軍閥・豪族の抗争の中で滅亡する。さ

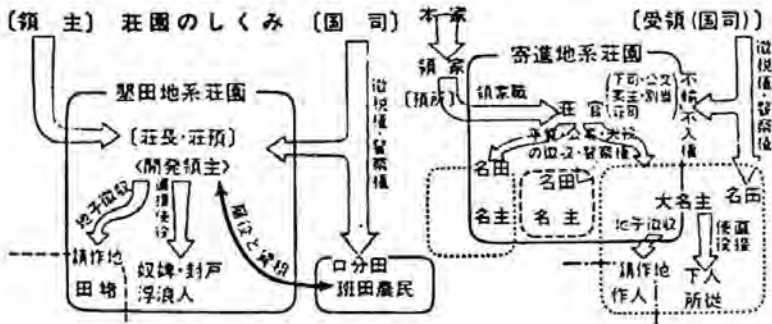


図118 荘園のしくみ

マイティ 日本史より

らに、唐体制を模して国家体制を維持していた朝鮮の新羅も、満州の渤海も同様の時期に同様の運命を辿った。

班田制崩壊という現実を目前にした政府は、土地を実際に耕作している農民・豪族に、その土地をうけおわせ、土地台帳をつくり彼らから一定の租税・労役をとるようにした。その権利を「名」、名を持っている者が、「名主」である。土地が「名田」である。

荘園領主層も、荘園内の直営地(佃)の経営が困難となり、これを次第に減少させ、農民を「田堵」として土地の耕作をうけおわせた。このような変化に適應できず直営方式を続けようとした荘園は時代よりとに残され、荒廃していった。

また、この頃より、地方豪族達は国司の干渉をさけるために所領を中央貴族、寺社に名目的に寄進し、不輸権を獲得し、自分は荘官(土地の管理者、下司・公文・地頭)となるものが増大した。寄進を受けたものを「領家」というが、領家だけでは力不足の場合、領家はさらにこれを大貴族・寺社(これを本所・本家という)に寄進した(寄進地系荘園)。

以上の関係を図示してみよう(図118参照)。

一方、国家の地方長官である国司からすれば、荘園内の農民といえ

ども（その荘園が不輸の特権を持っていた）徭役に取る権利があり、荘園領主の公領侵略に対抗し、公領を奪回したり、荘民に課役をかけた。これに対し荘官である在地の領主や荘民が抵抗し、しだいに、在地領主層は中央大貴族にして、国司をも、おさえる事のできる、権勢家（本所）に頼り、荘園内に国衙の役人の立入りを拒否する権利（不入の権利）をも獲得する。こうして、一一世紀ころには、不輸・不入の権利を持った。半ば国家支配から独立した荘園が拡大し、しかもこれを政府高官である藤原氏などが保証するという重大な矛盾が生ずることとなった。

以上のような、国家機関（国衙）と荘官・荘民の抗争、あるいは、有力豪族（彼らは同時に郡司、荘官を兼ねている者が多い）相互の抗争に備えて、荘官・有力荘民（名主）は、武装化をすすめて、「武士」となり、領内の農民等も武装させ「郎党」を組織した。

やがて大豪族は、中小の豪族をも自己の統率化に組みこみ、大武士団を組織するに至る。それに対応して、国司の武士化も進展する。この時代すでに、公領も領内の名主を支配する一種の荘園化した。しかも国守などの高官は、都にあって赴任せず、任国からの収益を得るだけの存在であった（親王任国であった上総・下総はこの弊害大）ことから、地方政治は現地豪族に一任され、また栄達の望みの少ない貴族らが国司となり、任国に土着して都に帰えらなかつた。このように土着した貴族らが武装し、国司としての權威・広大な領地・血統などを利用して、武士団を形成していく。

武士の棟梁（かしら・おき）として、地方武士団を統率したのが、桓武天皇の裔、高望王の子孫一族（平氏）と清和天皇の子孫一族（源氏）であった。

荘園制と 房総地方にも、平安時代から鎌倉・室町時代にかけて、多くの荘園が成立した。(図119参照)。
郷土 これら荘園の本所・領家として、院・皇族・関白・藤原氏・延暦寺・興福寺などが史料に散

見される。ただし、房総でも比較的開発が遅れた九十九里沿岸地方には、平安時代ほとんど荘園の形成が認められず、わずかに橋木荘(安楽寺領)・玉前荘(鳥羽天皇皇女・上西門院領)・藻原荘(興福寺領)があげられるに過ぎない。

『朝野群載』によれば、藻原荘の成立と興福寺領に施入せられた過程を次のように記録している。

「八世紀後半、上総介に任せられた藤原黒麻呂は、国内巡視のおり(今の茂原市内)原野を発見し牧野として政府に届出た。藻原庄は東西一、〇二〇丈(四千三百メートル余)南北四八七丈(一、七五〇メートル余)にわたるといわれ、孫にあたる従四位上良尚が農民を指揮して開墾にあたり、その子背根の代に至って父の遺命によって藻原荘全てを興福寺に寄進した」

房総においても、領主が、不輸租権獲得のため中央貴族・寺社に所領を寄進していたことがうかがえる。

房総地方の 我が房総の地はすでに述べたように、正規の課役の他に、東北経略の基地としても利用された。 乱 れ、人民の疲弊は甚しかったが、その上、国司も多くが遙任であったことから、国務が腐

爛していくのも当然の成行きであった。

対蝦夷戦争は九世紀初め、坂上田村麻呂の胆沢攻略によってほぼ終結した。これより前、帰順した蝦夷は、その順化の程度に応じて、夷俘・俘囚と区別され、特に俘囚はその首長が政府より爵位を与えられ、諸国に配され、課役を免除されていた。彼らは上総・下総にも配置されており、上総では俘囚料として稻二万五千

東(米約五〇〇石)・下総では二万束(米約四〇〇石)が充てられていた。ところが政府は九世紀以降、次第に強
 任政策をとったことから各地で反乱が発生した。両総関係の事件をあげると、まず、八四八年(嘉祥元)二
 月、上総の俘囚九子廻毛らが反乱した。国司の奏上を受けた政府は下総・相模等五国に勅し上総を援け討伐
 せよと命じた。同年一二月、上総国司は叛逆の俘囚五十七人を斬獲した旨を奏上している。さらに八八三年
 (元慶七)二月、市原郡の俘囚四〇人余りが反乱し、官物を盗み取り人民を殺害した。下総でも八七五年(貞
 観一七)五月、俘囚らが官寺を焼き人民を殺害した。これらの反乱は単発的でもあり、孤立したものであつ
 たから、いずれも簡単に鎮圧された。律令政府に圧迫されていた房総民衆と俘囚が連携して立つような条件
 は、ほとんどなかったのである。

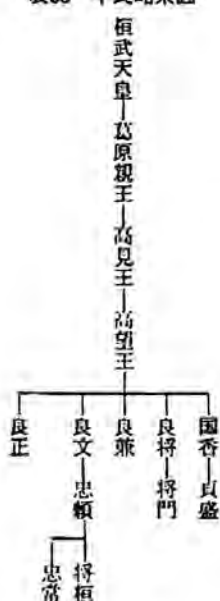
平将門の乱

権力闘争に明け暮れ、地方からの擄取で安逸をむさぼる中央貴族に重大なる衝撃を与え
 たのが、西国、伊予掾、藤原純友と東国下総国を中心とする平将門の反乱であつた

(承平・天慶の乱)。

平将門の出身、反乱過程は、すでに良く知られているところであるが、簡単に触れてみよう。

表58 平氏略系図



平氏が東国に根を張る契機となつたのは、
 桓武天皇の孫、高望王が「平」姓を賜つて上
 総介に任ぜられたことに始まる。高望王の子
 供たちはそれぞれ土着し、地方豪族化する。
 国香は常陸大掾、良兼は上総介の要職に就く

など有力豪族として今の千葉・茨城両県にまたがって勢力を拡大していった。良将の子が将門である。その拠点は下総国豊田郡であったが、九三一年（承平元）ごろより叔父良兼（将門は良兼の娘を妻としていた）と不和となり、さらに父良将の遺領の事でも国香や周辺豪族（前常陸大掾源護など）と対抗し、国香や源護の子息を敗死せしめ、平氏一門内で孤立するに至った（表58参照）。

国香の子、貞盛は京に在って朝廷に仕えており、官を辞し帰国したが、将門の勢に手が出せず、叔父の良正が将門に対抗したが敗退した。良正の救援要請に対して、上総介良兼が上総・下総の軍勢を率いて、下野の国境に於いて将門軍と戦いこれも敗れた。良兼の根拠地については、上総国武射郡屋形村（現檜芝町屋形）に求める説が多いが、横芝の北方台地上、あるいは上総国府（現市原市惣社）などという説もあり、明確ではない。『将門記』によれば、良兼は、上総国武射郡の小道より下総国香取郡の神前に出て霞ヶ浦を渡って常陸国へ入ったとある。

九三六年（承平五）朝廷は源護の訴えを取り上げ、護と将門を京に召喚したが、将門は直ちに上京して弁明し、政府も天皇元服式の恩赦により将門の罪を許した。その間、良兼らは兵備を進め、翌年八月将門を破り妻子を捕えて上総へ帰った。しかし、立ち直った将門は十月、常陸国真壁の地に良兼を襲撃してこれを破った。一方、貞盛は良兼の敗北により、京にのがれ東国の形勢を政府に訴え、政府は再び将門追捕の官符を貞盛に与えた。貞盛は再度、常陸に潜入したが将門の権勢日の出の勢いであり、ひそかに再挙の時を待つこととなった。

九三八年（天慶元）将門は武蔵国の受領と郡司の争いに介入した。事の起りは、この時代各地に発生してい



図120 平将門の乱要図 (茨城県の歴史)

って征圧したのは常陸国府のみであり他はすべて、
さし出している(図120参照)。

ここにおいて政府は藤原忠文を征東大將軍として東国に進軍させた。坂東の事態も変化を見せはじめていた。常陸掾である貞盛は各地を奔走した結果、下野国押領使藤原秀郷を味方につけることに成功した。下野で貞盛と秀郷の決起の様子を察知した将門は、自ら少数の兵を持って、下野に出陣したが秀郷の大軍の前に

た受領層の誅求に対する郡司を頭とする豪族、農民の抵抗と同様に武蔵権守興世王と介の源経基の施政に対する郡司武芝の抵抗であった。将門は両者の和解にほぼ成功したが、源経基は彼らの妥協を疑い京にのがれ政府に訴えた。
九三九年(天慶二)将門は、租税を納めず国司に反抗して追捕を受けた。常陸の豪族、藤原玄明を庇護し、同年十一月常陸国府を攻撃し、国府を焼き、常陸守藤原維幾を捕え印鑑を奪った。その後興世王と結んで下野から上野に入り、下総石井郷(現茨城県猿島郡岩井町)に王城の建設を決定した。

将門はかくして坂東八か国の支配者となるが、合戦によ

思わぬ大敗を喫した。さらに戦場は下総の将門の根拠地に拡大し、将門の奮戦も空しく、戦いは秀郷・貞盛方の勝利に終わり、坂東の動乱も一段落をつげた。

将門による常陸国府襲撃から坂東八国制圧そしてこの敗戦まで、わずか二か月余の出来事ではあったが、政府の統制力は根底からゆさぶられ、その権威は大きくかたむいた。しかも反乱鎮圧は、政府の軍事力ではなく、秀郷など地方豪族によってなされたものであり、彼らの勢力拡張は一段と拍車がかけられることになった。

平忠常の乱

将門の乱後の東国は、社会秩序回復せず、長く動揺が続いていた。下総守藤原有行は「お日夜たえず」と、その情勢を政府に上奏している。^(?) 将門の乱鎮圧に功あった秀郷・貞盛の子孫たちは、東国にそれぞれ勢力を拡大させていた。貞盛の四子は坂東各国の守や介を歴任している。やがて貞盛の系統は伊勢国に新しく地盤を開拓し、伊勢平氏となり、これより清盛が登場し十二世紀には天下に覇を唱えることになる。これに対し坂東では、相模国鎌倉郡村岡郷に居住した良文の子孫が繁栄する。いわゆる坂東八平氏（千葉・上総・三浦・土肥・畠山・大庭・梶原・長尾は良文の系統である）。

藤原氏全盛を築いた藤原道長が死去した翌年、一〇二八年（長元元）政府に平忠常の反乱の報が奏上された。忠常の反乱は、前年一〇二七年（万寿四）から始まっていたものであるが、以後五年間、房総三国を大混乱におとし入れる大乱となった。

平忠常は高望王の曾孫にあたり、良文の系統である（表58平氏系図参照）幼時については不明であるが、上

総介・武蔵押領使となつたと伝えられる。『今昔物語』に忠常について次のような記録がある。

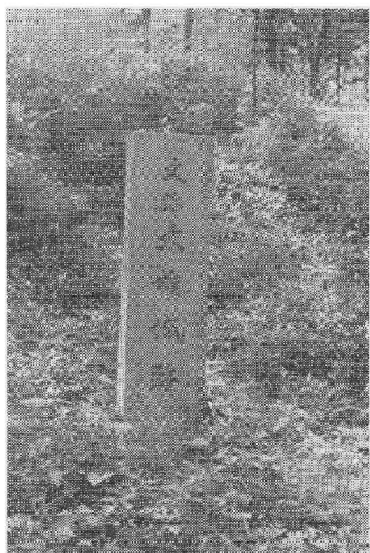
「下総国ニ平忠恒（忠常）ト云フ兵有ケリ、私ノ勢力極テ大キニシテ上総・下総ヲ皆我マニ進退シテ公事ヲモ事ニモセザリケリ、マタ常陸守ノ仰スル事ヲモ事ニ触レテ忽諸ニシケリ。」

とあり、後、忠常の乱平定に功あつた河内守源頼信の告文には、狼戾の風聲が坂東の受領をしのぎ、威猛をはり、朝廷の規模に逆らい官物を牢籠し、調・脂を虜掠（人を取りこにして財物をかすめる）し、官宣を忽諸（おろそかにすること）にしたという。

政府は、一〇二八年六月校非違使平直方等に追討を命じ、彼らは八月に従兵二〇〇余人を串いて下総に向つた。これより前、忠常の従者は、上総国府を攻撃占拠し、さらに忠常は安房國に入り、安房守惟忠を焼殺し、事実上三国をその制圧下においていた。追討軍は、下総に入つたと推定されるが、忠常の勢に圧倒され、手をこまねいていたものと思われる。合戦があつたかどうか不明である。

この間、忠常は再び安房國衙を襲つた。安房守藤原光業は印鑑をすてて京都へ逃亡した。朝廷は平政輔を安房守に任じたが、正輔は伊勢國で、平致経との私闘に、てまどり任地に下向しなかつた。政府もやむなく、平直方を召還（彼は後に伊豆の守に任ぜられ、その子孫は伊豆北条に住して北条氏を称し、鎌倉時代に一大飛躍する）し、九月甲斐守源頼信と坂東の諸國司に忠常追討の命を下した。しかるに頼信はなかなか上総に進攻せず、出発せんとしたのは翌一〇三一年（長元四）の四月のことであつた。

長年の混乱で房総三国の荒廃は、その極に達していた。下総守藤原為頼は飢饉にせまられ、妻子は憂死したといふ。太政官の佐大弁源経頼の日記『左経記』の長元七年一〇月二四日の項に、上総守辰重から聞いた



写34 大椎城跡（千葉市大椎町）
古川撮影

話を書いている。それによると、上総国は忠常の住国であったので、追討使直方をはじめ諸国の兵のために三か年も三か物（租・庸・調か）を調達させられ、一塵も残っていない。上総国は本田二万二、九八〇町余りあるところを、戦乱の終りころ、国司平維時が調査したところ人民の作る田は一八町余に過ぎなかった。そして自分（辰重）が赴任したころに五〇町余となり、その後一、二〇〇町余に増加し、諸国に逃散していた農民も多く帰って来た。これは復興のために調・庸を免ぜよという朝廷の命を守って一分の官物も徴収しなかったからである。ところが京の貴族たちは寄ってたかって納物を催促し、官符で認めてくれた被害は全く考慮もしない。と書いている。

房総三国の荒廃・農民の流亡は戦乱によるものよりはむしろ、追討軍等による軍糧その他の徴発がきびしく、この事が房総の荒廃に拍車をかけたものと思われる。しかも乱後、給地を持つ中央貴族は、上総からの上りを催促している。地方農民の搾取の上に自己の利益のみをはかる貴族の実態を暴露して余りない。

房総を亡国に近い状況に追い込んだこの動乱の結末は、まことにあっけなかった。頼信が甲斐を出発せんとした時、意外にも忠常が出家姿で、子二人、郎等三人を従えて甲斐に降服して来たのであった。その理由は明らかではない

が、かつて常陸守であったとき、命に反した忠常を破り、忠常はこれを契機に頼信と主従関係を結んでいった。従つて今度、頼信が反乱鎮圧に起用されたため、忠常は主人のもとに來降したのである。⁽⁹⁾との説もある。ともかく、頼信は降伏した忠常を伴つて上京の途に就いたが、忠常は五月、美濃国で病を得、六月に同地で死去した。忠常の子常将・常近は頼信の働きによるものと思われるが、罪を免ぜられ以後千葉氏として大いに房総の地で繁榮することになる。

なお、忠常の居城についてみると、上総国大椎城説（現千葉市大椎町）が有力であり、やがて、後に下総の大友城に移ったといわれ（写34参照）、忠常の孫、常兼のときに再び大椎城を修築して居城としたという。大椎城は土氣・大友城は香取郡東庄町にその遺址を残している。⁽¹⁰⁾

千葉氏の 中央、地方ともに政治を喪失しつつある、十・十一世紀、各地に国衙に対する在地領主層興隆と郷土の反抗が見られたが、やがてその実力を自覚した領主層を武士団に組織して勢力を拡大するのが、源氏と平氏である。我が房総の各地においても、莊園を基盤として、武士が発生し活動を開始する。坂東諸国では将門の乱以降、源氏の勢力が広がっていた。特に忠常の乱後、父忠常の遺領を相続した常将は、源頼信・頼義と堅く提携し、前九年の役に際して、叔父の武常・常任等と共に頼義に属して軍功を立てている。さらに子常長は父と同じく下総権介となり、後三年の役には、その子常兼・常仲等とともに源義家を助けて軍功を立てた。常兼もまた下総権介に任ぜられ千葉大夫と号し上総の大椎城を居城とした。千葉氏を称したのはこのころからと思われる（表59参照）。

常兼の後を相続したのが長子常重である。下総権介に任ぜられ、下総の検非違使も兼ね、一二二六年（大

治元)居を千葉城に移した。二男常家は上総国長柄郡一宮の大柳城に居住し、上総氏の祖となった。

常兼時代、その所領相馬郡をめぐって事態が紛糾した。この地は平良文の開拓以來相統されて來た土地であつたが、一一三〇年（大治五）常兼はその一部布施郷を伊勢皇太神宮に寄進した。これを相馬御厨（馬場）という。

彼自身は御厨の下司(わかし)（非

官) となって土地を支配

し、神宮へは、毎年の年

買の他に、土産の雉一〇

○羽、塩曳鮭一〇〇疋を

供進する条件であつた。

以上のような処置は、**国**

衙からの課役をのがれる

ためになされたと解釈さ

れるが、下総国司藤原親

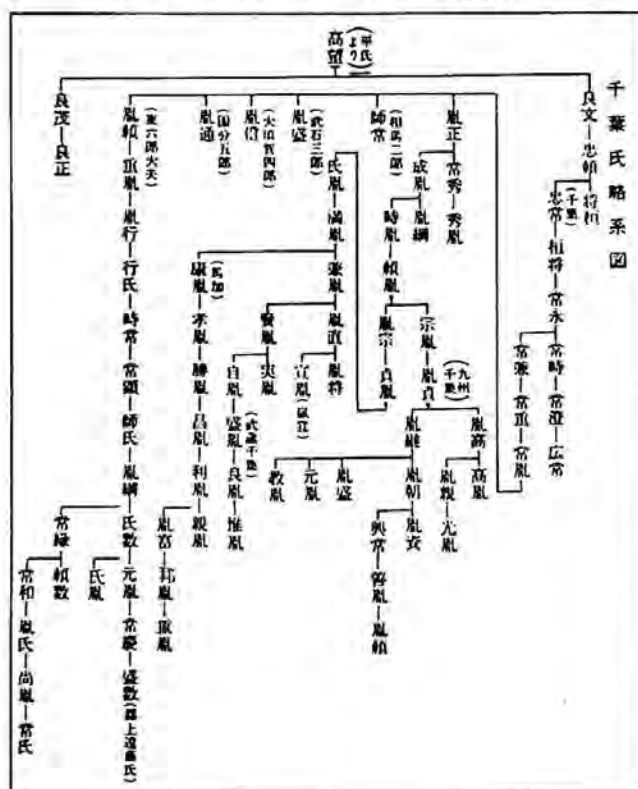
通は、公田の官物を滞納

したとして一三三六年

(保証二) 常重を捕えじやんぼく准白

布を賦課した。

表59 千葉氏略系図 千葉県の歴史より



この紛争をみた常重の従兄弟常澄は、下野守源義朝と結びこれに介入し所領拡大を策したが、義朝は神削を恐れて手をひき、神宮への寄進を認めた。常重を相続した常胤も、絹・縫衣・砂金などを滞納分として国衙に納入したので、国府は常胤を相馬郡司に任ずることになって、相馬御厨の下司職も世襲することになった。当時の荘園の争奪戦の一端をうかがうことができる。

この事件をきっかけにして、常胤と義朝間になんらかの関係が生じたと思われる。それから十年後に起った保元の乱（一一五六年、保元一）には房総の諸豪族も義朝に應じて参戦した。下総千葉常胤・上総介平広常・安房の丸太郎等が房総の兵を率いて義朝と共に上皇の御所に夜討をかけ、勝利に貢献したのであった。ついで二年後義朝と平清盛の間に平治の乱が起った。このさいも、房総諸豪が義朝に味方して参戦したが大敗し、やがて、中央で清盛が政權を握り平氏全盛となるに及び、房総諸豪族もそれに服従し、事態を静観する以外はなかったのである。

（川島 秀臣）

註

1 三世一身法 律令政府の発布した開墾奨励法。新たに溝池をつくって開墾した者には三世（子・孫・曾孫）の間、旧溝池を利用したものは本人一代限り私有を認めたもの。

2 墾田永世私財法 三世一身法が開墾奨励に効力を示さなかったので、位階による開墾面積の制限。申請後三年以内に開墾に着手すべきことなど、一定の条件つきで墾田の永世私有を認めたもの。

3 横芝町史 一四〇ページ

4 朝野群載 算博士三善為康編、平安時代の詩文・宣旨・官符・書札などを分類編纂したもの（一一一六年（永久四）に成立、それ以後の増補もある）。

5 清宮秀堅 硯岡良弼（日本地理志料）山武郡郷土誌はいずれもこの説をとる。

6 将門記 著者不詳。九三〇年（天慶三）成立。戦記文学の最初のもので、将門が興世王とともに反乱し滅亡する過程をしるしている。

7 日本の歴史（中央公論）第六巻 武士の登場（竹内理三著）十二ページ。

8 小右記 右大臣藤原実資日記。

9 日本の歴史（中央公論社）第六巻 武士の登場（竹内理三著）三十七ページ。

10 千葉氏大系図 榎岡良弼著 日本地理志料。

11 古代・中世期の神領、主として供膳・供祭の魚貝などを献納する。領地で、内容的には荘園と等しく、史料的には伊勢神宮領と賀茂社に限られており、前者の御厨は伊勢を中心に全国的に分布していた。

参考文献

改訂房総叢書刊行会 房総通史（房総叢書別巻） 井上 清 日本の歴史（上） 岩波新書

小笠原長和・川村優 千葉県の歴史 山川出版 昭、三四 横芝町史編纂委員会 横芝町史 昭、三八

社 昭、四六 茂原市史編纂委員会 茂原市史 昭、四五

竹内 理三 日本の歴史 第六巻 武士の登場 高柳光寿・竹内理三 角川日本史辞典 角川書 昭、四一

場 中央公論社 昭、四〇 店 昭、四一

第五項 鎌倉時代の郷土

頼朝の挙兵

一一世紀後半成立した平氏政権は、初の武家政権ではあったが、支配構造、経済的基盤などから見ても、真の武家政権であるとは言いがたい。その施政には、従来の摂関家や院の政権には見られない新しいものも見られたが、権力の座についた平氏は、逸楽にふけり、各地の新興領主層を組織化するには至らなかった。要するに平家政権は、過渡期的政権の域を一步も出ることはできなかったの

である。早くも同世紀末には各地に反平氏の動きが活発化する。平氏政権に不満を持つ豪族領主層は源氏諸将の下に結集し、自らの時代を切り開くべく戦いを開始した。

一一八〇年（治承四）四月、後白河院の皇子以仁王は平家追討の命を諸国の源氏に発令した。伊豆に流されていた源氏の嫡流頼朝も北条時政の支援を得て八月挙兵し、初戦石橋山の合戦で平氏方の大庭景親等と戦い敗北したが、海路安房への脱出に成功した。頼朝の挙兵の成否の鍵は房総の豪族（特に上総権介平広常と下総介千葉常胤）が握っていたと言っても過言ではなからう。頼朝は両者に使者を派し支援を要請した。二人とも、保元・平治の乱以来源家、頼朝の父である義朝に縁の深い豪族であったことから援助は強く期待されたのであろう。

常胤は、ただちに一族郎党あげて参陣することを申し出たが、広常は意外にも「千葉介と談合の上」と即答を避けた。かくして頼朝は九月、三百余騎を率いて安房を出発した。『吾姓鏡』によれば、一三日に安房を出て、同月一七日、下総国府で千葉介常胤と会見したとある。安房からどのような経路で下総国府（現市川市国府台）へ進んだかははっきりした説明がない。西上総、東上総いろいろな説があるが、やはり西上総沿岸を北上したと考えるのが妥当であろう。この場合、なぜ常胤が、下総国府で頼朝と初めて会見したかという疑問は残る。

常胤はこの間、下総内の平氏派打倒に全力を挙げていた。まず下総の目代（国司の代官、姓名住居不明）を滅し、さらに、千田莊（多古町栗山川沿岸一帯）を中心にこの地一帯を支配していた平親政（清盛の父忠盛の嫡子）を捕え、後願の憂いを断った。

下総国府に参会した時の常胤の兵は三〇〇余騎、頼朝は大いに喜び今日より常胤を父として仰ぐと言ったという。一方、遅れをとった広常も一九日参陣した。従兵二万余騎、常胤の手勢に比較して遙かに大軍勢である。この時期に於ける広常と常胤の勢力の大小が推察できる。この大軍の参加を頼朝は喜ぶどころかえって広常の遅参を責め、なかなか許さなかったという。広常はその頼朝の態度を見て真の将の器と感服して心から帰順を誓いここにはじめて頼朝は広常をその幕下に加えた。やがて武蔵や相模の諸豪を従えた頼朝は、一〇月初め鎌倉に入りここに根據地を定め、清盛の派遣した平氏の大軍を富士川の戦いで撃退し、東国支配を確立した。

以後、平氏との合戦、同族義仲との合戦に常胤は一族を率いて各地に転戦し九州まで出陣している。その功を認められ、頼朝は、肥前国小城郡を常胤に与え、さらに佐竹秀義の謀反に協力した片岡常春の所領下総国三崎荘も与えている。他方広常はその強大な勢力を背景としていたためか、不遜な言動があるとして頼朝の怒りに触れ、ついに一一八三年（寿永二）謀殺され、嫡子良常も自尽し、広大な所領は和田義盛や常胤に分与されてしまった。

守護と地頭

平氏滅亡後、後白河院の策謀により、頼朝、義経の対立が生じた。院は、義経に頼朝追討の院宣を下したが、義経方に立つ武士はなく、失敗に終わった。頼朝は院を責め、逆に義経追捕の院宣を出させる一方、謀反人をとらえるという口実で諸国に総追捕使（後の守護）と地頭を置くことに院に認めさせた。

守護は国ごとに置かれ、有力御家人が任命された。職掌は京都警固役（大番役）を勤める御家人の召集、謀

反人、殺害人の検断などの軍事、警察権を中心とし、役料として小規模の守護領を与えた。

地頭は以前から荘官の別称として存在していたが、この時から治安維持の名目で全国の荘園・公領に設置され、公領・荘園の区別なく兵糧米として反別五升を徴収し、さらに土地の管理権、租税徴収権、管内の警察権をも持った。地頭の設置範囲は翌年や年後退はするが、現実に土地と農民を支配している中小領主（名主）を御家人として組織する新しい政権の基盤がここに成立した。

さらに一二二一年（承久三）に起った承久の乱を契機として、院や院に味方した貴族、武士の所領三、〇〇〇余か所を没収し御家人をその地頭とした。これを旧来の地頭（本補地頭）に対して新補地頭といい、一一町の土地につき一町の土地を与え、その年貢、その他の負担を全免した。やがて地頭たちは、これを足場にして次第に在地の封建的支配を強化し、下地中分、地頭請などを通して荘園領主層を圧迫していった。

鎌倉政権誕生に貢献した千葉介常胤は当然の事ながら下総国の守護に補せられた。以降、室町時代にかけて千葉氏が守護職を世襲し、千葉一門は北総に勢力を拡大させていく。上総国・安房国の守護は不明であるが、鎌倉末期に至って足利氏が上総国守護に補せられた。『千葉大系図』によれば、常胤の孫境平次常秀が一二二六年（嘉禄二）に守護に補せられたとあり、『上総国誌』によれば、一二四九年（建長二）北条長時が三代八十余年にわたり上総国山辺郡古賀（東金市松之郷）に居住して守護を勤めたという。

地頭についてみても下総の地頭の名は香取神宮の古記録により明らかな者もあるが、上総については史料に乏しく、ほとんどわかってはいない。

千葉六党、鎌倉時代、房総の地に勢力を振った千葉氏のその後の動向をみると、常胤には男子が七人

第一章 中世末までの郷土

表60 千葉六党とその議席

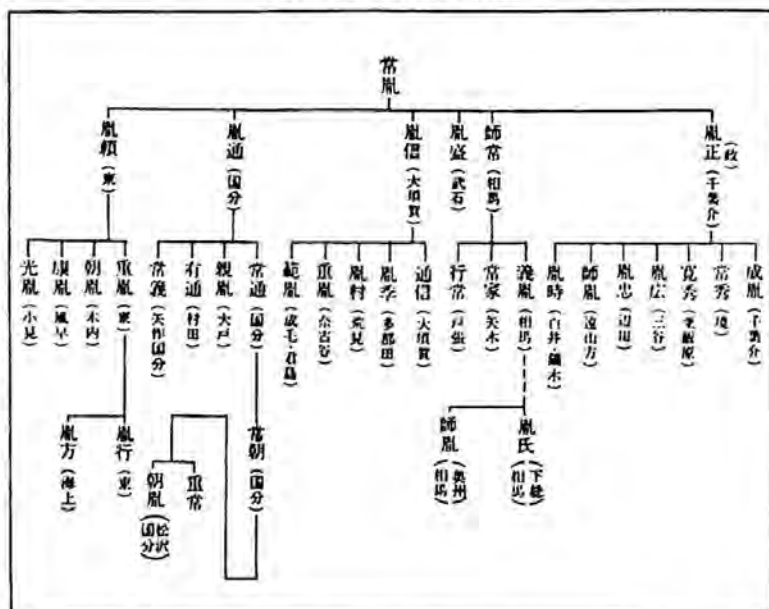


表61 千葉六党所領(上、下総内)

・下総国関係

相馬御厨	木内二莊	印東埴生莊	大小須賀郷	小見分郷	國分郷	東大戸莊	松沢名郷	千葉莊
------	------	-------	-------	------	-----	------	------	-----

莊	條	北	瑳	匪
莊	上	(海)	崎	三
莊		崎		神
郷		田		荳
郷		橋		吉
郷		保		神
莊		早		風
郷		木		矢
				(成

研究史市田

• 上程国因係

玉 崎 莊
市 原 郡
武 射 郡
周 (含御厨) 郡
東 郡

下総(国産生莊の)
、 4 ページ

あり、その中の一人は僧となり、名を律靜房日胤（にちいん）といい頼朝の祈禱僧（きとうそう）となった。他の六人、嫡男太郎胤正（政）、次郎師常、三郎胤盛、四郎胤信、五郎胤道、六郎胤頼はそれぞれ父の遺領をひきつぎ、数度の合戦の功により恩賞として領地を拡大させた。その所領は、本領下総をはじめ上総・常陸・武蔵・九州肥前や陸奥国の一部にまで及ぶものとなり、千葉六党と呼ばれる惣領制武士団が形成された（表59、表60参照）。

このように全国的に散在する所領を背景として千葉一族は、鎌倉期において重要な地位を保持することができた。頼朝死後、有力御家人は激しく権勢と領地を争い、さらに將軍家内部の争い、北条氏に対する他の御家人の対立が激化する中で、梶原景時・比企能員・畠山重忠・和田義盛ら有力豪族は、次々に北条氏によって滅ぼされた。千葉一族もしだいに北条氏に敬遠され圧迫されはじめた。

一二四四年（寛元二）、北条氏の策動により、將軍頼朝は二八歳の若さで將軍を辞退せしめられ、六歳の藤原頼嗣が將軍となった。同年、執権北条経時が死去し弟時頼が執権となつたころ、頼朝支持派は、將軍更迭に憤慨し、密かに北条氏打倒を策しているとの風評が飛んだ。その首謀者は北条朝時の子名越光時や上総権介秀胤（評定衆を勤めていた）らの名が上げられていた。時頼は先手を打ち兵を結集し、威嚇した結果、光時は髪を剃り陳謝したが伊豆へ流刑となり、頼朝は帰京を命ぜられ、秀胤は評定衆を免ぜられ下総に追い下された。

この時にあたり、幕府の重鎮三浦泰村は頼朝に同情し、弟光村と共に北条打倒の策謀をはかり、密かに兵具を整え、合戦の準備を始めた。執権時頼はこれを察知し逆に三浦打倒の好機としてこれを利用した。まず、兵を解散するよう泰村に申し入れた。他方では反三浦の立場にあった安達景盛が泰村を急襲した結果、

三浦一族は大敗し五百余人が頼朝の御影堂で自殺して果てた。この時、千葉氏の一族で泰村に味方した印東、臼井らは戦死し、大須賀胤信の子、重信、範胤らは捕えられた。

幕府はさらに泰村の妹婿である秀胤追討に乗り出した。追討軍の将は、秀胤の再従兄弟の関係にある大須賀胤氏と東胤行であり、一族同志討ちを策す北条氏の巧妙なやり口であった。秀胤はこの時、評定衆を免ぜられ、上総一宮の大柳館（現長生郡睦沢村大谷木）にあったが、追討軍に抵抗することなく、居館に火を放ち子供らと共に自殺して果てた。秀胤の舎弟下総次郎時常は、秀胤と所領争いを展開していたが、兄の危急を聞くと大柳へ馳せ参じ、兄に殉じた。『吾妻鏡』は、この事を「勇士の美談」として紹介している。

秀胤の遺領殖生荘は恩賞として足利左馬頭義氏に与えられ、後に北条実時の手に移った（一二五一年＝建長三）。

千葉氏と 郷土を含む東総地方の開発は、一一世紀以降、千葉系武士の土着により促進された。「千

東総の開発

「葉大系図」によれば、下総権介常長の子常房が夷隅郡鴨根郷（岬町）を本拠とし、常房の常途は下総千田荘原郷（多古町）、常能は同荘金原郷（八日市場市）付近、四子胤隆は山辺荘北部に土着して武射七郎と称した。また「日本地理志料」によれば常長の孫常宗は武射郡大倉郷（松尾町）に封ぜられて大蔵次郎と称したという。

さらに大椎権介常兼の子孫一統は匝瑳郡、武射郡南部に土着して、この地方の開発を大きく進展させた。四子常広系の匝瑳、鷺尾、飯高、湯浅氏や、六子椎名胤光系の「匝瑳党」、次子常家系で鳴戸城（成東町）を本拠として、一三世紀前半より一五世紀半ばにかけて武射南部を支配したという印東氏らがそれである。

莊園と鄉村

開発の比較的遅れた東総地方では、平安朝成立の莊園は極めて少なく、千葉系武士の土着、開発により、鎌倉、室町期に至って、千田莊、匝瑳南条莊、北条莊、松沢莊、山辺

莊、武射御厨（伊勢内宮領）、山辺保（報國寺領）、土氣莊（円覚寺領）などの莊園が成立した。

武射御厨は南郷付近にあり、建久期（一一九〇—九七年）成立と推定され、山辺莊については『莊園志料』によれば、横芝町北部をその莊域としているが、東金西福寺鰯口銘その他の文書等よりみれば、山辺莊は武射、山辺二郡にまたがる広大なもので、成立期は鎌倉末から室町期と推定される。

また山辺保は、東金市田間付近で『報國寺文書』によれば室町期後半の成立と推定される。

鎌倉期から室町期にかけて、古代の郡・郷制を基盤とした国衙領は解体をはじめめる。多くの郷は貴族・神社の莊園（莊、御厨、牧・畑、園）に組みこまれ、莊園化されなかつた郡・郷も名称が変更されたり開発により領域が拡大されたりしながら行政区域的にも内部構造的にも変化していった。

我が九十九里町の黎明期と推定される一五世紀ごろ、『海保郷』『海保庄』と称する新しい郷村名が史料に登場する。

『上総町村誌』によれば「近世沿海の諸村をすべて海保庄といい、又東土川領とよびたり、海保とは蓋し海部の文字を音によみて、「かいほ」、「かいほ」と訛れるものとす。諸州の例、沿海の海部部落に、かいふの名あると同じ。」さらに『大日本国誌』に「国史に曰く古え山辺郡山辺郷海保庄に東土川領といえる邑落の惣名あり、今その唱は東土川宿の一村に存するのみ、凡そ中世の某領と称するは必ずや一諸候の封邑をいう。按ずるに東金城の酒井氏の兵・その屯田發給せられしものに東土川衆ありこれを邑の兵とす」また『大

日本地名辞書（坂東篇、吉田東伍）には

関下 伝に云う、中古東土川領又海保郷、天文二年二月（一七三七）水帳に東土川郷の内、関村と記す。

薄島 伝に云う、中古東土川領、海保郷。

御門 伝に云う、中古十文字領、又海保郷に属す。村は、はじめ帝につくる。将門の居りし故に名付くと。後、

「御門」又「三門」につくる。又「御門」に改むと。

片貝 およそ片貝・宿村の左右は近世皆海保庄、東土川領、惣名に摂せられたり。

とある。我が九十九里町の開発は「宮十文字衆」「東土川衆」「浜川衆」と呼ばれて後に東金酒井定隆の家臣団を構成する有力名主層によって室町中期に至ってようやくはじまったと推定される。いわゆる「海保庄」は図2に示すように東金市東中・宮・高倉・御門・薄島・関下・宿・西野・藤下・小沼田・大沼田の地域を含む五メートルの等高線上に位置し、これが中世期における郷土の開発最前線、いわばフロンティア（辺境・開拓線）であったのである。

武士の荘園 在地領主である武士は、生産力の高まりや、社会不安等を利用して、しだいに中小の名主優 略 層を組織し、公然と公領、荘園を侵しはじめた。特に一二世紀後半の源平の争乱期にそれ

は激化した。鎌倉期、新たに守護地頭となった御家人は管内の軍事、警察、徴税、土地管理などの権限を一手に握り機会をとらえては荘園の蚕食を強めていった。幕府は本来、そのような在地の領主、名主階級を御家人として組織した新しい政権ではあったが「御成敗式目」に守護、地頭が国司や本所、領家の権限を無視し、年貢を抑留することを禁ずる条項を入れている。これは承久の乱後、特にそのような行為が各地で目立

って来たことを背景とするものであった。

この情勢は一三世紀後半、二度にわたって来襲した元(モンゴル)軍との戦いの後、さらに激化した。幕府には恩賞として与える土地もなく、戦いで打撃を受けた武士の不満を解消させることが出来ず、彼らの公領、荘園侵略、農民収奪の強化を座視する以外なかった。幕府の統制力は必然的に弱化していった。

なお、肥前国小城郡に所領を持つ千葉介頼胤は、一二七四年(文永二)の役に出陣して負傷し、同地で死去し、長子宗胤が家督を引き継ぎ、九州に在留した。房総の武士にとっても元寇は無縁のものではなかったのである。

他方、地頭・荘官ら在地領主と荘園領主の激しい争いの中から、一三世紀中ごろより「地頭請」「下地中分」が行なわれはじめ、在地領主の独立した領主化への道が開かれはじめた。

次に房総における武士の荘園侵略の実態について二、三の例をあげてみたい。

『吾妻鏡』の一・一八六年(文治二)六月の条によると、熊野社領である上総国群森庄(君津市北部)は紀州熊野社別当の知行地であったが、頼朝は、この荘園の地頭職に御家人を充てずに、前述の別当を補した。

しかし土地の実際の管理は上総介足利義兼、和田義盛が行っていたらしく、二人は年貢を抑留して納めなかったもので、別当は朝廷へ訴えようとした。そこで頼朝は遣使して二人を諭したという。

また『香取文書』関白前左大臣家(九条良経)の政所から香取社の神主に宛てた下文の写しによると、一二〇七年(建永二)、千葉六党の一人である地頭平胤通(國分五郎)が古来の神領相根郷を地頭の堀の内と称して自己の所領とし、社家の検注使を拒否して年貢を納めなかった。さらにその上なお種々の押領(年中行事の神

事用途にあてゐるための神田の所当を弁せず御供物も懈怠した事。代々の神主が耕作して生活にあてゐるための渡田を地頭の郎従らが押領した事。雑役を神官らにあて、非法を行ない、網や牛馬などを賣め取った。神官が籠居すると、逃亡の跡と称したり、地頭分と称して田品在家を押領した事などを逞しくしたので、神主が左大臣家に訴え、左大臣家から下文を遣わし、地頭胤通の押領を停止し、押領の分は社家に返還すべき旨を申渡したが、この争いの結末はどうなったか定かではない。

一二七二年(文永九)この熊野山領であつた下総国匝瑳郡南条東方(八日市場市)の新田について、領家側預所から検注使をいれて、員数を調査しようとしたが、地頭側はこれを拒否した。地頭椎名胤高、胤義父子は『もし領家側が検注を止めるならば、所当のほうは胤高の父宝運の時の所済の二倍をもつて并済する』と述べている。

幕府側では『一荘の検注を遂行すれば、それが前例となるので他荘の地頭が定めて愁訴するであらうし、両総に新田を開作しつゝある地頭らはそのままにして、匝瑳郡の場合だけ預所のいい分をとすならば、のちに訴訟がおこつた場合に困るから』と、新田の検注を停止し、地頭側の主張を容認している。

このように地頭、荘官らは、本所、領家に送るべき年貢、公事を横取りし、あらゆる機会をねらつて農民からの収奪を強めていった。

本所・領家・地頭・荘官などの領主層から搾取を受けた当時の農民(百姓・名主・間人・脇在家・下人)は、領主の直営地(佃)の耕作をさせられ、年貢・所当として、米をとられ、万雑公事という夫役を含めた種々の雑税をとられた。

一二—一三世紀ころの反当りの収量は近畿の上田で一石二斗—一石三斗位であり、名田に課せられる年貢は、一三世紀に五斗—六斗である。房総における鎌倉後期—南北朝にかけての年貢は、下総下河辺^{しもへべ}荘で、一反について八斗四升、普通の百姓名田が四斗程度であり、本更津の北部にあった高桑^{たかさ}荘では佃反当り九斗五升、名田二斗五升、西上総養老川中流の市西郡新堀郷では佃反当り四斗—四斗五升、名田二斗、香取郡東莊^{ひがし}上代郷の名田は四斗五升の課税額であり、全国平均に比較して、やや低くなっている、労働地代である夫役の比重が高かったせいであろうか。

生産の拡大、商業の発展は、百姓名主の階級分化を促進し、一四世紀に入ると、武士化し、土地を拡大した名主の上層部は地侍^{じしやうい}、国人^{こくじん}などと呼ばれ、独立する中小自営農民を結集し、荘園をのりこえる「惣^{そう}」という組織を形成し、その力を持って領主、地頭に抵抗するようになる。

このように領主化する地頭や荘官、さらには地侍・国人を階層別に従属させることに成功した有力守護の中から次代の指導者が発生してくるのである。

(川島 秀臣)

註

1 吾妻鏡 一一八〇年(治承四)から一一六六(文永三)に至る鎌倉幕府の事績をしるした史書。編年体で日記体裁。全五十二巻。

2 御家人 鎌倉期、将軍の家臣が将軍を尊んで自称したことから一般化した言葉。将軍から本領を安堵^{あんどう}され、給恩を与えられた反対給付として、大番、警固などの御家人役を将軍に奉仕した。東国の在地豪族出身者が多い。

3 下地中分 荘園における年貢、所当や土地をめぐる荘園領主と地頭との争い解決の一方。荘園内の土地に境界をもうけ、その一半の部分は年貢は荘園領主に納め、他の一半については地頭の完全支配を認めた。

4 地頭請 荘園領主は地頭に荘園の管理をいっさいゆだねるかわりに、毎年豊凶にかかわらず一定額の年貢進納を請

負わせた。下地中分とともに荘園制崩壊を促進。

(5) 評定衆 鎌倉、室町幕府の職名。鎌倉幕府では一二二五年(嘉禄一)に三代執権北条泰時が創設。執権とともに評定所において裁判、政務を合議及決した。人員は一五名程度で、北条氏一門が、大江、清原ら明經、明法、文筆の家や三浦、千葉佐々木など有力御家人から任命された。

(6) 横芝町史一四五ページ

(7) 第二編第一章、第四節岡集落の開発、第三項旧酒井越中守家臣団の郷村開発と近世初期の隠遁武士の地主化とその開発。参照。

(8) 千葉県の歴史 六九ページ。小笠原長和・川村優著 山川出版社 一九七一。

(9) 同書六八ページ

参考文献

改訂房総叢書刊行会 房総通史(房総叢書別巻)

小笠原長和、川村優 千葉県の歴史、山川出版社 昭、三四

竹内 理三 日本の歴史、第六卷武士の登場、中央公論社 昭、四〇

石井 進 日本の歴史 第七卷鎌倉幕府 (中央公論社) 昭、四〇

井上 清 日本の歴史(上)岩波新書 昭、三八

横芝町史編纂委員会 横芝町史 昭、四五

高柳光寿、竹内理三 角川日本史辞典 角川書店 昭、四一

伊藤 一男 下総国殖生荘の武士と村落 (成田市史研究) 成田市史編纂委員会 昭、五一

第六項 南北朝時代の郷土

鎌倉幕府の滅亡

元寇以後、幕府の支配体制は動搖をはじめた。幕府の戦後処理に不満を持つ多くの武士は盛んに公領・荘園を侵略し、農民搾取を強めることで、幕府の保護に頼らず、各各実力に

よる立ち直りをはかった。農村でも生産の発展や商業の進展などを背景にして階級分化が早まり、名主層の上層部は武士化し、地侍・国人などと呼ばれる新興勢力として、領主・地頭に対する抵抗の姿勢を持ちはじめていた。多くの御家人層は、元寇による打撃や商品貨幣経済の進展、さらには農村社会の変化に適応出来ず没落をはじめ、農村の変化を認識し地侍層をうまく組織化することに成功した御家人は、しだいに独立の封建領主化することにより混乱を切り抜けるのに成功していく。

幕府の支配体制の基盤をなす惣領制も、このような情勢の中で崩れはじめた。家督を引き継いだ一族の長（嫡子・惣領）が庶子を統制し、庶子に知行を分配して分割支配させ所領の経営を行ない、対外的には一族とその所領の総責任者として一族を率いて戦闘に従事し、大番役などの公事については庶子間にそれを割りあてた上、一族を代表して勤仕した。これを惣領制（そうりょうせい）というが幕府は一族内全所領の安堵（あんどう）も一般には惣領に対して行なわれていた。

やがて、現実に所領と農民を支配する庶子は独立性を強め、対抗上惣領は分割相続をさけ単独相続を強行するようになった。鎌倉期末より南北朝期にかけて、相続権をめぐる一族内の激しい抗争が頻発するようになる。

このような抗争を幕府は調停出来ず、御家人の没落も救えず、さらには幕府内部の抗争も激しくなった結果、評定衆による合議体制をやめ北条一門の独裁によって混乱をおさえる方向をとった。各地の守護も一族のものを補した。北条氏最後のあがきである。すでに御家人をはじめ武士・地侍・民衆は完全に幕府を見限っていた。

一三二八年(文保二)即位した大覚寺統の御醍醐天皇は、このような情勢を幕府打倒の好機とみて、公家・寺社・諸國の武士に働きかけ、倒幕の兵を挙げた。はじめは失敗し、天皇は隠岐へ流されたりしたが、これを契機に各地に反幕の蜂起がまき起り、全国的な大動乱となった。地方では地侍層に率いられた民衆が領主地頭と戦い、あるいは地頭が彼らを組織して上級の莊園領主に対抗した。

一三三三年(元弘三)、後醍醐天皇は隠岐を脱出した。下野の豪族足利高氏は反乱し、京の六波羅探題を滅した。上野の豪族新田義貞は鎌倉を急襲北条一族を滅し、九州探題も九州の有力守護によって倒され、ここに鎌倉幕府は完全に滅亡した。時に一三三三年五月鎌倉幕府は一四〇年余で滅亡した。

京都で政權を握った後醍醐天皇の施策は後退しつつある公家、寺社の莊園支配を復活し天皇を頂点とする古代的勢力の再建に注がれ進展しつつある封建制に真向から対立するものであったから「新政」にかけた武士層の期待は早々に崩れ去った。

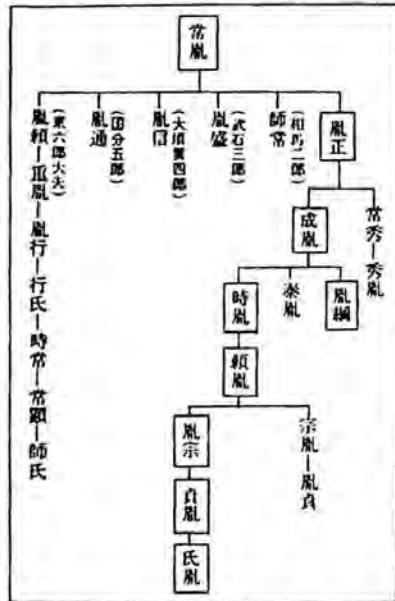
一三三五年(建武二)、足利尊氏は鎌倉に拠って反旗を翻した。これより再び全国的大動乱が再開され、尊氏が最終的に勝利者となった。以後一三五五年(北朝文和四)まで、いわゆる南北朝の抗争が展開されるが、幕府(武士)対朝廷(公家)の争いというよりもむしろ、北朝・南朝をそれぞれ政治的に利用する武士相互の争いという色彩を強めてゆき、その間に尊氏は北朝を利用し、時には南朝を利用し、急進派(莊園領主権を打破せんとする武士階級の立場を早急に推進しようとする勢力)を抑えながら、室町政權の基盤を創立していった。

動乱時代と

千葉氏の内紛

鎌倉末期から南北朝時代の五〇年余の動乱の時代に郷土房総の地はどうであっただろうか。

表62 千葉氏略系図(2)



まで護送する任にあたった。さらに天皇の配下にあつて活動した花山院大納言藤原師賢の身柄をあずかり下総へ帰還した。貞胤は師賢を大須賀氏の領地香取郡大須賀助崎城附近に居住せしめたが、五か月後病を得て当地に没した(表62参照)。師賢はすぐれた歌人でもあり、『新葉和歌集』にその歌が収められている。

死出の山越えむも知らで都人なほさりととも我を待つらん

右の歌が辞世の歌といわれる。なお、一八八二(明治一五)、その墓所に小御門神社が建てられた。

一三三二年(元弘二)再度、大塔宮護良親王、楠木正成らが挙兵した。幕府は再度一門の阿曾治時等を将とし出兵し、千葉介貞胤も再び参加し千早城攻撃に向かったと推定される。正成の籠る千早城は容易に陥ちず、貞胤は手勢を率いて千葉に帰還したと思われる。

前述したように後醍醐天皇による倒幕の試みは二度とも事前に幕府側に察知され失敗に帰した(一三三四年・正中の変)。一三三一年元弘の変。元弘の変の際、幕府は大仏貞直、足利高氏(尊氏)等に命じ大軍を率いて京に攻め上らせたが、この時千葉の介貞胤・千田太郎・相馬右衛門次郎などの千葉の諸将も西征軍に参加した。この変の結果、後醍醐天皇は隠岐へ流される事となり、貞胤は、天皇を隠岐島

翌、一三三三年（元弘三）、新田義貞が鎌倉進攻を開始するや、貞胤も直ちに出兵、鶴見に於て鎌倉方の金沢貞持の軍を撃破した。貞胤の突然の変心をどう解釈したらよいであろうか。種々の情勢からみて幕府の命脈すでに尽きたとの判断からであらう。

さて前述したように政権を握った後醍醐天皇のいわゆる「建武中興」といわれる施政が開始されるが、京都には所領の安堵や恩賞、押領された所領の回復等々を要求して、各地から寺社、公家、武士の続々と結集し大混乱に陥っていた。二条河原の落着に、「此比都ニハヤル物、夜討、強盗、謀略旨、召人、早馬、虚騒動、安堵、恩賞、虚軍、本領ハナルル訴訟人」とあるが新政権は当然のことながら彼らの要求を満すことができるわけはなかった。

千葉介貞胤はじめ房総の諸将も当



図121 室町期の房総の守護 日本歴史地図より

然上落していたものと思われる。『太平記』には次のような話が記録されている。

建武新政権は、諸国の動乱等で不安定であつたので、これを調伏するため紫宸殿に壇を設け、天下安鎮の法を行なうことになった。この法を実施するとき甲冑の武士が四門をかため、武家の輩が南庭の左右に並んで剣を抜き四方を鎮めるといふ儀式がある。このとき南庭の陣に並んだ武士は、右に三浦介高継たかね、左は千葉介貞胤であつた。ところが、この兩人いざ儀式が始まる時に及んで貞胤は高継をきらい、高継は貞胤の右（下位）に立つことを怒り、ともに出仕を拒み、とうとう法会をぶちこわしにしてしまった。当時の東国武将の心情を知る上で興味深い話である。

やがて、鎌倉で尊氏が反乱すると朝廷は新田義貞に尊氏追討を命じたが、京に在った貞胤もそれに参陣した。当時下総の所領に帰っていた胤貞は、尊氏に通じており、貞胤不在の間隙をついで千葉城や貞胤の所領を攻撃し大勝した（ただし千葉城は陥落しなかつたようである）。この間、義貞軍は関東進撃の構えを見せたため尊氏は関東諸武士団に檄をとばし鎌倉に結集させた。胤貞もこれに応じて出陣し、両軍は箱根竹ノ下で激戦を交えたがついに義貞方が敗北し、尊氏は一挙に京へ進撃することになった。

このように、千葉氏は二派に分れて対抗したが、そもそもその対立の原因は、元寇の時に生じたもので、頼胤の嫡子宗胤が九州防衛の為にその子貞胤が千葉介を継ぐに及び、宗胤系の胤貞は一族の立場に置かれてしまったことにあると推定される。⁽³⁾

やがて尊氏が政權を奪取すると義貞は皇子恒良親王つねよし等を奉じ、北国へ下った。貞胤も同行したが越前に於いて風雪に阻まれ、尊氏方に降服、帰順した。この結果、千葉両党の対立も解消し、房総の地をはじめ東国

第一章 中世末までの郷土

表63 南北朝・室町期における房総の守護

安 房	・結城 直方 1369 (応安2) ~1385 (至徳2)
	・上杉 憲方 1388 (嘉慶2) ~1390 (明德1)
	(?)
上 総	・佐々木秀綱 1351 (観応2) ~
	・千葉 氏胤 1352 (観応3) ~1355 (文和4)
	・佐々木尊賢 1355 (文和4) ~1356 (延文1)
	・千葉 氏胤 1362 (康安2) ~
	・新田 義政 1364 (貞治3) 4月~7月 (?)
	(?)
	・新田 直明 1364 (貞治3)
	・上杉氏 (朝房、朝宗) 1364 (貞治3) ~1397 (応永4)
下 総	・千葉 貞胤 1336 (建武3) ……
	1341 (暦応4) ~1346 (貞和2) ……
	1351 (観応2) (?)
	・千葉 氏胤 1353 (文和2) ~1365 (貞治4)
	・千葉 満胤 1365 (貞治4) ~1394 (明德5)

……は未確認。

(千葉県史、小笠原長和、川村優著85ページ(佐藤進一氏の研究による))

一帯、尊氏方が制することとなった。なお胤貞は帰国途上、一三三六年(建武三)延元二、三河国で病没した。

尊氏は、勝利を確定し政権を安泰化する為にも、ある程度の在地領主や、地侍・国人らの荘園侵略を認めざるを得ず、守護に領国内の武士に土地を給する権限を与え、守護が国内の武士を封建的主従関係に組み込む道をつくった(図12参照)。さらに一三五二年(文和二)「半済」の権利を畿内やその周辺八か国の守護に与えた。その権利とは、荘園の年貢の半分を兵糧という名目で徴収する権利である。さらに守護は、農民の抵抗や武士の侵略の為、年貢を徴収できなくなった荘園、公領の年貢徴収を請負い(守護請)封建的支配体制を徐々にかためていった。こうして、室町期に入るとかつての鎌倉期の守護とちがい領国内に自己の領地を持ち、農民を支配し、領内の武士と主従関係を結ぶ大封建領主(守護大名)に成長していった。

なお、南北朝、室町期における房総の守護は、不明な部分もあるが佐藤進一の研究によれば(表63)のとおりである。

(川島 秀臣)

註

(1) 大覚寺統 一二五九年、後醍醐天皇が、後深草天皇を廃し、次子亀山天皇をたてたことから、後深草・亀山の対立が生じ、持明院に居住した後深草系(持明院統)と大覚寺に住んだ亀山系(大覚寺統)が皇位継承を争った。幕府の介入により両統が交互に皇位につくことになったが、正統を主張する大覚寺統は反幕的色彩を強めた。

(2) 新葉和歌集 宗良親王撰。二〇巻歌数一、四二〇首。一三八一年成立。一三三一年(八一年)の間の南朝系歌人の作に限られ悲愴感に満ちた歌が多い。

(3) 「千葉県の歴史」(小笠原長和、川村優著八七ページ)

参考文献

改訂房総叢書刊行会「房総通史」(房総叢書別巻)

昭、三四

井上

清

中央公論社

昭、四〇

小笠原長和、川村優

「千葉県の歴史」山川出

昭、四六

高柳光寿、竹内理三

書

「日本の歴史」(上) 岩波新

昭、三八

黒田 俊雄

日本の歴史第八巻「蒙古襲来」

昭、四一

角川書店

「日本史辞典」

昭、四一

第七項 室町時代の郷土

鎌倉府と

一四世紀後半、室町幕府は三代義満の時代を迎え外見上、全盛期となった。しかしすでに

関東の動乱

全国を大混乱に陥し入れる重大な要因はこの全盛時代に形成されつつあったのである。諸

国に封ぜられた守護は、領国内に自己の領地を持ち、国内の武士と主従関係を結び大封建領主Ⅱ守護大名と

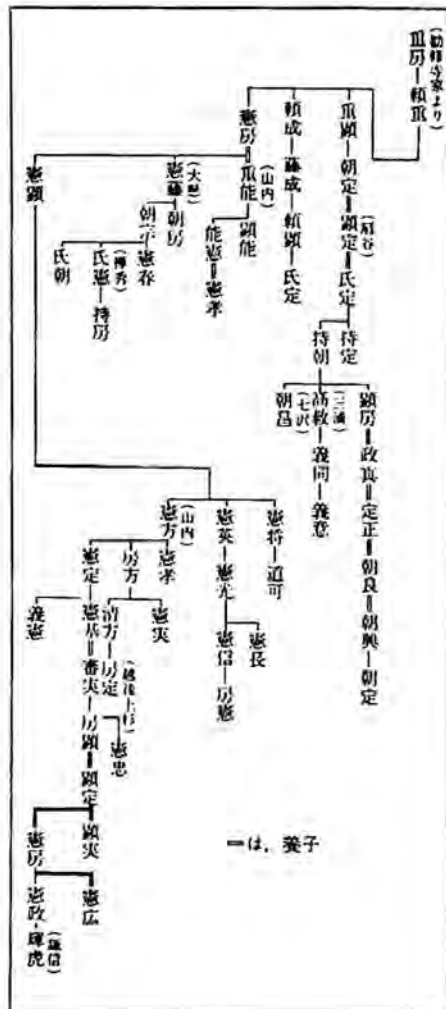
して成長しはじめていた。ひとたび幕府の統制が緩めば、各地に分立し、幕府体制を崩壊に導く可能性を充分に持っていた。他方、農村においても商品貨幣経済の進展を背景に地域的団結体である「惣」が広範に形成され、上層名主（地侍・國人）の指導の下に団結して、在地領主のみでなく、幕府・守護大名・荘園領主、あるいは酒屋や土倉などの高利貸しに対抗して力に対決するほどの勢力に育ちつつあった。商品経済のやや未発達な東国ではあまり見られないが、畿内を中心とする西国では、いわゆる「土一揆」として支配層を震撼させることになる。このような農村社会の動きを背景に一五世紀以降、足利一門・守護大名の内部に、あるいは相互間に対立抗争が激化してくる。

わが房総を含む関東諸国はこの時代、民衆の抵抗は記録に残る程の大規模なものは見られないが、惣領制の崩壊などを通じ豪族間の家督・所領争い、さらには鎌倉公方と幕府の争い、公方と管領の抗争等々戦乱は絶え間なく続いた。この間北総を中心に勢力を振った千葉一門は、それに巻きこまれて分立抗争しますますその勢力を衰退させていき、かわって新興の里見・武田両氏が房総の雄として力を発揮させることになる。

幕府は、足利氏の出身地でもある関東を重視し、二代将軍義隆の弟基氏を鎌倉公方に任じ、補佐役として上杉憲顕（管領）に任命して十か国（安房・上総・下総・常陸・武蔵・相模・上野・下野・甲斐・伊豆）の統治にあたらせた。鎌倉公方は二代氏満・三代満兼と続くが関東の支配を続けるかたわら、しばしば将軍職をねらい幕府と抗争し、その度に関東は戦乱に巻きこまれることになった。

管領（執事）は上杉家が世襲したが、一族は山内・大懸・扇谷・宅間の四家に分れており、特に大懸上杉氏は上総同に所領を持ち二三代公方の時代管領であった朝宗（禰助）は、一三七六年（永和二）から一四一四年

表64 上杉氏略系図 千葉県歴史より



（応永二）まで上総守護職にも就いていた。

この大懸上杉と山内上杉の二家が特に勢力が強く、関東管領を交互につとめた。

四代満兼が一四〇九年（応永一六）死去し、子持氏が公方を継ぎ、山内上杉憲定が管領となったが、二年後辞職し、大懸上杉朝宗の子氏憲（博秀）が代って管領となった。これに対し、憲定の子憲基が策動し、公方持氏と管領博秀を対立せしめ、持氏は次第に博秀を遠ざけるようになった。たまたま博秀の家人が持氏に所領を没収されたことを契機に博秀は管領を辞し、持氏は直ちに山内上杉憲基を管領とした（表64参照）。

ここにおいて持氏、憲基と禰秀の対立は深刻なものとなり不穏な空氣が鎌倉を覆った。

一方、京都では義満の後、將軍職を継いだ義持に対し、弟の義嗣が不満を募らせていた。義嗣は関東の事情を知るや禰秀に密使を派し、反乱をそそのかしたと伝えられる。

一四一六年（応永二三）、禰秀は持氏の叔父満隆と共に、満隆の養子で持氏の弟である持仲を鎌倉公方に立てることを口実に挙兵、千葉大介満胤・兼胤親子（兼胤は禰秀の娘婿）をはじめ上野の岩松満純・下野の那須資之・甲斐の武田信満など関東の有力豪族をその傘下に結集して鎌倉を襲った。公方側は不意をつかれて総崩れとなり、公方持氏は駿河に逃れ今川氏に頼り、管領上杉憲基も越後に脱出した。かくして禰秀は一時的に鎌倉府の実権を握ったが、將軍義持は駿河守護今川範政、越後の上杉房方らに追討を命じ、各地から関東へ侵攻させた。幕府の大軍迫るや禰秀方の諸將は浮足立ち、続々と持氏方へ寝返った。千葉介満胤・兼胤は、箱根足柄方面に出陣していたがこれもただちに降伏、ために所領は安堵されたという。かくして敗北を悟った禰秀・満隆・持仲等は鎌倉で自害し反乱は簡単に鎮圧され、持氏は再び鎌倉に帰って公方の地位を回復した。

上総本一揆

上総本拠地とする犬懸上杉氏はかくて滅びたが、その残党は一四一八・九年（応永二四・二五）にかけて蜂起した。反乱の中心人物は榛谷小太郎重氏といひ禰秀の執事であった。重氏は、はじめ持氏に降って赦免を請うたが許されなかったので反乱したという。

持氏は一色左近將監に命じて上総に侵攻させた。左近將監は上総国八幡（市原市八幡か）に陣し、常陸の鹿島出羽守憲幹・畑田左近將監胤幹等と合流し五月末には一揆軍本拠地平之城（市川市根古屋）をおとし鎌倉に

凱旋した。

ところが、翌一四一九年（応永二五）再び反乱軍が蜂起した。鎌倉府は木戸内匠助範愷を將として、常陸の鹿島憲幹・烟田胤幹らを動員し二月～五月にかけ攻撃し坂水城をおとし、重氏を捕えて鎌倉に送り、これを由比ヶ浜で斬った。

一揆の本拠地坂水城は「烟田文書」にみえるが、先学者田中義成・渡辺世祐はこれを夷隅郡岬町坂水観音とし、大野太平は、坂本城の誤りとみて長生郡長南町坂本としている。この一揆の鎮圧により大懸上杉氏の勢力は完全の上総から駆逐されたと思われるが、なお詳細については史料に乏しくそれをうかがうことはできない。

永享の乱 結城合戦

幕府は禪秀の乱に際し、鎌倉公方持氏を支持する形をとったが、持氏に対し気を許してゐるわけでもなく、持氏側も反幕的な態度を改めたわけではなかったので乱後、将軍家と公方持氏の対立がにわかに表面化して来た。

幕府は持氏の勢力拡大を恐れて、関東奥羽の諸豪族を援助して持氏に反抗させ、持氏はことごとく幕府に逆らい将軍職を奪わんと画策した。時に病弱な五代将軍義隆が在職三年余で死去（一四三三年）し、父義持が政權を再び掌握していたが、一四二八年（正長一）に死去、義持の弟僧義円が還俗して六代将軍義教となり、持氏の野望を打ち砕いた。

以来持氏の反幕的態度はますます露骨となり、それを諷める管領山内上杉憲実との間にも亀裂が生じた。持氏の反幕的所行を見かねた憲実は所領上野国平井城（群馬県藤岡市）に籠り病と称して出仕しなかった。

千葉介胤直らが仲介に立ったが持氏は応ぜず兵を集め惣実を攻めんとしたことから惣実はこれを幕府に訴えた。千葉介胤直ら有力豪族も持氏にみきりをつけて惣実支持にまわった。

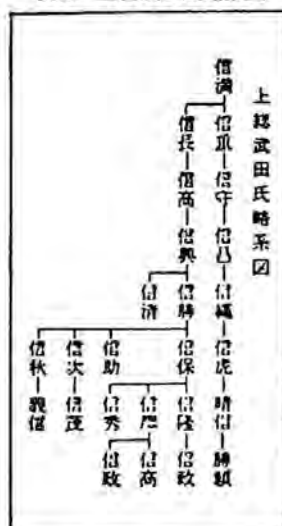
訴えを受けた将軍義教は持氏追討令を発し押秀の子上杉中務少輔持房（反乱主謀者の子であったが、持氏を牽制するためであろうか将軍の元に保護されていた）を将として、駿河の今川範忠・美濃の土岐持益・信濃の小笠原政康の軍を派し持氏軍を破った。一方、三浦時高が鎌倉を急襲、胤直らも攻め込んだ結果、持氏は一四三九年（永享一一）鎌倉の永安寺で自害し、鎌倉府はここに九〇年間の歴史を閉じることとなった。

しかし、これによって関東に平和が訪れたわけではなかった。鎌倉脱出に成功した持氏の三人の遺児（安王丸・春王丸・永寿王）は下総の結城氏朝を頼り、安王丸は公方の後継者を以て任じ、御教書を関東諸豪族に発して来援を求めた。これに応じて結集した豪族の顔ぶれは、里見修理亮・大須賀越後守・宇都宮等綱・小山広朝・那須資重・岩松持国等であり、野田右馬助氏行は下総の古河に、下河辺一族は関宿に拠って氏朝に応じた。

将軍義教は上杉憲実を追討を命じ、憲実は弟の清方・扇谷持朝等に諸国の兵を従わせ結城城を攻撃せしめた。千葉介胤直・馬加康胤らも上総・下総の兵を率いてそれに参加した結果、城は一四四一年（嘉吉元）落城し、氏朝父子は自害、安王・春王は捕えられ、京へ護送中義濃国垂井で将軍の命により斬られた。末子六歳の永寿王も京へ送られたが、時に将軍義教が赤松満祐に殺されるという事件（嘉吉の乱）が突発したため助命され管領細川持之のもとへ預けられることになった。

なお、結城合戦は、我が房総の戦国史の上にも重要な影響を及ぼす事件であった。一五世紀に房総を根拠

表65 上総武田氏略系図



の三浦氏を頼り、さらにその援助を得て海路安房へ渡り里見氏十代二百年の基を開いたといわれる。前述した里見修理亮という人が多分家基ではないかと推定される。

また武田氏についてみると、結城合戦のとき京都を発した追討軍に加わった将の中に、武田信長の名がみえる。信長の父は甲斐国守護武田安芸守信満であるが、信満はかつて禪秀の乱のとき禪秀に味方したことから持氏に攻められ一四一八年（応永二四）自害した（表65参照）。二男である信長も一四二七年（応永三三）持氏に降伏し、その後京都に上り將軍義教の保護を受けていたものである。この合戦における功により信長は相模国曾比・千津島を賜わり関東に足場を築いたのである。いずれにせよ、将米房総の地でしのぎを削る千葉・里見・武田の三氏が結城の戦場で敵味方に分れて戦を交えていたのである。

さて、結城合戦後の関東には公方なく、管領上杉氏のみでは統制することが困難となって来た。そこで一

地にして千葉氏を圧倒し大名までに成長していく里見氏や武田氏などが、この戦より歴史上に登場して来たのである。里見氏の祖は清和源氏新田氏流といわれ、上野国新田莊を開いて新田氏の祖となった新田義重の子義俊が、上野国碓氷郡里見郷に居住し里見氏を称した。子孫家基は公方持氏に仕え、結城合戦のとき結城氏朝と共に籠城し最後まで追討軍と戦ったが討死した。嫡子義興は戦乱を逃れ、相模国

四四九年（宝徳二）上杉・佐竹・千葉・小山等関東諸將は持氏の三子永寿王を鎌倉に迎えて公方にしようとし幕府に請願した（今日、この時代の歴史をふりかえて見ればむしろ公方があるための弊害が大であると思われるが、他を庄倒するだけの有力者の居なかった関東では、やはり象徴が必要であつたのであらう）。將軍義成（後の義政）もこれを許して永寿王を関東へ下向させた。永寿王は元服し、成氏なりうぢと称し、管領には憲実の子憲忠が任用された。ここにおいて里見・千葉・武田をはじめ、かつて敵対していた諸將こぞって鎌倉に出仕し関東は久々に安定したかに見えたのである。

公方成氏はやがて、父持氏を滅した上杉氏との対立を深め、結城・千葉・里見などの有力諸將を配下に集めたことからまたまた関東の風雲急を告げるに至った。一四五〇年(宝徳二)山内上杉の家宰、長尾景仲・扇谷上杉の家宰、太田資清は機先を制して鎌倉公方を襲撃しいったん和したが、一四五四年(享徳三)成氏は結城・武田・里見等に命じて管領上杉憲忠を急襲させついに憲忠を殺害し戦乱を助長させることになった。幕府は駿河の今川範忠に成氏討伐を命じ、一四五五年(康正一)今川軍は鎌倉に侵入、敗北した成氏は下総古河に移り、以後ここを根拠地として古河公方と称するようになった。

これより関東の諸将は上杉方・古河公方成氏方の二派に分れて、入り乱れて争い、さらに上杉氏も山田・扇谷の二派に分れて対抗するなど複雑な様相を呈しながら戦国時代に突

表66 千葉氏略系図(3)



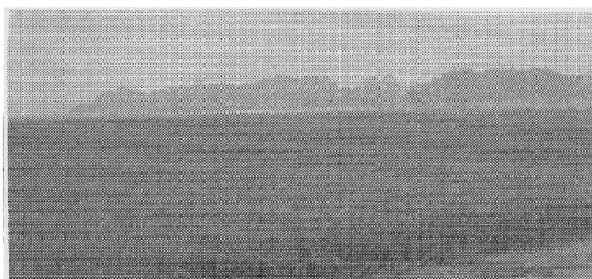
入していった。

千葉一族の内
 証とその衰退

房総の雄千葉一族は、この時代分家が自立を始め、六党武士団の結束は乱れて宗家千葉介の権威を以てしても統制することは不可能となっていた。さらに古河公方成氏と両上杉の抗争は千葉一族をも分裂せしめ一族内の対立抗争はこの一族を急速に衰亡に導いていったのである（表66参照）。

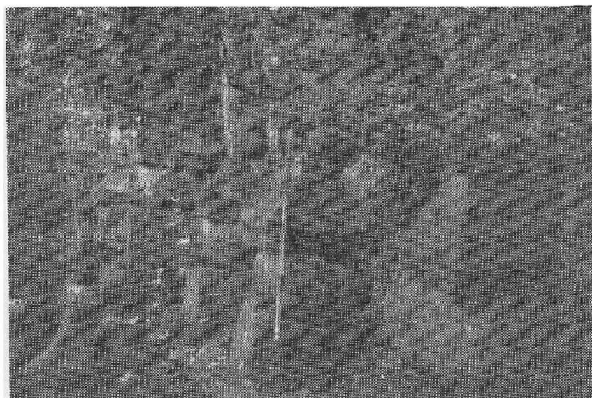
千葉宗家内部でも実権は、原氏や円城寺氏らの有力家臣に奪われつつあった。原胤房、胤茂父子は公方成氏を、円城寺尚任は山内上杉氏に属して対抗し、それぞれ千葉介胤直を味方につけんものと策動していた。この時代の武將に共通することではあるが、胤直のこれまでの行動は日和見主義の典型的な例である。すなわち永享の乱（一四三九、永享一一）の時、持氏支持から上杉方へ走り鎌倉府打倒に一役買い、持氏の遺児成氏が公方となるとそれに従っていた。しかるに原・円城寺の対抗が激化してくると成氏にそむいて円城寺を支持し上杉方に組することになった。

胤直の叔父にあたる馬加城主（千葉市幕張町）馬加康胤は、古河公方成氏を支持していたが、このような情勢を利用し、一挙に宗家を滅して千葉介（宗主権）を奪わんと策した。彼は原胤房を支持して挙兵し、一四五五年（享徳四）千葉城（千葉市亥鼻）に攻撃をしかけた。

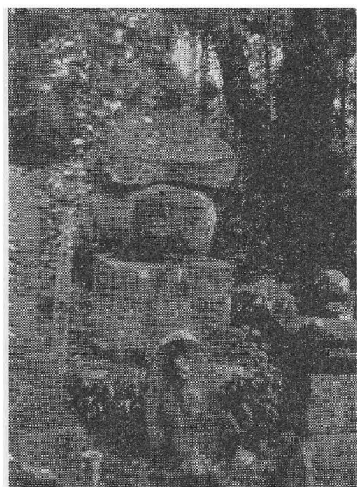


写35 多古志摩城 左より一の台 二の台 三の台遠景
 S51.8.3 古川撮影

第一章 中世末までの郷土



写36 多古町寺作東漸寺 千葉宗家終えんの地
S51.8.2 古川力撮影



写37 多古町土橋山東漸寺
千葉胤直の墓 S51.8.3
古川 力撮影

胤直・胤宣父子は城を捨て千田荘（香取郡多古町）にのがれ、胤直は志摩城（写35参照）・胤宣は多胡城に籠り上杉の援軍を待ったが、原・馬加軍の包囲攻撃を受け、同年八月両城はおち、胤宣は自殺し、千葉介胤直・弟の胤賢・円城寺尚任らは土橋山の東漸寺如来堂（多古町東禅寺）で自害した（写37参照）。ここに頼朝以来房総の地に威勢を誇って来た千葉宗家はついに滅亡したのであった（写36参照）。

かくして馬加康胤は千葉宗家の主となったが、上杉氏は胤直の弟胤賢の子実胤・自胤をたすけて市川城（市川市国府台）千葉氏に宗家を再興せしめた。ここに千葉氏は上杉氏と古河公方の二大勢力を背景に二派に分れて抗争することになり、その衰運に拍車を加えることになった。

千葉一族の内紛を京都で知った千葉六党の一たる東常

緑は、康胤を討たんとして將軍義政より御教書
を賜わり浜式部少輔春利と共に関東に下向し下
総東庄（現香取郡東庄町）に着き将士を募つ
た。国分・大須賀・相馬氏等がそれに応じて結
集し、一四五五年（康正元）常緑らは馬加城を攻
撃した。康胤と原胤房は千葉城へ逃れたため常
緑は市川城の実胤を千葉介として立て、さらに
上総の諸城をも次々と制圧し浜春利を東金城
（東金市）に駐留させ背後をかためた上で、上総
の八幡（市原市）において再度康胤と戦いついに
これを敗死せしめた。

他方、古河公方成氏は翌一四五六年（康正二）
市川城を攻めた実胤は敗れて武蔵国石浜城（東
京都台東区）に移り、自胤は赤塚城（豊島区）に拠
った。これを武蔵千葉氏といい、康胤の子輔胤
が古河公方を背景にして千葉介を名のつたため
武蔵・千葉に千葉介が並立して対抗することと

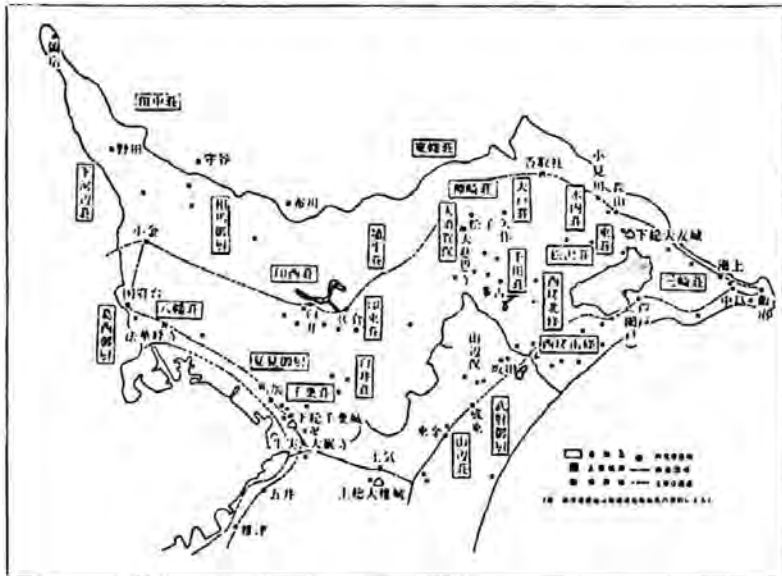


図122 中世下総地方の荘園と城郭地 下総千葉氏の群像より

なった。

このような千葉一族の内訌による自滅をしり目に安房の里見と上総に進出して^{もたら}了南（長生郡長南町）・真里谷^{まゐ}（旧君津郡富栄田町）二城を根拠とする武田氏が権勢を振い、さらに一六世紀に入ると小田原「後北条氏」の上総侵攻をまねくことになる。

なお、我が九十九里町の開発はほぼこの戦乱の一五世紀ころと推定される。各地の戦乱により主家を失ったり、所領を奪われた武士や逃亡農民などがこの未開の原野に目をつけ土着したものであらう。やがて彼らは、土気・東金に根拠地を定めた酒井氏の家臣団として歴史に登場してくるのである。⁽³⁾

（川島 秀臣）

註

（1）里見氏、里見氏に関する史書は「里見代々記」「里見九代記」「房総里見誌」「房総里見軍記」「里見軍談記」等各種あるが、江戸時代の編纂書であり事実をそのまま記録しているかどうか疑わしいものもある。里見氏の安房渡来の経過は正確には不明であるとした方がよいであらう。

（2）東常陸、東氏は、承久の変のときの功績により美濃国郡上郡山田荘を賜り美濃を本拠とした。子孫には二条派の歌人が多く、常陸は古今伝授（古今和歌集に関する故実の秘事口伝を師から弟子に授けること）で名高い。

（3）酒井氏、九十九里町誌各論編「第二編第二章第四節第二項旧酒井越中守家臣団の郷村開発と近世初期の隠遁武士の地主化とその開発」『古川力所論』

参考文献

- | | | |
|-----------|--------------|-----------------|
| 小笠原長和、川村優 | 「千葉県の歴史」山川出版 | 昭、三四 |
| 版社 | | |
| 昭、四六 | 千野原 靖方 | 「房総における戦国武将の系譜」 |
| 改訂房総叢書刊行会 | 「房総通史」（房総叢書別 | 昭、五一 |
| | | 譜） |
| | | 岩波書店 |

千野原 清方 「国府台合戦」 尚書房 昭、五二 高柳 光寿 竹内理三編「日本史辞典」角
井上 清 「日本の歴史」(上) 岩波書 昭、四一
店 昭、三八 川書店

第三節 酒井東金領と郷土

第一項 酒井氏の消長と郷土

酒井氏の 一五世紀末から一六世紀末まで約一世紀以上、五代にわたって東上総地方を手中におさめ
家系 て、小規模ではあったが、戦国乱世に関東の諸豪と並ぶ勢力を張った酒井氏の出自をまず
探ってみよう。

その家系についてふれている資料には次の三つの記録があるが、三種三様である。以下その三説をあげて
みたい。

まず、その一として『東金城明細記』では、清和天皇の流れを汲む新田氏の支流で、大館家氏から出、そ
れから九代目が定降である、としている。その間の系譜を示すと、

清和天皇—二代新田政義—男大館次郎家氏長子
宗氏—大館二郎氏—明左馬介—冬冬—治部少輔
氏信—中務少輔—政房—民部少輔—忠則—酒井—余四郎

貞忠（七郎・応永二一） 貞信（六郎・住遠州・遠合口） 定隆

となつてゐる。定隆の曾祖父の忠則から酒井氏を称している。祖父貞忠の自害した応永二十一年は、一四一四年にあたる。父、貞信の住んでいた遠州井谷とは、現在の静岡県引佐郡引佐町井伊谷と思われる。

定隆が一五二二年（大水二）八七歳で没しているから、逆算すると生年は一四三五年（永享七）と目されるが、この説に従えば、この遠州で生まれ育つたとみていいだろう。

次に、第二の説が、清水浦次郎編『東金史話』に所載された、酒井氏の末孫と称する、酒井貞治所蔵の『土気城主酒井氏系譜』の説である。この系譜を、勝山豊七によつて大正二年発行された『土気古城再興伝来記』は資料として踏襲しているものである。この系譜は非常に詳細なもので、登場人物も百四十余人に及んでいる。

それに従えば、

大蔵冠藤原鎌足	不比等	房前 （國太殿大郎）
魚名 （河内五男正二位） 藤成 （伊予守四位下）	成	沢 （從四位上）
村雄 （從五位上） 秀郷 （從五位上）	郷	常 （五男四位下）
公光 （從五位下） 公俊 （相模守）	俊	秀
秀遠 （從五位下） 遠義 （從五位下）	義	通 （從五位下）
義経 （從五位下） 有経 （從五位下）	経	政基



貞隆（定隆）

元米足利暨川滿隆の孫、京都・公方を憚って兄の時箱入路に捨てさす、酒井氏拾取て養子と為す。京都に於て成長し、武者修行の爲関東へ下向（後略）

とある。この説に従えば、藤原氏の流れをくみ、中でも関東に土着した倭藤太秀郷の末流であり、後、これより別れ、相模國に栄えた波多野氏や松田氏と同族ということになる。しかも、その先祖は相模から丹波へ、さらに伯耆へと転々として居を移し、その主人もまた変えている。定隆の曾祖父信敏の時に祖先の地関東に帰って関東管領家に仕えたことになっている。

さらに、第三の説の根拠の『下総旧事記』、『千葉大系図』によれば、桓武平氏流の千葉氏の支流であるとされている。それによると、



※数字は代々

上総介広常の領地を襲われ、一宮大御城に因る上総介を稱す

上総介・宝治元年（一二四七）三國事村の風で、妻が客村の妹のためその事に坐し、自殺

秀胤一人あり、幼児のため殺害を宥さる。千葉介頼胤に預けられ、後年免許さる。秀胤の子思頼を蒙り、上総山辺郡を領し、酒井左衛門佐と称す（もと漢文）。

と云うことになり、右の系図の最後の「秀胤」の子□が、酒井氏の祖となるわけだが、宝治合戦（執権北条時頼によって三浦一族が滅ぼされた戦い——二四七年）から定隆までの年代の空白が二〇〇年以上あってにわかに信じがたい。右の「千葉大系図」の注記に見える、「酒井左衛門佐」はだれだかもわからない。

このようにして、酒井氏の家系をたずねてみると、わが国古来の名家の四姓（源・平・藤・橘）の内、三つにわたっていて、そのどれが信頼できるものか判然としない。

角川版・太田亮の『姓氏家系大辞典』では、「清和源氏」説と、「藤原氏」説を併記しているにとどまるが、試みに同書の諸説を引用すると、「サカイ」の項の13に

藤姓酒井氏、これも丹波発祥の酒井氏にして、家譜に「波多野次郎義通が三代松田次郎有経が後胤貞重、相模国大住郡酒井郷を領し、後丹波国多紀郡酒井郷に移り住す。其の子孫八郎貞氏——左衛門尉家貞——太郎信貞（尊氏に仕ふ）、酒井を家號とす。信貞の子伯耆守貞敏——同信敏（足利基氏に仕ふ）——備中守信房——万太郎政敏（持氏に仕ふ）——伯耆守貞隆（越中守）なりと。寛政系譜六家を載せたり。家紋三頭左巴、五枚旗はつれ雪は土氣の酒井氏也。

第三項、第二四項を見よ。

とあって、前述の第二の説の倭藤太末流説、すなわち『再興記』（土氣古城再興伝来記を略称したい）の記録と部分的には符合している。次に、23の項には、

清和源氏足利氏流、上総の酒井氏にして、土氣東金の兩域に拠る。その祖酒井小太郎（越中守）定隆（貞隆）は、秀郷流藤原姓波多野の族にて、丹波の酒井氏也と云ふ。又房総史記等に拠るに、定隆は遠江の人、足利氏の忠臣と云ふ。

定隆、土氣城 酒井氏について語る古記録には『房総叢書 第二輯史伝篇』に載せられた『土氣城双腕を再興する 記』・『土氣古城再興伝来記』・『坂東八館譜』中の「土氣酒井氏譜」と「東金酒井氏譜」。

『土氣東金両酒井記』の諸書がある。

しかし、先学諸氏のことば(田中蛇湖・清水洞次郎)のように、あまり簡単ですべて肝腎なところが脱けているものや、潤色が多くてかえって史実として疑わしいものであり、これらの書から酒井氏の歴史の全貌は語りがたいが、年次その他の錯誤などを正して、酒井氏五代百余年の盛衰の跡をふりかえってみたい。

酒井小太郎定隆は、もとは遠江国の住人で、足利將軍家に仕えていたが、大望を抱いて平山・藤代・竹内の三人の友と鎌倉に下り、公方成氏に仕えた。後、成氏が鎌倉を追われて古河に移った時、ともに従って移ったが、成氏がさらに管領上杉に敗れるに及んで、ついに文明年中(文明三年から同九年まで)一四七一―七七)に至り、古河城を去って安房に赴き、里見義実を訪れて援助を頼んだ。定隆は、義実とともに成氏の部下として知り合いであったためと思われる。

また定隆は、下総小弓城主の原氏(千葉氏の家臣ながら主人以上の実力者)にも頼んでその配下となり、付近の中野(千葉市中野町)の砦を守るようになった。小弓城は、今の千葉市生実町にあって代々原氏が居城としていた。それは城といっても館のようなものにすぎなかった。

定隆が、一方では里見の応援を得るとともに、他方では原氏に助けを借りるといった両面的な態度が、矛盾をおこさなかったわけは、当時の房総の諸豪たち、千葉も原も里見も武田も、すべて古河公方の配下であったという情勢に幸いされたと考えてよいだろう。定隆は、自分に寄せられた期待にこたえるため、その

後、一四七八年（文明一〇）の境根原（柏市酒井根）

の戦いや、臼井（佐倉市臼井）の戦いに出陣し、千

葉孝胤・原胤房らをたすけて管領上杉方の将太田

道灌らと戦った。それらの功により、次第に定隆

は信用され、一四八八年（長享二）には土氣の古城

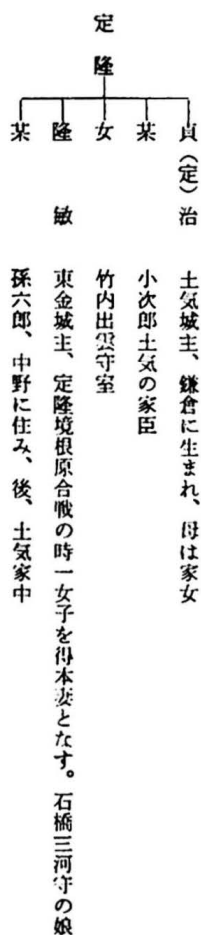
（もと千葉一族の居城）を再興して移った。以後な

がく土氣城は酒井氏の居城となった。

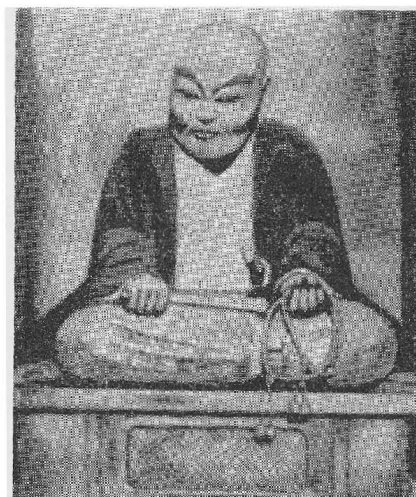
定隆、隆敏と 定隆には五人の子（四男一女）

東金へ移る が系図（『土氣城主酒井氏系譜』）

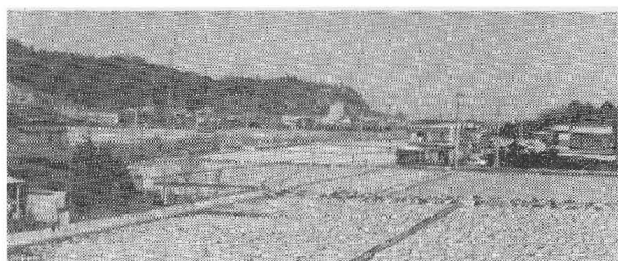
に見える。すなわち、



とある。長男定治を土氣城主にすえ、三男隆敏とともに東金に移った。その年代は、一五二二年（大永元）とも、一五〇九年（永正六）ともいう。



写38 酒井越中守定隆像（千葉市浜野・本行寺蔵）東金市史2より
小高とも子氏撮影



写39 東金城趾遠影

古川力撮影

東金城は、一四五五年（康正元）、千葉宗家の内紛を聞いて、遠く美濃国より解決のために下向した千葉一族の東常縁の家臣浜式部少輔春利が、一時ここを居城としていた。常縁は後、美濃で所領の紛争が起こったため帰ったが、春利は引き続き続いて東金にいたといわれる。しかし、その後の春利の動静はまったく不明である。

さらに、その後、山口主膳というものが、東金にいたとも伝えられるが、その事跡についてはわからない。『東金史話』によれば、山口主膳もまた千葉氏の部将であり、旧大和村山口（東金市山口）を領していたのではないかという説をあげている。

前にも述べた通り、定隆が隆敏を伴い（写38参照）東金に移った時に二説あり、またその場所についても、『東金史話』では、まず田岡城を築いたとある。旧県立東金商業高校敷地の後方の四〇〇五〇メートルの台地上の場所が推定される。しかし幅も狭く、地形が防衛に不便なため、まもなく東金城に移った、とある。

東金城は、八鶴湖畔（八幡宮）後方の城山の地がそれであり（写39参照）、東方は現在の千葉銀行東金支店背後の台地に達し、西方は台方と谷を結ぶトンネルの上に及ぶ規模であったと『東金史話』に記されている。

一五二一年（大永元）に移ったとすれば、定隆はすでに八六歳で、翌年没し

ているため隠居剃髪してすべてを隆敏に任せていたものと見られる。ちなみに諸史料から推量すれば、長子定治は六〇歳をこえていたろうし、隆敏もすでに四〇歳に達していたと思われる。

東金酒井氏の『東金城明細記』によれば、「家中惣高大概、六万七千三十石」と記されているが、その版図と郷土の勢力圏について考える資料としては、同書に次の記録があるので参考のために掲げると、

郷土千余騎の住居。

○東金衆の内にも、称子屋衆、上宿、羽黒衆、岩崎衆、谷衆、台方衆と相分居候。

○道庭衆、家の子衆、三ヶ尻衆、滝沢衆の被居候今の村とは、道庭村、家の子村、松之郷、三ヶ尻村、雨坪村、酒蔵

村、植草村、滝沢村、極楽寺村、布田村、武勝村、木原村、森村、椎崎村。

○油井衆、福俣衆、幸田衆の今の村々は、油井村、大豆谷村、小野村、丹尾村、山田村、滝村、両田中村、福田

原村、清名幸谷村、上谷村、中村（西中）、北幸谷村、幸田村、押堀村。

○幸谷衆の村々は、北の幸谷村、川場村、堀上村、二又村、前の内村。

○十文字衆、沢川衆、東土川衆の村々は、宮村、関村、関内村、中の村、殿廻村、蒔島村、三門村、荒生村、両村

（田中荒生村）、片貝村、栗生村、東土川村、大沼村、細屋敷村、只塚村、西の村、小沼田村、大沼田村、一の袋村、

二の袋村、砂子瀬村、下谷村、不動堂村、真危村、今泉村、四天寄（木）村。

○南白亀村（衆か）の村々は、浜宿村、牛込村、刺金村、関村、日当村、福島村、五井村、古所村、八斗村、鷺村、中

里村、幸治村、大数右之村々に被居候事に御座候、此外にも、また住居被致候村も可有之候。（○印と（）の

漢数字は在地郷土の人数を筆者が注記した。この中には、城近傍の「城下近所（八）、岩谷衆（一九）」表明分（二三）



図123 東金酒井氏の版図
(東金城明細記による)

が入っていない。合計すると三一二名となる。

と記されている。これを現在の市町村におきかえてみると、東金市のほとんど全域に、北は山武町の南部に及び、東は作田川南岸に沿って九十九里町の作田を除いた全てを含み、海岸の村々に従って南は、大網白里町の白里地区から、さらに長生郡白子町のほとんどが網羅され、西は大網町との境で土気領と接していたと思われる。図123の「東金酒井氏の版図」が、そのおおよそを示すものである。南北が長軸で約二五キロメートル、東西に狭く約一〇キロメートルの波がしらのような形状がそれである。

定隆が東金に移るに当って、その本拠である土気の勢力を弱体化することは、もちろん避けたことと思われるが、後述の「七里法華」の区域の東半部が東金酒井領と考えて妥当であろう。

さて、前述の地域に散在していた諸士たちを、その石高で概括してみると、大年寄の古川出雲守の八千石を筆頭に表67の「東金城土石高一覧表」に示すとおりである。もっとも『東金城明細記』の、この石高記載の部分には脱落があるらしく、同記録に、

「是より末三枚程切れて相分り不申、追而改め可申事」

とあり、これより前にあるそれぞれの「衆」ごとの諸士名や人数にくらべて約百人ほど少ない。

これらの家臣団の酒井氏への帰属の経緯やその生活のありようとその後については、次の第四節の第三項に詳述してあるのでゆずり

たい。

「幕下の郷土軍役動るものは七百騎、地戦には千騎のよし」

という戦力は、ことごとく完全武装をととのえた、一騎当千の武士たちとは言えないまでも、単身で房総へのりこみ、小なりとはいえ一領主としての地位を築いた定隆には、戦国乱世という社会状況に助けられた幸運もあるが、やはり非凡な経世の才があったというべきであろう。

また、郷土九十九里町の文書に残された歴史の始まりが東金酒井氏にまつわる諸記録でようやくその曙光がきざしてくるといった重要な資料を提供してくれる。

土気及び関東諸豪との関係 『明細記』に、「(前略)五代在城中、他へは度度押出し働きたれども、東金城下へ一度も押寄り

入城から、一五九〇年(天正一八)五代政辰の小田原落城による秀吉軍への降服に至るまでの東金酒井氏は、他国の侵略のうき目にさらされることはなかった。

応仁の乱(一四六七―七七)を契機として、実質のない伝統的権威だけにたよっていた守護大名たちは滅

表67 東金城土石高表

石 高	人 数
8000石	1人
3000	1
1500	2
1100	1
1000	1
900	3
800	4
750	2
700	8
650	1
550	1
500	16
350	4
300	27
270	1
250	5
200	41
170	3
150	9
100	62
80	1
50	11
35	8
30	8
66730	221

東金城明細記による

び、領内の武士団や地侍をつよく把握した実力のある家臣が、それにかわって一国を平定するものが多くなつた。したがって、領国内の対立抗争に乗じて隣国から攻め入り、わずかの土地も持たないものが、急速に一国一城の主におさまることもまれでなかった。

ことに関東では、永享の乱（上杉憲実へ関東管領家の執事へ足利持氏へ関東管領へを攻めて自殺させる）のち、関東管領の足利氏は、古河（茨城県古河市）・堀越（静岡県富士山町）の両公方にわかれ、実権をにぎる執事の上杉氏も、山内・扇谷の二家が対立し、争乱があいついだ。

こうした緊迫した情勢下で、酒井氏の去就は簡単にはわりきれず、その祖、定隆以来の里見氏に臣従して二度にわたる国府台の合戦に参加して、小田原の北条方と戦って敗れたり、あるいは、原氏や千葉氏との旧縁から小田原方に内意を通じて、そのために土気酒井と対立し、やむなく宗家土気城包圍軍の北条勢に加わったこともある。

いま、年代を追って東金酒井氏をめぐるいくつかの出来事をさぐってみることにする。

初代定隆が没して、土気・東金ともに二代目の定治・隆敏の時、当時は双方に意志の対立なく、一五二六年（大永六）小弓公方義明（古河公方高基の弟で分立）の支持者であった里見実亮は、両上杉氏の勢力争いを利用し、着々とその勢力を伸ばしつつあった小田原の北条氏綱を鎌倉にうつた。この戦いで鶴岡八幡宮も兵火にかかった。この里見軍に土気の定治と東金の隆敏は家臣団を率いて従軍しているという記録がある。この戦いには、両軍兵力約三万とあるが、里見水軍を中核とした奇襲戦であったようである。

ところで、この同じ年の同じ月に（一五二六年二月）、東金の隆敏は、大関（東金市依古島）城主畠山六郎重

康を攻め滅している。してみれば、鎌倉攻めの里見軍に加わったのは定治のみで、隆敏は留守にまわったのではないかと思われる。島山重康は、源平合戦の雄島山重忠の支流であり、一四世紀末にこの土地に土着したと伝えられる。(一説では土気城にいたのを定隆に追われてここに移ったともいう)おそらくは地頭職であったのが土着したのではないかといわれている。隆敏が、近くにこうした仮想敵をひかえて、全軍を率いて城をからに出陣するわけ



図 124 県内遺跡分布図 下総千葉氏の群像より

がなかったろうし、東金軍が里見方に加わったにしろ、代将に率いられた一部であったにちがいない。

畠山方にも、この機に乗じてというきざしが全くなかったとも思えない。隆敏は、一二月七日、重康に城の明け渡し、退去の意を伝えたが、重康は従わず、一戦を支えるに至った。大関城は、水田の中の孤立した一区域（南北に長く八〇〇メートルあまり、東西はわずか三〇メートルほど）にすぎず、外へ通じるのは小道ばかりで、ちょうど島のような状態で、いわゆる平城の形であった。

隆敏も、一もみにと攻めてかかったが、二日にわたっても落城しない。そのため機柔作戦をとって、部将石橋・栗原の兩名は、畠山の家老、今関甚解由・山岸主税に矢文で投降を勧めた。両家老は重康をひそかに逃れさせ、上谷常福寺にかくまっていたが、翌年二月七日死んだといわれている。

一五三八年一〇月（天文七）、小弓公方足利義明は、里見義堯・真里谷・芹南の両武田氏・土氣の定治ら房総勢約一万をもって、下総の国府台で、北条氏綱・氏康父子の二万と決戦した（第一次国府台合戦）。東金は隆敏がすでに没して、三代敏房の代であった。この時、東金軍の出陣おそく、戦場に到着する前に勝敗は決してしまつたと伝える。義明の無謀な暴戦によって義明は戦死、房総軍は兵をまとめて退却した。東金軍はもちろん、土気軍も武功もなければ戦力を大きく損傷することなかった（図山参照）。

ただ、この時の東金軍の遅参が、不可抗力によるものであったか、または、この合戦にいずれにも味方しなかった千葉・原両氏にならって両勢力の激突から保身をはかうとして遅れたものかわからない。と同時に、本家・分家も二代、三代と重ねるにつれて、ようやく意志の疎通を欠くのもやむを得なかったようである。さらにこうした反目は、北条方の外交工作につけいるすきを与える危険をはらんでいたため、スパイ活



図125 永祿六年両酒井兵糧運搬
行進路 根村正位「土気東
金両酒井」による

動によってもさらに火に油がそれがれる傾向にもあったと思う。
とすれば、小国酒井氏のとるべき進退は、実に微妙なものがあ
ったであろう。

一五五四年(天文二三)、北条方は、綱成を主将として兵力二万
五千を動員して里見を攻撃にかかった。里見義堯は、上総の諸城
主に命じて上総の久留里城で迎え撃った。この時の守城の諸将名
に東金の敏房はあっても、土気の玄治の名が見えない。老齢のた
め敏房が両軍を率いたのか、それとも背後に北条の手のびていて牽制されたものか明かでない。もし後者
をとるとすれば、東金・土気は、その去就について行動をともしなかったことになる。

このいくさは、北条軍の強襲が成功せず、百日余りにもらみ合いの後、翌一五五五年(弘治元)二月、北条方
は撤退して終った。また、この年には土気の玄治が死んで、胤治が相続した。かれは玄治の実子ではなく、
重臣の竹内出雲守の次子であったが、玄治に愛されてその娘の婿として主家に迎えられた。玄治の眼識にか
なただけあって、胤治は両酒井五代の内でも人物であったようである。

一六世紀も後半を迎えるや、戦国大名たちの対立抗争はますます激しさを加えるとともに、より大規模に
なりつつあった。すなわち、北条が武田信玄と結べば、里見は上杉謙信と組むというように、それは利害が
一致すればきのうの敵とも手を結ぶといった権謀術数そのものの目まぐるしさであった。その典型的な人物
に、太田道灌持資の孫にあたる三衆齋正である。かれは、武蔵国岩槻城(埼玉県岩槻市)に城を構えていた



図 126 第二次国府台合戦両酒井友軍退却援護想像図

が、上杉管領家の重臣の末流のかれにしてみれば、管領家を滅ぼした北条氏は宿敵であった。しかも、周囲が北条の勢力の中にかこまれて、不安定をかこっていた。資正は、得意の才略をもって関東の諸豪の勢力を結集して北条に当らせたり、越後の上杉謙信を関東に出動させたりして縦横の活躍をした。一五六〇年（永禄三）謙信の大軍は上野の北条軍を連破し、翌四年三月、約一万の兵力をもって小田原城を攻めたが、北条方は堅く守って防戦につとめた。しかも、武田・今川の援軍が到着したため、囲みをといて鎌倉に入り、関東の諸将を集めたが、この時、土氣の胤治だけは参加しなかったと伝えられている。

しかし、その後、一五六三年（永禄六）、里見の要請を受けて、岩槻の太田資正への兵糧輸送の大役の時、東金の敏房と土氣の胤治とが行動をともにしている。ただの輸送とは違い、図126に示すように、北条方の勢力圏内を通り抜けるため、敵のゲリラの妨害をはねのけながらの難事であったはずである。これを全うした両酒井の能力は改めて高く評価されたようである。

策士太田三染斎は、里見を中心として房総の諸将を糾合し、さらに謙信の応援を得て、一挙に北条氏を打倒すべく計略をめぐらした。しかし、このはかりごとはいち早く北条方にさとられ、時間的な余裕をなくし、急いで事

をあげなければならなかった。すなわち、第二次の國府台合戦がそれである。

一五六四年（永祿七）一月七日、里見方約八千、北条方二万余が、再び國府台で激突した。第一日は里見方の勝利に終ったが、翌日の弘曉戦で急を突かれて形勢逆転して北条方の大勝利に帰した。両酒井軍は合計一千ぐらいであつたろうが、一日、二日目の戦闘には間に合わなかった。正月早々で準備が整わなかったのか、それとも外交関係の苦衷から遅くなったのかわからない。ともかく行進中に友軍の退却部隊に出会つたと思われる。恐らく大將里見義弘の下知でなく、胤治・敏房の独断で臨機の処置をとつて敗走の味方の軍を無事後退させるため、稲毛近傍で援護の陣をしいて防戦した。味方の殿軍正木大膳時茂の軍を收容し終り、三日目の日没まで北条軍の追撃をくいとめて東金・土気へと帰陣した（國史参照）。

しかし、勝ちに乘じた北条方は、里見氏の再起の前に、上総を席巻し、里見を孤立に追いこもうとし、翌一五六五年（永祿八）二月、氏政が大將となり、上総に侵攻を開始した。まず、姉が崎の椎津城を攻め落し、養老川に沿つて兵を進め、池和田城（市原市）を囲み、城主多賀蔵人をうちとり、酒井と里見の連携を絶ち、騎虎の勢いで土気城に押し寄せた。約五千の城攻めの北条方の一線部隊の中には、東金の政辰・臼井の原卿定らの軍であつたため、寄せ手も一挙に総攻撃に出ずに投降勧告の手段をとつた。この時の書面に、

「氏康（北条）臼井城主原氏をして米り言はしめて曰はく、我祖早雲郷が祖清伝（定隆）と懇親を結ぶ旧交を尋ぐ云々」『上総町村誌』

とあるのを見ると、遠江の生まれの定隆と、駿河・遠江・伊豆から事をあげた早雲とは面識があつたものか、文書による往復があつたのではないかとも想像される。

しかし、胤治父子の投降拒絶によって、二月二日、攻撃の火ぶたがきられ、臼井勢がまずあたり、翌日は東金政辰が攻めたが将兵多数を失って、攻めあぐんだ。北条方は、原勢・東金勢のみにあたらせ、直属の兵は温存をはかった。土氣方にすれば、里見からの援軍もなく最も信頼すべき分家の東金勢までが攻撃軍に加わっている以上、まったく四面楚歌、必死の防戦を尽くした。と同時に胤治は一獲の望みを託して、密使を謙信のもとに遣わした。『河田文書』がその間の事情を伝えている。攻囲軍も東金の政辰軍の攻撃後、消極的となった。里見義弘もまた救援を謙信に求めた結果、二月二十四日、謙信、春日山城出發の報を耳にした。北条軍は遠征軍の退路を絶たれることを恐れて、土氣城包囲を解いて撤退した。

このいくさを契機として、土氣の胤治は、一五六七年（永祿一〇）臼井城主原胤貞による北条方への帰属の勧めを受け入れて、里見とたもとを分かった。

一五七七年（天正五）二月には敏房、五月には胤治が相ついで死し、両酒井は、東金が政辰・土氣が康治と相統し、小田原北条の配下となり、北条氏とともに百年余の歴史を閉じることとなった。

小田原藩城と東
金酒井氏の終焉

信玄・謙信の死により、北条氏はほぼ関八州をその勢力下にしたがえ、新興勢力の秀吉には反発を続けてきた。その裏には家康との姻戚関係を頼んだと見られるが、それ

は秀吉の小田原攻撃をはばむ歯止めにはならなかった。一五八九年（天正二七）一二月、秀吉は部下の諸將に出征の命令を発し、また、上杉景勝・真田昌幸・佐竹義宣・伊達政宗・里見義康らにも出陣をうながした。

翌一五九〇年（天正二八）二月には海軍も伊勢四国の兵船を発して小田原に向かった。北条方は、あえて消極的な籠城策による防戦と定めた。この時、小田原防衛にかけつけた房総の諸将は、千葉重胤・原胤義・土

気の康治重治父子・東金の政辰らであり、両武田の進退はさだかでない。

里見義康は、秀吉の命を受けたが遅参し、早川口の攻撃軍に加わった。奇しくもそこは、両酒井の守備部署であつた。

秀吉は、一八万余の攻囲軍の中から、別働隊をいくつか組織し、関東の北条の属城を接収するために、兩総・武蔵の各地に派遣した。房総方面に向かった主将は浅野長政と木村重茲であり、さらに家康の部将の本多忠勝・平岩親吉・鳥居元忠の半いる一万数千の兵力であつた。

東金の留守の守将は、秀吉の諭旨を示して、小田原城中の政辰の指揮を仰いだ。政辰は自分は北条と行動を共にするが、留守部隊には無益の抵抗を禁じた。

房総の諸城は、草木の風になびくようにことごとく降服帰順し、北条配下の守将は帰るべき所を失ってしまった。

一方、小田原籠城の北条軍も約四か月必死に防戦したが、抵抗の力尽きて七月五日ついに開城した。秀吉は、北条氏政以下一族重臣を処断するとともに、大部分の守城の将士には、武装解除の上離散を許した。政辰も康治も、帰るに城なく、政辰は北之幸谷村に閑居の身となった。政辰は一六〇三年（慶長八）家康の江戸幕府創設の年）さびしくその生涯を閉じた。政辰には三人の男子（政成・直吉・正次）があつたが、後家康に召されて旗本に加えられたと伝えられる。

東金酒井の家臣団は、主家の滅亡後、新しい支配体制である兵農分離策の下で、その地侍的性格が存在を許されず、それぞれの村に帰農して、武士としての地位から離れていった（第四節参照）。

以上は次に掲げた先学諸氏の著作や古記録を参照したが、細かい点になると異説があるが、紙面の都合で併記せず恣意的に扱ったことにお許しを願う。

参考文献

清水 浦次郎	東金史話	東金市教育委員会	千野原 靖	房総における戦国武将の系譜
			昭、三四	昭、五一
房総叢書刊行会	房総通史	同刊行会	昭、三四	太田 亮
				姓氏家系大辞典 角川書店 昭、四九

第二項 上総七里法華と九十九里の諸寺院

日什上人と顕本法華宗の開宗

顕本法華宗とは、日蓮宗（法華宗）の一派であり、その本山の名をとってかつては妙満寺派ともよばれてきた。この派の派祖は、玄妙阿闍梨日什（一三二四—九二）という。

かれは、会津（現在の福島県）に生まれ、一九歳の時、比叡山延暦寺に入り、玄妙と称した。三八歳で延暦寺の学頭の地位をえた。後、郷里に帰り、その土地の領主芦名氏（三浦氏の末流）の東光寺で多くの門弟を教えた。

ところが、六七歳の時、弟子のひとりが日蓮の書いた「開日抄」と「如説修行抄」とを持っていたのを読んで、これこそ自分が多年求めていた教えであると悟り、天台宗を捨てて、法華宗に帰伏し、名を日什と改めた。しかし、改宗によって周囲から迫害の危険を感じたかれは、同志六人とともにひそかに寺を脱出し、下総真間の弘法寺・中山の法華院寺に入って日蓮宗の宗義をさらに深く研究した。それにより当時の法華宗

（木島 里八）

の僧侶が、日蓮開宗の本旨にそむき、墮落していることに日什は気づき、真間や中山の僧たちと大いに宗論をたたかわしたが自己の所信の実現はできなかった。

そこで、日什は宗祖日蓮の教えを改革しようと決意した。六八歳で上京して時の太政大臣二条良基を訪ね、天皇に法華宗を弘める許可と他宗をやめさせる勅許を奏聞しようとはかった。良基は、三十七か条に及ぶ質問を日什にこころみだが、かれはよどみなくりっぱに即答した。日什はこの時、良基に他宗の僧との宗論の場を要望した。すなわち、諸宗と宗論をたたかわし、もし諸宗が誤っていたらすべて法華に帰伏させ、逆に法華がまちがっていたら遠島流罪の罰をうけても悔いはないといった。すこしの妥協も許さない姿勢で臨んだ。

良基は、宗義はりっぱであるが、天皇に奏聞することは容易ではない、と暗に宗論対決と天皇への奏上とを拒否した。そこで日什は、次の手段として將軍への上訴を志したが果たさなかった。やむをえず下総に帰った日什は、翌年また真間を出発して今度は関東管領氏満に宗義を訴えようとはかったが容易に実現しなかった。

一三六九年（康元・元中六）、京都室町の草庵を妙塔山妙満寺と称して、ここを京都布教の根拠としたが、この年を顯本法華宗の立宗の年としている。

前述の通り、顯本法華宗は、日蓮の開宗の主旨を、日什が「經卷相承」を立てて「本迹勝劣」を主張した一派であり、日什門流ともよんでいる。日什の立派な経緯からして、当時の日蓮宗にあきたらず、天台の学匠の地位をなげうって、旺盛な探究意欲を示し、六〇歳の後半の老境でなお研究と実践をやめず、正法弘

通のため積極的・闘争的に活動した日什の宗教活動が、この宗派の特色の中に色濃く反映している。後にこの門流の中から、慶長年間の常楽院日經上人のような「不受不施」を主張して、刑に処せられた者の出たのによってもその尖鋭さがうかがわれる。ともかく、日蓮宗各派の中にあつては、純粹な日蓮の後継者を目していただけに、当時反主流的な存在であつたといえよう。

日什は、当時の支配者に法華弘通の真意を訴えることの不可能さを悟り、わが祖日蓮上人も三たび天下を諫めて身延に通れた。いま我も老いたと、京都を去り、途中東海道の諸國を教化して会津に帰り、芦名氏の建てた妙法寺に入り、一三九二年（明徳三）八南北朝合一の年二月二十八日入寂した。

日什の三度にわたる上洛で、その目的である朝廷・幕府への諫曉こそ達せられなかったとはいえ、京都布教は許され、その活動の根據地として妙満寺を創建した。これは後日、顯本法華宗が京都に弘通される案地をつくるのにあづかつて力があつたといえる。

さらに、日什の高弟、日仁・日運・日実らは、師の遺業を継いで、將軍義持に直訴・諫言して拷問や迫害にあつた。このことはかえつて後世、京都に宗門の勢を盛んにする結果となつた。すなわち、町衆（京都市内の商工業者）を中心として広く貴賤の間に数多くの信者を獲得し、一五一七年（永正二四）には妙満寺の日崇（本山二十世）が上人号を所望して勅許を得ている例もある。他宗の僧侶はこれを見ることができず、一五三六年（天文五）に、延暦寺に味方した近江の六角定頼による焼打ちの法難がそれを物語っている。

日樂上人と 日什が没して四〇年後の一四三二年（永享四）一〇月一四日、顯本法華宗ゆかりの京都白川の日泰は誕生した。かれは、一九歳の年に妙満寺十世日遊の弟子となつた。その仏門

に入つた動機はさだかでないが、当時の社会は將軍義教が赤松満祐に誘殺されたり（一四四一年）嘉吉元、畿内一帯に徳政一揆や土一揆が頻発して、いわゆる下剋上の風潮が国内に漲り、応仁の乱がやがて起こる基因が助長されつつある混乱期であつたといふことができる。

日泰は、法華經のみならず、広く諸宗の教義を学び、生まれつきの俊才で短日月のうちに八宗の奥義をきわめたという。また慈悲の念にあつく、凍える者に自分の衣を脱いで与えたり、貧しい者には施しをするといった僧としての実践活動の面をもゆるがせに نہなかつた。一四六九年（文明元）下総浜野の庵寺を興し、これを如意山本行寺と称し、ここを両総における顯本法華宗弘通の根據地と定めた。

日泰の布教活動の詳細については不明だが、派祖日什や師日遊にゆかりの地には当然錫をとどめたであろうと思われる。のちに酒井定隆との運命的な出会いの舞台となつた東京湾上の船中のできごと、日泰が日什建立の靈場品川本光寺との往復の折であつたことでも知られる。また日泰は、師の日遊の開いた同じ品川の妙蓮寺にも第三世としてとどまつていたこともあつた。

日泰が、東国、ことに房総の地を布教の候補地を選んだわけは、当時の京都が応仁の大乱のため布教が望めなかつたこともあるが、日什の顯本開眼の場所が下総であり、宗祖日遊が安房の生まれであるというゆかりから、わが上総の地を目したと思われる。

ともかく、絶妙な説得力と飽くことのない実践活動とによつて、日泰は僧俗・貴賤を問わず、折伏・摂受の臨機の布教を展開し、その宗勢を拡大していった。その生涯にわたる数々の奇蹟・靈驗の伝説を残して、本山第十六世ともなり、一五〇六年（永正三）正月一九日、浜野本行寺で七五歳の生涯をじとた。

酒井定隆と日
泰との出会い

応仁の乱や東国における鎌倉・古河の対立に見切りをつけ、自立の機会と場所を房総に求めた酒井定隆主従は、文明年中（一説に一七四〇年）文明二年、武蔵国品川から便船を求めて房総に渡ろうとした。前述の通り、当時品川の本光寺の住職であった日泰が浜野に赴こうとして、たまたま定隆と同船したわけである。

船が海上を行くこと一里ばかりで、急に突風が起り、暴風雨の中に船は漂流するにまかせ、乗客ごとくくあわてふためき生きた心地がなかった。その時、日泰だけひとり舷に立って経文を誦し、呪文を唱え続けたところ、暴風はやんで順風となり顛覆の難をまぬかれたという。この奇蹟が定隆に日泰への帰依随順の念をおこさせ、武運出世の法を尋ねた。日泰は、頼朝の旗上げの故事などを交えて法華の妙法に帰依してこそ、天下兵馬の大権を手中におさめられると説き聞かせた。定隆は感激随喜して、念願達成の暁には領民ごとく顕本法華の妙法に帰依させることを約束したと伝えられる。

政宗令と

七里法華

安房の里見義実の配下となった定隆は、その実力をかわれて、中野の磐（現在の千葉市内東部）をまかせられ、両総の諸豪に備えさせられた。義実は定隆の武略に感して越中守とし、上総一国の内、三分の二を与えた。そこで定隆は要害の地をえらんで城を築くにあたり、土気古城がその条件を備えていることをさとり、一四八七年（長享元）から翌年、二年をかけて再興し、ここを居城と定め、群雄割拠の戦国の世に一応の国づくりを完成した。

これを契機として、定隆は日泰を招請して年来の約束の実現を志した。家中の侍から主だった百姓をことごとく集め、飾りたてた高殿に日泰上人をあつくもてなした。後に、その場所に寺を建てることを日泰が望

んだため、これを名づけて如意宝珠山本尊寺とした。同時に、当時真言の寺であったものを改宗させ、宝珠山普勝寺とし、さらに、かつての居住地中野にも如意山本城寺を創建した。時に一四八七年（長享元）三月であった。

この三寺の創立が、いわゆる七里法華の草分けであり、やがて、一四八八年（長享二）五月一八日、領内一円に改宗の命令を下した。

さて、いわゆる七里法華の区域であるが、土気を中心に半径七里の円を描くと、広すぎる感がして当を得ない。そこで、直径七里の円に変えてみると、おおむね妥当な区域が浮かびあがってくる。もちろんその円には、北西部に当る部分のように入り組みも見られる。

すなわち、その区域は、山武郡の旧山辺郡を中心として、旧武射郡の一部、印旛郡の八街町を中心とした南部・千葉市東南部・市原市の養老川以北・長生郡の北部にまたがっている。寺院の数も、現在さだかではないが、根村正位は、三二か村、二七四か寺あったとのべている。

この説には疑問の余地があるが、既にあった他宗の寺院で改宗令によって顕本法華宗と改めたもの、新たに創建されたもの、また、改宗令によって直ちに改宗したもの、何年か経過して創立、あるいは改宗したものの、顕本以外の日蓮宗各派と、さまざまな差異のあったことが考えられる。

郷土の諸寺の改宗以前の宗派については、そのすべてが明らかではないが、本町の寺院の例からみて改宗の経緯も真言宗が圧倒的に多かったようである。改宗の経緯について、二、三の例を挙げてみ

よう。

本町小関の妙覚寺は、もと真言宗で、田中地先にあったが、改宗を迫られ、これに従わなかったため破却された。と言われる。後、現在地に一五〇五年（永正二）酒井定隆（目伝）が開山となり、家臣の波川衆の小関兵部小輔・成川玄蕃が普請奉行となって建立したと寺伝は伝えている。

また、真亀の浄泰寺も創立の年代は不明だが、真言宗であったのを、一四八八年（長享二＝改宗令の年）に、僧日耀によって顕本法華宗に改宗されたと伝えられる（一説に、一五〇六年＝永正三年とも言う）。

本隆寺は、日泰の弟子日増が、一五二八年（享禄元）創建と伝えられる。その前身はさだかでない。

教行寺も真言宗であったのが改宗したと伝えられる。

以上の例からうかがうに、改宗という事業は僧侶たちにとっては容易なことではなかったと思われる。あくまでも改宗令に従わず、他領に逃亡する例もある。東金市宮にあった真言宗蓮台寺が改宗令に反抗して住職は、仏像・経文をたずさえて成東町川代に移転した例もある。

また、東金市田中の法光寺の前身は、西法寺という真言宗の寺であったが、あくまでも改宗に抵抗したため堂宇を定隆に破壊された。

こうした政治的な圧力で、一宗に領地内を統一した定隆の目的はいったどこにあったろうか。日泰に帰依心服した純粋な信仰心の発露はうなずけるにしろ、果たしてそれだけだったろうか。

宗教が民衆に大きな結束力を与え、大名さえも滅ぼす例を定隆が知らなかったはずはない。現に、かれが改宗令を出した一四八八年（長享二）には、加賀の一向一揆が守護富樫政親を自殺させている。この民衆のエネルギーの信仰心を、政治を行う自らの側におさえておこうとする意図が、定隆の心になかったとは言

えないであらう。

ともかく、さほど広大な地域とは言えないまでも、一地方武將の定隆が領地内の寺院のことごとくを一宗に改宗させた事実は、日本仏教史上でも特筆すべきことであつた。しかし、その背後には、日蓮宗の中でも尖鋭な、しかも反体制的な顕本法華宗であつたことと、旺盛な布教活動を続けた日叅上人の実践活動に、外護者であつた定隆の力が加わつたことを忘れてはならない。

その後、今日に至るまで約五〇〇年間、顕本法華宗教団の中でわが郷土は最大の地域として重きをなしてきた。ことに江戸時代に入ると封建体制と何度が闘争して弾圧され、妥協し、やがて不受不施の尖鋭化した派を残して寺請制度下の保護に組み入れられ、現状に甘んずる安易さになれていった。

(木島 里八)

注

(一) 開目抄 佐渡に流された日蓮は、法華經行者としての使命と責務を痛感し、島に着いて間もなく門下をはじめ、一切衆生の盲目を開くために撰述されたのが本書である。

内外の教字を批判し、仏教經典の次第淺深の別をあげ、諸經と法華經の教義の勝劣、さらに法華經の本迹、教觀を明して、「一全三千の法門は、但、法華經本門對法品の文底にしづめたり」と結び、對法品の仏を本尊として尊敬すべきことを教えている。そして、これを末法に伝えて教え導く使命を果すべき人について經文に照らして詮索を加え、内心にみずからが、その因縁に遇うものとの覺悟を固めている。末法の行化は、堪受と折伏の中、後者によるべし、それによって他の惡を除き自らは過去の罪を消すことが出来ると説いて、法悅の心境を表明している。ここでは日蓮は天台沙門ではなく、末法の弘教を委ねられた本仏釈尊の直弟子、本仏上行としての自覚がうかがわれる。日蓮の教義、思想、信仰が磊然として文面にあふれる。氣魄に充ちた代表的著作である。文永(一二七二)九年二月、佐渡の塚原で書き了る。

(2) 如説修行抄 文永(一二七三)十年五月、佐渡国一の谷から弟子、信者に送られた激励の消息である。いかなる追害にも屈せず、南無妙法蓮華經と唱え死に死ねども退くなど強調されている。日蓮五二歳。

(3) 本述勝劣 法華經二十八品のうち、前十四品を「迹門」、後十四品を「本門」という。迹門の中心が方便品であり、方便即真実の論理である。しかし、それはすべての人々の成仏が久遠本仏によって保証されることを説く法華經の後半、即ち如来方便品を中心とした本門に展開される人間の絶対平等の実践によって裏付けられなければならない。この考え方が日蓮の死後の門人たちに二つの別を生じた。その一つが、本述ことなるといえども一致するという「一致派」(主流派)と、本門は迹門に勝るとする「勝劣派」(富士門流や願本法華宗)とに教義の上で対立している。勝劣派には、興門派(開祖日興)に本門宗・日蓮正宗、本成寺派(日陣)妙満寺派(日什)八品派(日隆)本隆寺派(日真)の諸派がある。

(4) 常楽院日経 その出生地には諸説あって判然としない。奥羽とも加賀とも上総(一つ松村)とも武蔵豊島郡の小野治郎衛門の二男ともいう。生年は一五六〇年(永祿三)二月二八日と伝えられる。幼少の時から仏門に入り、名を善海と言ひ、常楽院と号した。はじめ一致派に属して学んだがその師は明らかでない。生まれつき英敏であり、不屈の精神をもち、二三歳の頃、奥州地方に赴き、布教に従事し、しばらく会津の妙法寺に足をとどめたが、一五九七年(慶長二)、三八歳、感ずるところがあつて上総に來た。定隆・日泰によつて法華に改宗したものの、當時、外面では法華を装いつつも、内心では念仏・真言にもどつたある状況を窺ひ、上総大綱の南横川の地に七里法華改良の道場を建て、宝立山方墳寺と名づけた。一五九八年(慶長三)八月豊臣秀吉がなくなり、その大仏殿千僧供養の際、妙覚寺住職日興は、不受不施の立場から断乎として供養参加をこつた。そのため対馬に流罪となつた。日経はこの事を聞いて、土氣の善勝寺に願本の諸寺の住職を集め、法華宣揚の決議をして一六〇〇年(慶長五)関が原の合戦の年)に上京、妙満寺の貫首となり、大いに日蓮の主張した四箇格言(念仏無間・真言亡国・禪天魔・律園賊)を唱えた。そのため浄土宗を中心とした他宗の僧から家康に訴えられた。家康の面前で浄土宗の僧と宗論をたたかわし、その他宗攻撃の手をゆるめなかつた。そのため斬罪に処せられるところ、板倉伊賀守の進言で一六〇九年(慶長一四)二月二〇日、弟子五人とともに例刑の刑に処せられた。その後、上人は諸國を遍歴し、丹波・若狹から越中に至つたがその足跡は明らかでない。富山神通川の付近に日経坂があり、左側松原中に日経上人

の碑があり、それには、一六二〇年（元和六）霜月二十二日行年六一歳とある。

- (5) 不受不施 日蓮が一二五三年（建長三）立教開宗してからその入道に至るまで、数々の法難をきりひらいてその教を弘めたが、門下末流にその態度はうけつがれた。その方法は諫曉と宗論と不受不施精神によって行われた。諫曉とは、日蓮宗を国教の地位に位置づけ他宗を排撃することであり、宗論とはそのための宗義論争であり、この政治的闘争と理論的闘争に加えて、日常の教団僧俗の宗教生活を規定する生活闘争が不受不施精神ともいえる。すなわち、信者以外のいかなる人からも布施や援助を受けない。したがって、その人たちには功德を施さないとするものである。この三者（諫曉・宗論・不受不施）は本来一体のはずであった。これが伝道の基調であったが、その教義が権力否定・君民同視の立場をとるものとして近世政權樹立の障害になるものとして、ある時は他宗から（天文法難）、または時の支配者たちから迫害・禁制の打撃をうけた。したがって秀吉の大仏供養の参加を契機として法門内部に対立を生じた。それはこのころ宗門指導者の中には根受的方向（穏やかに政治権力と協調しながら伝道しようとする）を指向する者も表われた。そのため、この不受不施派を、幕府は一貫して邪宗として排撃禁止し、キリスト教と同じ扱いをした。

- (6) 大永四年（一五二四年）七月二十三日、（延暦寺）山門大講堂集会議ニ曰ク、

「早ニ聽務沙汰ヲ為シ、座主ノ宮ニ申シ入レルベキ事」

ハ前略ノ受ニ頃年、日蓮法師、月氏雲旦ノ仏教ヲ伝ヘズ、独立自慢、邪見ヲ起シ、恣ニ法花宗ト号シ、無智迷闇ノ道俗男女ヲ動メ、誹謗正法ノ極悪邪見ニ入ラシメ、神明仏陀ノ威光ヲ輕蔑シ、靈仏雪社ノ參詣ヲ停止シ、其形剃髮染衣ニ似タリト雖モ、其志毛羽鱗甲ヨリ劣レリ。剩ヘ真宮上乗ノ教法ヲ毀リ、亡國ノ邪法ト名ヅケ、持戒律殺ノ僧侶ヲ嫉ミ、國賊ノ惡徒ト号シ、往生極樂念仏ヲ嫌ヒ、無間ノ修因ト為ス。是レ仏法破滅ノ惡魔ナリ。

ハ中略ノ仍ッテ今般坂本ニ於テ彼ノ党ヲ追討シ、此ノ舍宅ヲ破却シ訖ヌ。風聞ノ如ク、近年都鄙ノ日蓮黨、コレガ望ム所ニ就テ、大僧正、大僧都ノ高官宜下成サレ云々、事実ナラバ、勿体無キ次第ナリ。早速改易ノ御下知成サレ、自今已後御許容止メラルベキノ由、御執奏有ルベキ旨、御披露預ルベキ者ナリ。

ハ後略ノ

- (7) 改宗令 この度、御領内村々思召を以て、法華宗に仰せ出だされ候。尤も是れ迄、法華宗の所はそのままに置か

るべく、外宗の義は残らず日蓮宗に相成るべく、若し、違背の有るにおいては曲事まがこととなすものなり。
長享二年（二四八八）五月十八日

栗原 助七郎
宮 島 伝七郎

右村々名主中

（8）『東金史話』所収 「戦国時代における土気東金の両酒井」根村正位による。

参考文献

- | | | | | | |
|-------------|-----------|------|----------|--------------|------|
| 山武郡教育会 | 山武郡郷土誌 | 大、五 | | | |
| 清水 浦次郎 | 東金史話 | 昭、三四 | 河 出 書 房 | 日本歴史大辞典 | 昭、五〇 |
| 千葉県郷土資料刊行会 | 改訂房総遺書第二輯 | 昭、三四 | 岩 本・坂本共訳 | 法華経 上・中・下 岩波 | 昭、三一 |
| 辻 喜之助 | 日本仏教史 第五巻 | 昭、四五 | 文 庫 | | 昭、四二 |
| 九十九里町誌編集委員会 | 九十九里町誌総説編 | | 兜木正享校注 | 日蓮文集 同 | 昭、四三 |

第四節 岡集落の開発

第一項 旧貝殻道と古集落

旧貝殻道

中村國香（1）（二七一九〔享保四〕—一七六九〔明和六〕）の著、『房総志料』及び、田丸健良（2）（一七

七四〔安永三〕—一八四六〔弘化三〕）の著『房総志料統編』の、武射・山辺両郡の項に、
「浜宿（以上長柄郡）、四天木（一里）・今泉（一里）・不動堂・貝塚・栗生（一里）・片貝・小岡・作田（一里）・（以上山辺郡）、本須賀・井の内（一里）・松ヶ谷・木戸・蓮沼（一里）・屋形（川道）・木戸・（以上武射郡）…中略…虎海浦より栗

山川迄の地、海辺駅家なく塩戸のみにして馬路踏ならはせし地なり、されば里程詳ならず、大抵九里斗あありと土人語り（蓮沼の人語りけるは木戸村ニカ所に有蓮沼の南の木戸村は上総の地屋形より川を越て向うの木戸村は下総の地也と猶又考証すべし）

とある。この一文を地図に示して見ると図127の通りである。

この往還は古くから貝殻道、または、ご検見往還と呼ばれた古い往還であった。又郷土では準県道とよびならわされている。正しくは萩園・

片貝線(一二・六三四キロ)である。旧

貝殻道は、一宮と銚子を結ぶ岡集落の古村間を結ぶ。かつては九十九里浦の臨海道路として重要な役割を果していた。この往還沿いに郷土の文化・政治・経済の核心地があった。

この道は現在では農村集落を走って路村形態の村々が多い。各村々は殆んど半農半漁村的機能が多いが

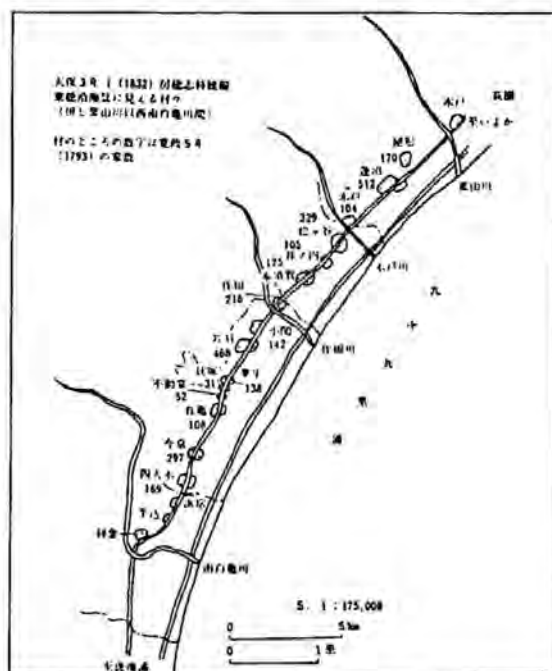


図127 東海沿海誌に見える貝がら道の村々

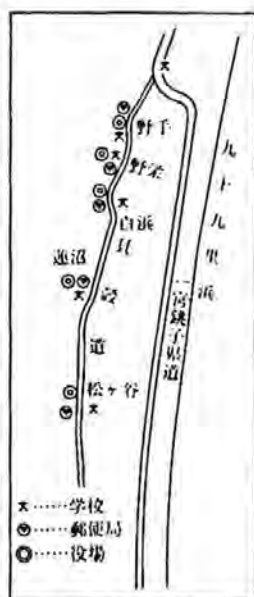


図128 貝がら道に沿う公的機関

臨海町村として農村の機能の卓越した地域では、学校・役場・農協・といった公的機関は図128のようにこの往還をはさんで立地している。

ところが、一九〇五（昭和三八）ごろより土地改良事業が進展し、烏畑の集団化、水田の基盤整備によって、古村から古村へと結ぶ曲折した貝殻道は寸断され、後に述べるように郷村にその残象をとどめている方は、昔日を偲ぶことが出来るが、殆んどその姿さえ見とどけることができない。

河東碧梧桐の句に

貝殻の道と聞き来て木槿かな

往時の貝殻道を散策する旅人の心静かな旅姿が偲ばれる。

農村の集落は遠距離に通ずる道路とは、無関係に立地していることが多い。特に新しく直線的な道路がつくられても、農家は昔のままの自然の位置を固守する。集落にとって大切なのは耕地に出入する道である。古い貝殻道に沿った農村は、昔のまま静かなただずまいをよそおって、昔日の面影を偲び抱き合うように今も息づいている。

図129は一八八二年（明治一五）測量の参謀本部陸軍部測量の二万分の一の地形図である。この地形図に旧貝殻道の全貌が明確に掲載されている。この意味からしても貴重なものである。



図 120.000

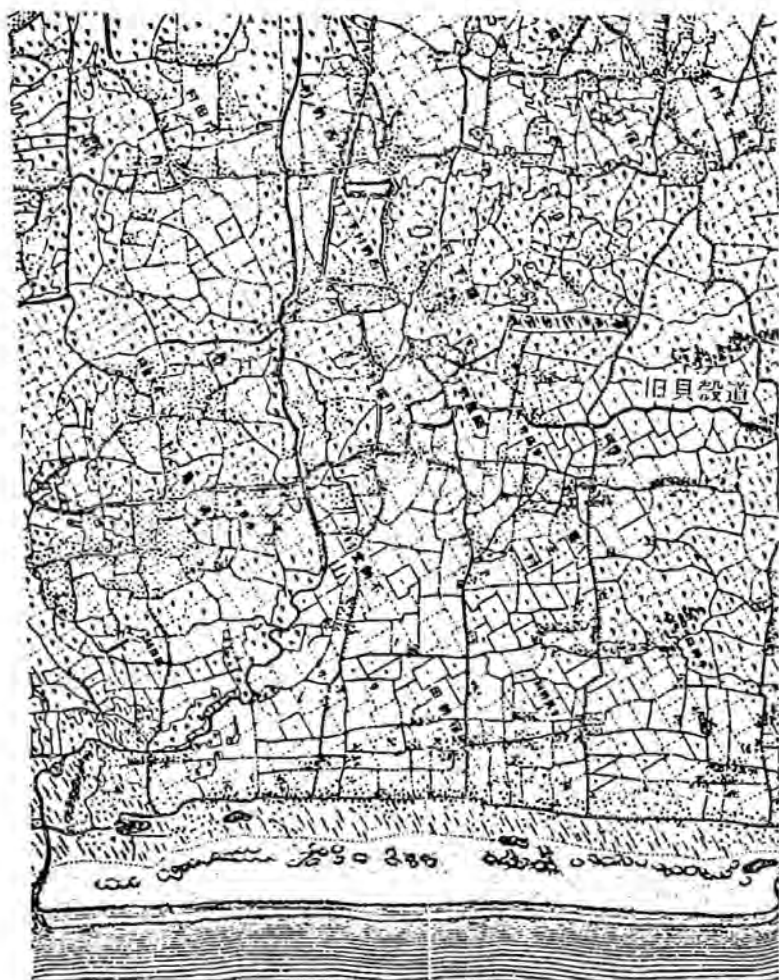


図129 旧 貝

旧貝殻道の
残 象

近世初期以降の郷村は、集落景観として土地・家・道路・水路・屋敷森等が組み合つて、その地方固有の集落が立地する。それぞれの地方は、地形・風・日照・土壌などの自然条件と、生業の種類・土地制度・経営規模と種類・文化的伝統・交通などの人文条件が、からみ合つて、その集落景観の個性（地域性）に影響を及ぼすものである。

道路は集落から集落へと踏分け道がついて、集落と最短距離で結んでいる。貝殻道は、こうした自然発生の郷村と郷村、部落と部落を結んだ踏分け道として立地し、往還の交通がはげしくなるにつれて道幅も整備され、時には知行地として旗本の下役が、名主の案内でその年の年貢の基礎算定する収穫量の検見役人が通つたこともある。村から村へ、婚礼に着飾つた花嫁が馬にゆられながら、まだ見ぬ、わが夫を想像しながら村人に送られて通つた往還でもあった。

さて往古の姿を失なつてしまつた旧貝殻道にも今なおその残象の一部が発見することができる。

△旧作田橋付近の残象

妙智会練成道場門前を過ぎて北に進むと、鈴木光宅（北のかじや）の前に出る、道はここで左に鈍角に曲り、旧小関村に入る。今では竜宮大橋に通ずる新道ができて鶴巻耕地を横断して作田に入れるようになって便利である。

交通量も多い。旧片貝村と旧作田村の間に、はさまれた鶴巻耕地が低湿地のため、貝殻道は図131に示すよう迂回しなければならなかつた。道は小関の松林の中に消え曲りくねつて作田川橋畔の「まんじゅう屋」前に出る。

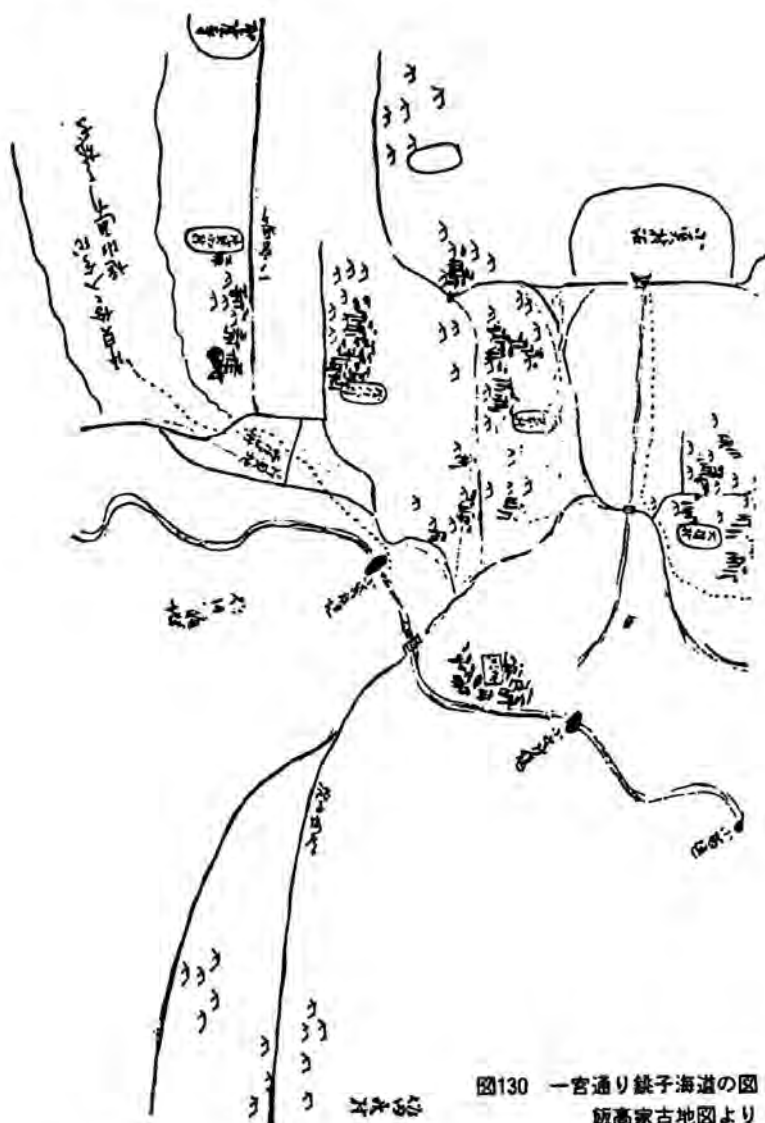


図130 一宮通り銚子海道の図
飯高家古地図より

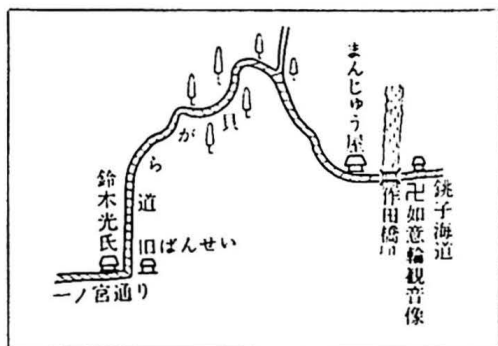


図131 旧作田橋付近の貝殻道



写40 貝がら道は観音堂前で準県道に合流する



写41 静まりかえる作田部落と貝がら道の残象

行き交う人々は作田川の清流にしばし、いこい若葉の風が袂にゆれ、汗ばんだ旅の疲れを河畔の「まんじゅう屋」で番茶をすする。こんな光景は往時の語りぐさで、今では一本の新しい道路のため、全く見捨てられた旧往還でわびしくも河畔の銘菓まんじゅう屋も茅屋そのままである。

明治・大正時代の作田橋は木の掛橋であって、大八車は悠々と渡れた(写42参照)。

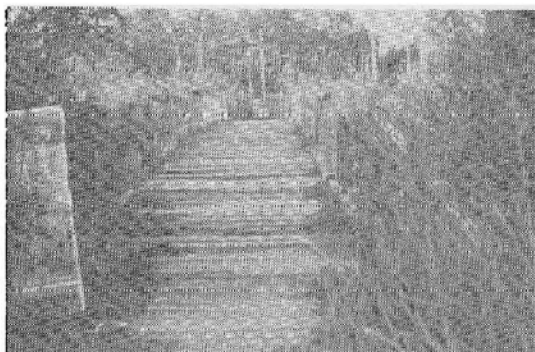
一七九六年(寛政八)四月一四日「尚寛惣兵衛日記」によれば『九資第七輯上巻』一五三ページ

「…中略…天明亥洪水の節、我等代官勤め候折柄小関村より往來橋相破れ村方にて困窮の上難儀仕り候間、御助力金下

第一章 中世末までの郷土



寺44 作田橋畔の如意輪観音が草むらの中で微笑んでいる



写42 朽果てる作田橋 古川撮影



写43 作田橋を渡ると道は小関の山林の中に消える

し置かれ候様願出候、御地頭与力町田十右衛門様御月番右の願い申し立て三カ所作田村へ寄合ひ橋譜請料として金貳兩貳分宛下し置かれ候、是橋普請金下され候始也…中略…一金貳百正右渡始祝儀として小関村へ惣兵衛も同断、作田村へ遣し候筈餅苅籠酒苅樽□小関村より来る」

とあるように往時の盛況さ、往還としての重要さがよくわかる。ところが今日では橋幅も狭く大人一人やっと通れる始末、その上橋板は朽ち破れ渡橋さえ容易でない(写42参照)。

作田橋を渡りきると作田村である。往時は佐久田村とも見える。この橋は上総七里法華の終局の地

である。橋の袂、草むらの中に如意輪觀世音^{いぎんくわんぜおん}の石仏が、つつましやかに微笑んでいらつしやる（写44参照）。往時この地を尋ねる旅人の心に、やむ苦痛を暖かい法衣の御袖にくるんで衆生の願い事をきいて下さった。今流に言えば自家用車を用意して苦しみの人々のところまではせ参じて下さったのであろう。誰か里人のあげた花が雨風に萎^しえていた。

この如意輪觀世音像³に合掌し、観音経を念じながら作田村の路村に入る（写41参照）。郷村には夫々異った自然への適応の仕方、伝統、慣習、技術がちがうものである。夫々違った形式の古い家が住宅の絵巻でも広がるようにこの古い「貝殻道」にへばりつくように並んでいる。あたかも準県道を疾走する自働車の爆音を遠のいて古いものへの慕情よろこびむせんでいるようだ。この道もやがて観音堂の前（写40参照）にて県道飯岡片貝線に合流して夢のように近代化した景観に出会い本須賀に出る（図13、写40参照）。

片貝西「たてば」

旧貝殻道のうち残象のはっきりするのはこの辺である。旧片貝尋常高等小学校（現から法久道の残象 町営グラウンド）前を過ぎ、富士田敏夫宅前から「たてば」（高柳義雄宅）のバス停の横に出る。「たてば」の屋号から往時の継場のあったところと推察され、従ってこの辺はかつて旧片貝村の中心地域でもあった。ここから県道を横切り花沢享別宅前から高嶺医院角で左折して教行寺門前に達する。往時の文化、政治の中心地であつて旧片貝村役場は鳥好本店の前にあつたが、一九〇一年（明治三四）二月、不幸にして火災のため役場は焼失し重要書類を多く灰燼としてしまった。

道は曲折しながら、屋号「東」（古川董宅）の前に出て飯高峻策宅と古川忠次郎宅の間に出る、東の西側の畑地は城之内両家の旧家の跡である。一八三九年（天保一〇）前後遠山雲如城之内与兵衛の⁴与十郎（古川端

庵）を訪ね夜を徹して胸禁を開いた。その時雲如の詩に

「いわず寒威骨に徹して厳しきを

相逢い 杯酒互いに相ふくむ

園栽の竹樹 なんぞ嫌僻す

人梅花に對し 共に凡を脱す

数畝の紙田 君耒を把り

十年の官海 我帆を収む

この情ただ合す この間の説

世上紛々 謗讒（わるくちをいうこと）多し」と、

又、一八四一年（天保二）梁川星巖は雲如に案内されこの貝殻道の草をわけて端庵を訪ね、その夜古川家に宿をとっている。その節星巖は次の詩を残している。

「客宵 宵短さもまた年のごとし

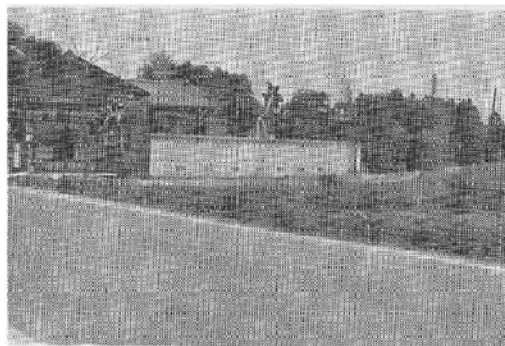
酒醒め 燈残りて なをいまだ眠らず

またこれ 主人 窓外の雨

叶啖 滴り尽くす 暗愁の辺」

古川端庵は与十郎といいその父は与兵衛（城之内）である。端庵は朝川善庵と親交があった。善庵が九州大村候に仕えるにあたっては端庵も同行している。一八五七年（安政四）刊行の善庵詩集「楽我室詩文集」の校

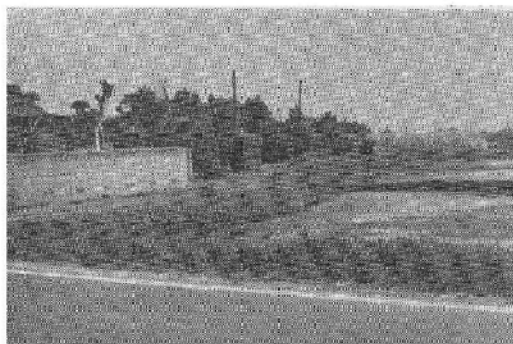
第四節 岡集落の開発



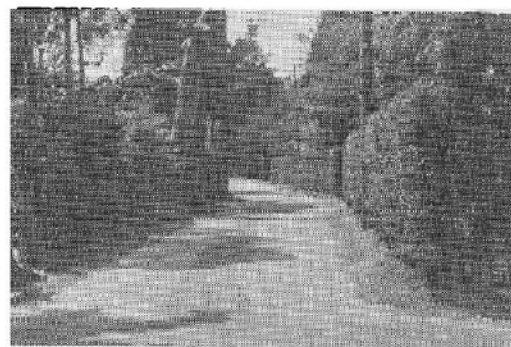
写46 中里旧高根屋付近の貝がら道の残象



写45 楽我室詩文集



写47 同 上 125 f 10

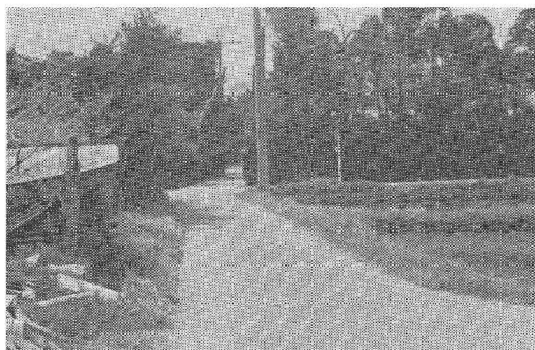


写48 古びた法久の集落と貝がら道残象

訂者の中に、上総の人、古川与十郎の名がみえている。端庵は善庵と同様、当時の江戸山本北山門下の折衷学派として錚々たる一人であったであろうが、悲しいかな端庵の消息は全く定かでない。

また、この近く中里には花沢修斎の遠祖花沢樸斎（名は貞倫、医、漢時に長ずる）がいる。星巖はこの時樸斎も訪ねている。

近くに旧料亭高根屋があった（写46・47）。小海信司宅の近くで静か



写49 中里から法久へ 旧貝がら道

な田園の中に高級料亭として名が高く、村内の有力者の出入が多かったが紅燈消えて今ではその跡かたもない。

道は更に西にのびて法久の里に入る。法久(写48・49参照)は法橋から起ったといわれる。法橋とは「ほっきょう」で仏法を人を渡す橋にたとえていうことで法の橋の意である。また、僧侶の法橋上人の略で法眼の次に位し律師に相当する僧侶で五位に準ずるといふ。名称が示すよう古びた部落の屋並みのただすまいが見られる。部落の中ごろ、中村城宅の入口に「塩釜」の名所がある。貝殻道は法久部落を出尽くすと右折してたんぼの中に消えて行くはるか春がすみの彼方に粟生の善福寺の森がうつる。善福寺は御門妙善寺の末寺で坊さんが御門と粟生の間の往還でもあり、坊主の街道という意から坊海道の名が生まれたのではないか。

善福寺近傍 篠崎喜三郎宅前を迂回して善福寺わきに出る辺は、
とその残象 土地改良工事のため貝殻道は寸断されて残象を探る
のにも苦労する。善福寺わきも旧態は殆んどない位だ。一七九四年
(寛政六)八月「尚寛惣兵衛日記一七」(写50参照)の寛政八年二月九日
の条に『九資第七輯上巻一五一ページ』

「二月九日彼岸に入る

篤信米已七月六日一七回忌

第四節 岡集落の開発

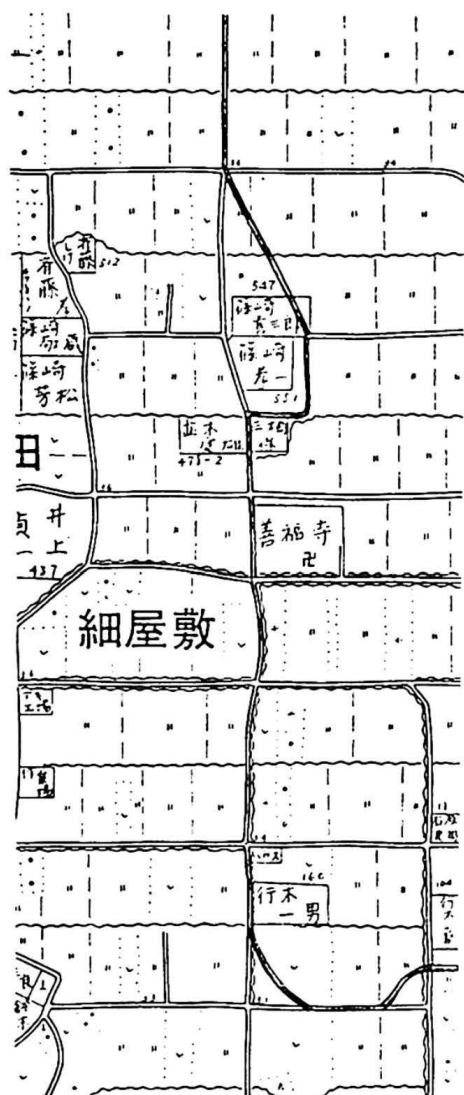
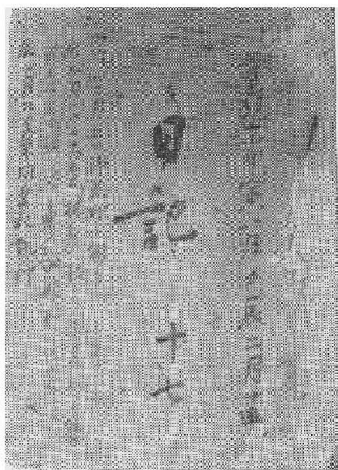


図132 善福寺近傍貝がら道の図



写50 惣兵衛日記17



写51 石造仁王

第一章 中世末までの郷土



写52 善福寺側をすぎて道は下貝塚へ



図133 旧貝殻道と準県道合流点付



写53 貝がら道は貝塚たね屋角に出る

と見えている。粟生村飯高家の菩提寺として往時寺運きかなな時もあった。境内には「イボトリ仁王」で有名な石造仁王像を双（写51参照）がある。その台座に惣氏子、助力願主飯高氏と刻まれている。この仁王像が往時の粟生村のごたごたを物語って

幸俊五月九日廿一回忌
運常米巳六月廿八日十三回忌
忌 信行院妙勝日勝米
巳三月六日百年忌
香蓮院後室 四月廿一日七回忌
右五霊法事祭祀執行。
妙善寺急病不参 善福寺屈け持ち契一結呼び村中施米 但し代金貳両と積もる。」

いる。石工は、江戸松屋町、上総屋仁兵衛。

寺を過ぎると曲折するが細屋敷の部落に入る。図132に示すよう行木一男宅裏から下貝塚のたね屋（佐久間種子店）さんの南わきにて、現在の片貝—一宮線に合流する。旧貝殻道はこれ以南は準県道か、これに添った道路である（写52・53参照）。

『小川家文書』一八三七年（天保八）四月の「廻状留」によると、代官森寛蔵手附、西御九目付等の小巡見の際貝殻道の普請方について次の如く見えている。

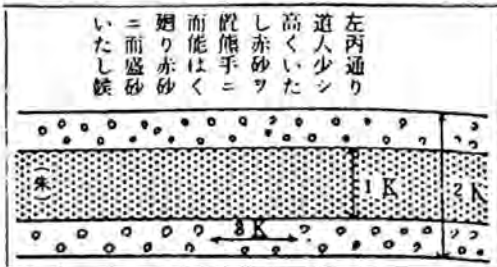


図134 小巡見道普請の図

「前段略：小巡見四月二十八日蓮沼村御立、作田村中飯にて当村は昼□九ツ半時御通行遊ばされ候。道普請は中巻間は少□いたし、其の上赤砂を振り、熊手にてきれぬにはき廻りは赤砂にて盛砂、両方へ三間づつ間にいたし候御先方客人御通り遊ばされ候跡、又熊手にてはき申候道普請等の□□□後段略（九頁第七輯下巻三〇ページ）」

この資料から道幅は一二尺（二間、三・六メートル）である。九十九里町誌資料集でこの普請関係を図によって解説すると。図134の通りである。中々念の入った道普請であった。近隣の村々の農民の労役が察せられる。

この時の小巡見の面々は次の通りである。

小巡見

西御九御目付 千種 半衛門様 御用人 山下 丈之助様
御 勘 定 和田 十蔵様 御用人 小川 庄助様

第一章 中世末までの郷土

支配勘定 柳道太郎様 御用人 小嶋良右衛門様

森 覚藏様

御手附 金原 八郎様

御案内

天保九戊辰年四月二十八日昼九ツ半時御通行

和田様御用人 小川 庄助様

御案内 沢川 新左衛門

柳様御用人 小嶋良右衛門様

同北之隠居 九左衛門

千種様御用人 山下 丈之助様

御案内 老丁目 忠左衛門

和田 様

案内 喜兵衛

御用長持御具足

御同人様先払 惣右衛門 (マ、) 源兵衛

繁 藏 御馬鹿 藤左衛門

柳 様

繁 八

御用長持御具足

御同人様先私
 長兵衛
 御駕籠
 宗兵衛
 次兵衛
 幸右衛門
 千種 縁

新右衛門 先私

御用長持御具足
 庄兵衛
 御駕籠
 惣左衛門
 伊三郎
 九郎左衛門

金原様案内
 与兵衛

四郎左衛門

こうした往時の姿さえ遠い過去のものになってしまった貝殻道への歴史的景観は各所に見出される。どちらかと言えば路地化してしまったこの道の両側に今なお静まりかえって軒をならべるその姿は、江戸時代以来の農民の哀歎と封建政治への農民の反骨心と幕府権力への無言の抵抗から自然と育まれていったものである。その心情の底に滯流するものは弱者である農民のお互い同志の一筋の芯につながる愛情であろう。そんなこんなを考えつつ旧貝殻道の残象をゆれて見たい。

貝殻道に沼う古 第一編にて既述した集落の立地と地形的成因のところ、旧貝殻道に沿った。三メートルの等高線上の岡集落の立地を地形的に見たのである。九十九里浜平野の汀線に近い

集落は大別すると図136に示したように西野小関砂堆・高畑作田砂堆の古村、すなわち「岡集落」と呼ばれ等高線三メートル集落である。

この集落名を図136に示したように荒場・八川・小関・渋川・荒生・高畑・西・中里・法久・粟生岡・下貝

第一章 中世末までの郷土

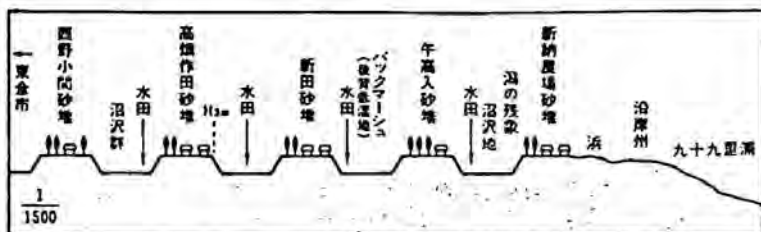


図135 九十九里町地形的断面図

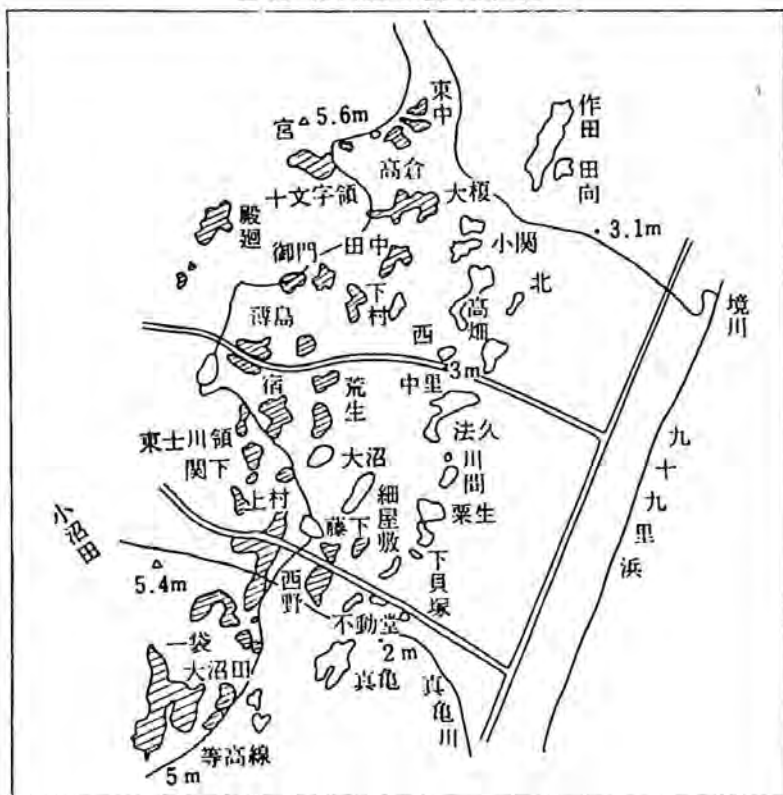


図136 中世海保の郷と地形

S 1 : 500,000

塚岡等である。

旧作田岡は赤井主計の知行地、一六三二年(寛水一〇)山辺郡にて采地三五〇石、村名主に八右衛門(明和期)音次郎(寛政七)・卯兵衛(文政期)・与惣兵衛(嘉永六)等が見える。

片貝・宿村の左右は近世みな海保庄

栗生、中古東土川郷

細屋敷、中古東土川郷

田中荒生、往古山辺荘十文字郷

一七九三年(寛政五)の『東海沿海誌』に見える村々の家数は図17に示した数字がそれである。大村は北より蓮沼村(五一二戸)・松ヶ谷村(三二九戸)・片貝村(四六八戸)・今泉(二九七戸)等である。九十九里町のこれら古村の集落立地は第一編で明らかにした。そこで詳述したように、一五九〇年(天正一八)小田原城落城と共に酒井東金城・同土気城・久留城等運命を共にし、いわゆる「いろは四十八城」相次いで落城した。これに伴って酒井・里見の隠遁武士の開発の対象は三メートルの等高線が浮びあがってきたと判断してよいだろう(図17参照)。これに刺激されて、五メートル等高線内外に定着村を営んでいた中世末までの郷村、即ち東土川・宮十文字衆等の豪族集落からの第二次移動が三メートル等高線に沿った新開発地を求めて蟬集したのである。その一例としてあげられるのは旧片貝新堀の布留川家である。布留川家は東金酒井領宮十文字衆に出自が求められる。東金城諸士(房総殿書)によれば

高百五十石 先手頭 布留川五郎右衛門 殿廻村より



図137 貝がら道と3m等高線



写54 異国船相見え候 始末書
小倉文書

また小関村小関家は東金酒井領沢川衆で

高貳百七拾石 具役 小関兵部少輔 御門村より

また東土川衆では

高八百石 御側衆、中村佐渡守 四郎左衛門 不動堂村

高七百石 同 並木備後守 貝塚村

で古村地帯を形成した、旧小関村・西ノ村・真亀村等の開発は近世初期江戸時代よりは更に一世紀位さかのぼるものと考えてよいだろう。

何れにしても三メートル等高線上の集落は岡集落で江戸期中文化・産業・政治の核心地域を示した。東金市宿『小倉弥男家文書』『異国船衆生浦へ相見え候節始末書』(写54参照)の中で沿岸防備計画を設定している。その計画の一端として九十九里浦の網主納屋に三十か村の村々の人夫の詰所を指示している。それ等の網主をあげると次の通りである。

村名	大地曳網地名	縄船持主名	詰める村名	備考
不動堂村	覚兵衛	吉五郎、権四郎、由蔵	不動堂村、北辛谷村	不動堂
西野村	九兵衛		西野村、幸田村	
貝塚村	喜太郎	善兵衛、重五郎	貝塚村、広瀬村	

表68 文政期網主一覧表

粟生村	宿村	片貝村						田中荒生村	小関村	藤ノ下村
重兵衛	俊治郎	新兵衛	弥兵衛	弥右エ門	弥市	甚兵衛	惣兵衛	吉太郎	重右エ門	治郎右エ門
									与左エ門	六郎左エ門
			二十二艘	助七、伝吉						
細屋敷村、藤ノ下村	粟生村、関ノ下村	大沼村、宿村	薄島村、荒生村	家徳村、殿廻村	中野村、三門村	高倉村、宮村	三浦名村、堀之内村	関内村	中村	田中荒生村、下武射田村
粟生	粟生	宿			前里			北	上武射田村	小関村、同村新開

時代は一八二六年（文政九）で、これら網主の所在地は大部分岡集落（三ノートル等高線）の地主階級であり、多くの小作人を抱え、出漁のさいはこの小作人が水主となつて地主小作人が網主水主と替る。地主即網主といった経営形態であった。

一八四七年（弘化四）十二月、旧八川村『平山家文書』によると、

「差し入れ申す一札の夏」

一金拾兩也 但し 通用金也

右は此度我々外拾七人農間渡世こやし取に貴殿納へ當末年より來西千秋職迄附商人に取り究め敷金として無利足にて書面の金子加判人立ち合ひ憶たしな借り請け申す処実正也。然る上は漁いさな事の節村方の者共召し連れ早速馳せ付け愜いた意なく出稼いさなぎ若し他網にてすくい屬なまこ等これ有り候共、決して手出し仕らず情動致すべき趣は我等方に連判儀定仕り置き万一不勤め致し候節は前番御恩金の事故御取り立て成され候共、一言の申し分御座なく候。もつとも身代の儀は時の引き高割合を以て屬なまこにて下されべく候、右定めの通り戰中無事相勤め候わば証文御下げ下されべき趣は、御承知成し下され



図138 親村子村の関係図 S 1 : 25,000

依つて差し入れ申す一札件の如し

弘化四年十二月

岡人惣代

……後 欠……

とあるのは地主と小作人、網主と水主の関係を如実に物語っている。

この古村の岡集落は汀線に近づくに従つて古村名の下に新田名をつけて○○新田とよび更に最も汀線に近接した臨海集落には古村名の下に納屋名を付して○○納屋とよんでいる。この納屋集落が汀線に並行して長軸形態をなしている。古村と新田、古村と納屋は親村子村の關係をもつ、鎮守様、祭行事、古い慣行の水利権、通婚圈等に深い結びつきがあった。次の図138はこの親村子村の關係を明瞭に説図できる。

次節「旧酒井越中守家臣団の郷村開発と近世初期の隠遁武士の地主化とその開発」に詳述してあるので参考にされたい。

一定地域に住居を構え、そこを本拠として一つの地域社会を構成している。このように住居に基礎をおく地域社会が集落とよばれる。村落は集落の一つで都市と並んで最も重要な地域社会のかなめである。村落の社会に対する重要性は社会の近代化にともない相対的に減少してきた。しかし村落の人間活動のルーツであり、各地域の特色づける重要な要素で、しかも地域を構成する他の要素と密接な関連をもつ、現在の村落が自然的・経済的・社会的諸条件との結びつきの中に位置づけられることを生ずる。また村落の成立を歴史的にさかのぼることは村落の立地と水との関係、村落立地と交通路等の関係は人々が自己の生命や財産を守ることをよく考え、集落を発達させてきたのである。

いま、旧貝殻道と沿道の集落の成立。ひっそり静まりかえっているその中の残象こそ、村里の歴史的景観と地域性をさぐり得よう。

(古川 力)

注

(1) 中村国香 寛永六年十二月十九日上総国夷隅郡長者町に生まれる。幼名勝治郎、後貞治、定治、一名国香字は子蘭、本姓は階上、寿六十一歳にて卒す。宇佐美金七郎の設立した板倉美仲の塾にて研読、其の老房松志科五篇酒賦一本等多数の著がある。

(2) 田丸健良 南総夷隅郡今関村の人。安永三年五月十二日生、長じて富永健章の門に入って医道を学ぶ、医術にすぐれ起死回生者が多い。本草綱目改正、藥品考等の医書を著す。弘化二年九月二十一日歿、享寿七十二。

(3) 如意輪觀音 如意輪とは車輪がどこへでも転がってゆくように意のままどこへでも来迎して衆生を救うという意。傳の数は、二、四、六などさまざま、右手に如意宝珠を捧持し、左手に大きな蓮華をもっている。八重の蓮華座上に右膝を立てて坐り、顔容は女性の面影をやどしているかのようである。河内の観心寺本尊は有名、平安朝初期の作。

(4) 城之内内家 一八四九年(嘉永二)小川家文書 作田白幡一件諸入用割合帳に、城之内隠居 佐兵衛 城之内植三郎とある。

(5) 遠山雲如 梁川星巖門下四傑の一人。一八一〇年(文化七)江戸に生まれる。歳前の小吏となる。後星巖の門に入り吟詠に耽った。一八四〇年(天保一一)一ツ松郷星道に水雲吟社の招きをうける。しばらく一ツ松郷に寓居を構え「蟹紅魚白処」という。後江戸八王子に居を移す。一八五七年(安政四)星巖の後を慕って京都に入り、文久三年京都にて没す。五十四歳。

(6) 梁川星巖 一七八九年(寛政元)美濃国會根村に生れ、一八五八年(安政五)に京都で病没。幼名善之丞、通称新十郎。幕末の代表的文人山本北山に学ぶ。代表的な折衷学派の儒者。江戸で玉池吟社を起す。弘化三年京都に移り住居を鴨沂小隠と称す。尊皇派の志士達が出入し幕吏から「悪謀の問屋」とにらまれた。安政の大獄の前に没した。妻の紅蘭は画人として著名。

佐久間象山・吉田松陰・横井小楠・宮部鼎蔵らと親交。返迎の四天王と呼ばれた。

- (7) 朝川善庵 江戸の人。一七九〇年(寛政二)生。名は鼎、字は五鼎、朝川黙庵に撫養されその姓をつぐ。山本北山の門に学び、梁川星巖と並ぶ。詩、書をよくす。小関妙覚寺処上乾菰墓表(長沼祐遠)の碑文は朝川善庵の撰文である。九州松浦候・藤堂候・大村候に仕え、礼遇された。善庵の九州行のとき古川端庵が同行している。著に染我室詩文集あり。

- (8) 豪族集落 戦国時代に入ると社会はいよいよ不安定となり村は武装しはじめる。村々には武士がおり、武士は城を築いてここに立籠った。多くの集落は城の周囲の地に近く集結した。全国的に多い土居・構・指・陣屋・要害・屋敷・根古屋・寄居の地名はそれである。

- 9 河東碧梧桐 俳人名は末五郎(へいごろう)。松山市の人正岡子規の俳句革新運動を助けその没後高浜虚子と俳壇の双壁、新傾向の句風を宣揚「海缸」「碧」「三昧」を刊行(一八七三—一九三七)広辞苑より。

参考文献

- | | | | | | |
|--------|--------------|------|-------|-------------|------|
| 岩本 裕 | 観音の表情 淡交社 | 昭、四三 | 古川 力 | 集落の立地と地形的成因 | 昭、五二 |
| 帖沢 信太郎 | 人文地理 日英社 | 昭、二一 | | 九十九里町誌 | |
| 古川 力 | 近世初期九十九里浦沿海誌 | | 勸岡 節雄 | 房総文人散歩 多田屋 | 昭、五二 |
| | 房総地理 | 昭、四七 | | | |

第二項 旧酒井越中守家臣団の郷村開発と、

近世初期の隠遁武士の地主化と、その開発

九十九里町岡集落の位置とその地形

九十九里浜平野の地形的成因については、先にふれたように隆起海岸平野(Coastal Plain)であるため、低平な傾斜も一、五〇〇分の一程度の低湿地が、延々と続くのである。だが、細かに地形をさぐってみると、総説編で詳述したように、東金市山口の集落から九十九里町



写55 九十九里町の景観 S.54.3.15 古川撮影

不動堂納屋まで直距離で約一二キロメートルある（九十九里浜平野の中で幅員が最も広い）。この間に一三列の砂堆が発見できる。この砂堆上には集落と畑地が卓越している。この砂堆を下総台地の東端海食崖から数えて第七列上の大板砂堆（大板・田中・藤下・西野）第八列古村砂堆（新地・荒場・小関・渋川・荒生・法久・下村・真亀岡）が東北から西南へ条状構造を示して、海岸線に平行した長軸形態を示す。この第七・八列の砂堆上の集落を岡集落とよんでおきたい（写55、図139参照）。

岡集落の命名は故田中啓爾の「漁村としての九十九里浜の納屋」（一九三〇）青野寿郎の「九十九里浜平野における集落の移動」の論文によって、新田集落・納屋集落に対して岡集落とよんで、学界に紹介されている。一様に見られることは、岡集落名の語尾に××新

田・××納屋とよんでいる（例、北―北新田―北の下・真亀―真亀新田―真亀納屋）、岡集落を親村として新田・納屋を子村とし、その間に集落の移動がはっきりしている。これらの親村、子村の関係は、氏神・檀那寺・古い用水慣行等を探ることができる。

集落の移動の誘因として考えられるのは、人口増加のために生じた新開墾地の獲得と経済生活の容易さである。

第一章 中世末までの郷土

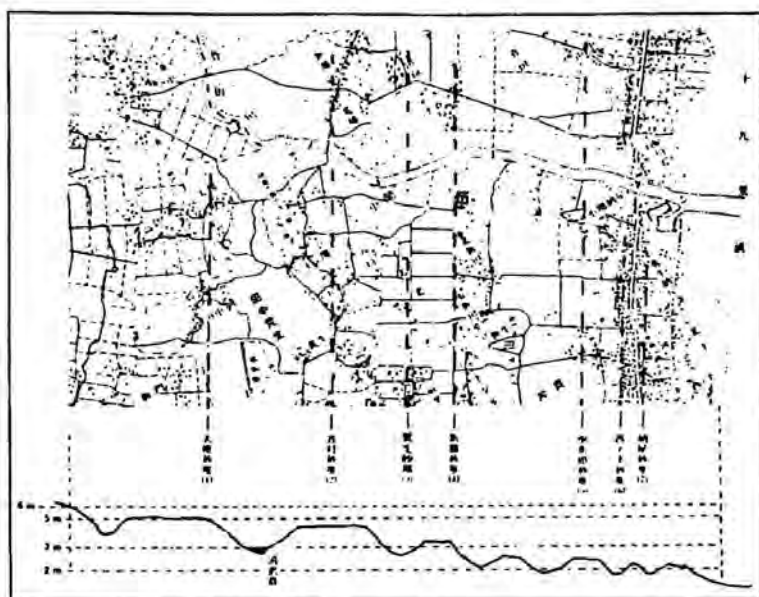


図139 九十九里町砂堆分布図

S 1 : 25,000

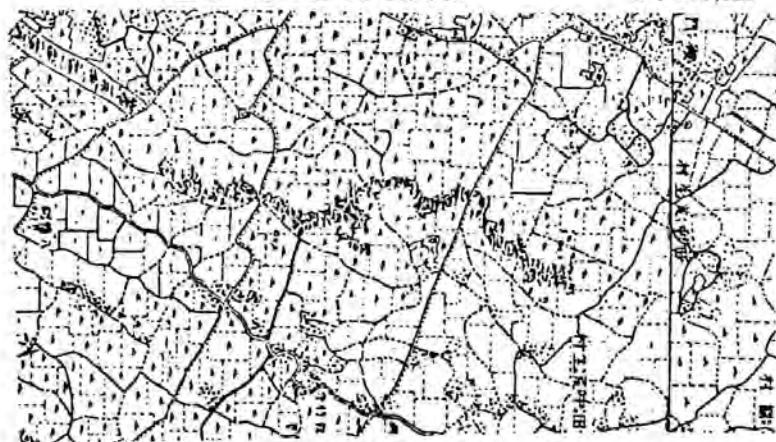


図140 最も新しい沼沢群

1883 (明治16) 参謀本部地形図 S 1 : 20,000

新田集落は概して前者であり、納屋集落は主として後者である。

移動の方向は雑然としたものでなく、旗本知行割の中での親村子村の關係である。

江戸文化の流入とその交通路

本町の開発に後進的役割を果たしているのは本町の地形である。その最大の障害要素は、五メートルの等高線と三メートルのそれとの間に展開する沼沢群である。図14に見られるように旧小関村地境より西南に延びる、宮島沼・弁天沼・浮沼・下沼・坊海道沼群（集落の立地と地形的成因の条参照図4）がそれである。この開発は前にふれたように、江戸中期一七四六年（延享三）の寅高入であつて、それまでは内陸部との交通を遮断し長い間文化の断層線の役割をしていた。従つて、この沼沢群の北東端に当たる小関村と西南端に当たる藤下村とが文化に接触する最前線であつたに違いない。この兩村と東金とを連絡する交通路は小関村―高倉村―宮村―中村―前之内―菱沼―田間村をつなぐいわゆる「田間道」である。砂押踏切（東金線）に「片貝踏切」と命名されていることも、この間の事情を物語っている。

一方には藤下村―西野村―広瀬村―川場村―城近―東金をつなぐいわゆる「川場道」がある。江戸末期まで本町への文化の流入路は、北の「田間道」南の「川場道」であつて、江戸への海産物、江戸からの学問・文化は両往還に幾多の華とロマンをもたらした（図14参照）。

江戸の文化が商品流通網にのつて、文芸の大衆化が推進された。中でも郷土に残る江戸の文人画、特に天保のころ、高久龜屋八名は徴・字は子遠・通称秋輔・如熊・石果山人・疎林外史・一八四三年（天保一四）没、四八歳、一七九五―一八四三と飯高霞丘八名は俊治郎、字は伯仁、通称惣兵衛、霞丘は号一八九六年（明治二九）没、八四歳、一八二一―一八九六とは交り深く、川場道を渡つて、池大雅・渡辺華山・斎藤紫石等の名画が流入したので

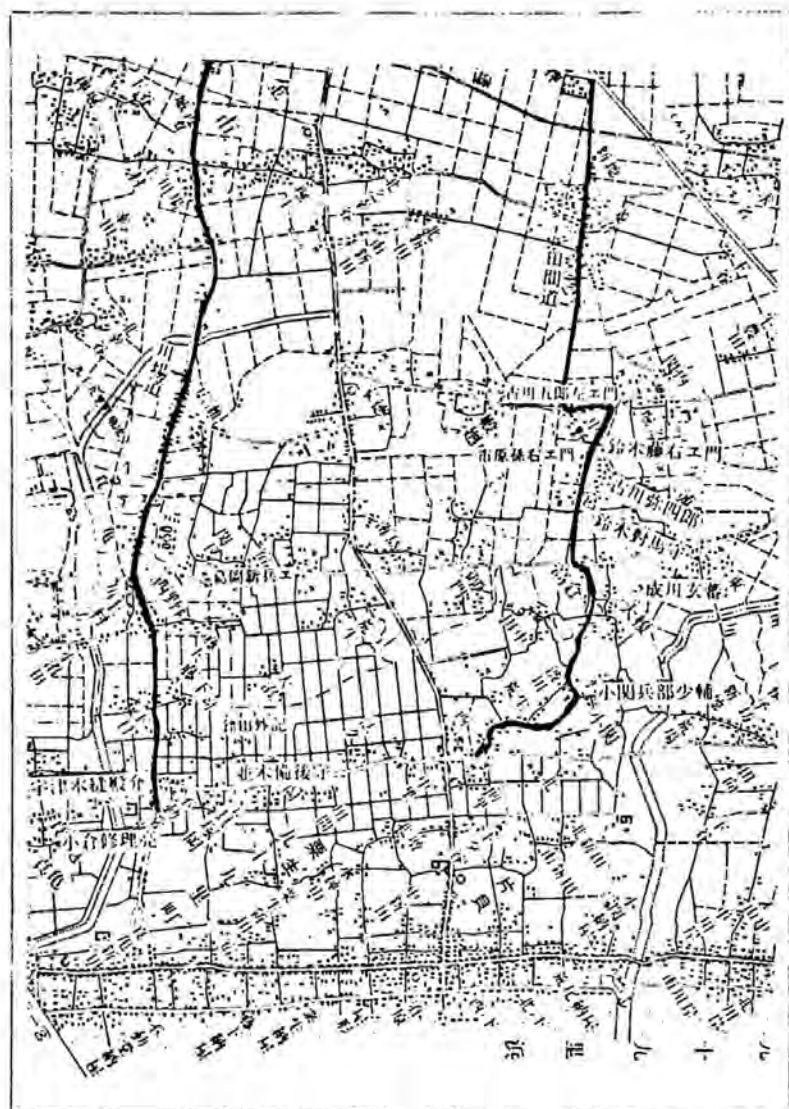
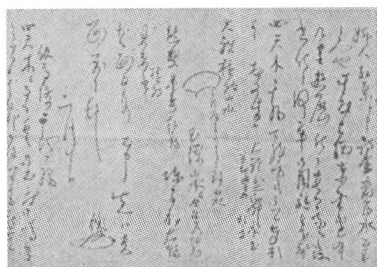
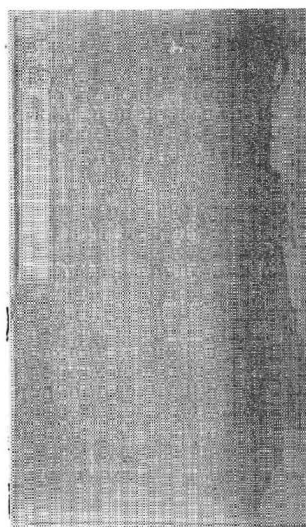


図141 文化流入路と酒井家臣団の配置

S 1 : 50,000



写56 高久露崖より飯高豊丘宛の書簡
(市原利彦氏蔵)

写57 瀾陵集

ある。あるいは又一昔さかのぼって飯高尚寛惣兵衛八幼名清三郎、字は尚義通称惣兵衛、牛歩・尚寛は号一八〇五年(文化二)没、一七三四—一八〇五は俳諧にも精進し、江戸の加舎白雄の門人として一世を風靡し、晩年「瀾陵集」(写57参照)を著した。小河原雨塘(曾我野村、廻船問屋、小河原七郎兵衛、天明八没)白井鳥酔(埴生郡の人松露庵主、一七〇〇—一七六九)等もこの川場道を通って粟生村に集まったことであらう(図四、写56参照)。

一方江戸末期に至っては、江戸の折衷学派の儒学者たちが笈を負って南総の瀕海の地に足跡を残している。その人々の中に「梁川星淑夫妻」「朝川善庵」「遠山雲如」「目黒自琢」「長沼祐達」「古川端庵」と牧幸にいとまがない。これらの人々は田間往還を通じて、田中・小関の両村に入り、その止まる処に憩の地を得て、寒村の青少年の教育に魂を打ちこんだのである。勿論経済力のある網主をスポンサーとして活躍した。

いわゆる網のもたらした文化である。

第一章 中世末までの郷土

- 1441—嘉吉元—里見義実白浜による
 1456—康正2—足利氏を去って關八州
 に定隆武義修行
 1478—文明10—酒井定隆日井の合戦に
 戦功あり
 1486—文明18—里見義実稲村城築城
 1488—長享2—4月7日里見義実没
 72歳 酒井定隆 土氣
 古城再興 七里法華の
 改宗令でる
 1521—大永元—酒井定隆三男孫五郎隆
 敏を伴って東金城取立
 1522—大永2—4月24日定隆歿す 88
 歳



図142 酒井定隆土氣東金城再興時東上総の図

東金城酒井越中守家 本題に入るにさきだ
 臣団と郷土の開発 っ、酒井定隆土氣

城再興、東金城取立にあたる、室町時代末期の
 戦国の騒乱期の東上総の情勢をのぞいて見た
 い。

戦国時代の東上総に君臨する豪族は、図142に
 示すように、武田氏の居城「斤南城」「真里谷
 城」(木更津市)・土岐氏の「万喜城」(夷隅郡岡吉
 町字万木)・酒井氏の「土氣城」「東金城」があ
 った。『鎌倉大草紙』によれば、一四五四年(享
 徳三)上杉憲忠は公方成氏に殺されるが憲忠
 を襲った。成氏の武将の中に、上総の武田右馬
 助信長・安房の里見部少輔義実・下総の結城
 中務大輔成朝らを挙げている。また一四五五年
 (康正六)一二月、山内上杉房顕のいる武蔵「騎
 西城」(埼玉県騎西町)に対して成氏軍の武田信
 長・里見義実・桑田出羽守らがこれを攻めおと

している。翌二年正月成氏が市川城を攻めたとき、これに乗じて武田信長は上総を押領し、市川・真里谷兩城を築いた。里見義実もこれと呼応して上総の国境を侵略した。市川城（長生郡長南宿宇中城）には信長が、真里谷城にその子「信高」がよった。信長の娘は里見義実と嫁している。

『小倉家文書』（東金市宿 小倉弥男）『土氣古城再興伝来記』によれば

「上総国山辺郡土氣城主元祖は酒井小太郎定隆と申す智勇兼備にして文武達人なり。御生国は遠州御一門に従い、その時公方足利義尚公に御奉公ならる。然れども御知行少知なる事を愁い、御知行残らず御一門へ預け、主従四人関八州を心掛け武者修行に御出成される。三人は今の平山土佐守先祖・藤代佐渡守先祖・竹内出雲守先祖この三人御供この出雲守は中書殿日菜の御事なり、妹婿と成り曲輪の内に住居なす、佐渡守は一歳土氣谷に居られ餞事もあり、土佐守住宅は土氣知行駒込村を藤榮惣左衛門兩人にて知行す。此三人の先祖御供にて御出の頃康西二酉下年（一四五六）と左衛門殿仰せられるなり。其時分関東殊の外大乱にて京都は公方義尚公関東鎌倉の公方成氏公にておわす、彼君は罷り出て君臣悦び稽首謁見して他事を先に給仕し給ひける。其時の官領上杉右京亮憲忠を討罰し給う処、其家臣長尾景虎が一族の逆心によって、成氏公鎌倉を落ちて御一家の御城なれば、古河御城へ移られ給ひける。其時定隆殿思し召す様は一股の主従約成の後には主は撫育を以て愛し、臣は忠を以て事る、君臣の道なれば片時も君傍を離れ奉るべき儀に非ずといえども、我本國退去の旨趣は、君に仕え忠を尽すには非ず。名を立て家を興す斗り也。今此微運の君に仕え奉るは本意を達せず時は根を捨て枝葉を附け以て暫く不忠の名に汚るをば本意を達する後、何とぞして償うべくと思ひ定め、討略を廻し爰に房州の国司里見義豊公と申すは安房・上総兩國を領め且つ清和源氏の名家類代弓筋の替あり、我苗に其土の軍應を誠欲すとて三人の御家臣を率て文明年（一四六六）中古河の城を出られる。云々」

又、別条に

「安房の守護里見義豊と申すは清和源氏の末葉なり。先祖大膳亮義盛殿迄は越後國の住人なりしが、後醍醐天皇御謀判の時を以て一家の好身新田義貞に属し數度の軍忠ありし故、安房の國の守護職を賜わる、それより相統して當國に居住し給う。今亦義豊殿自力を以て上総の國斬り隨う。近國に其威を耀しけり。去る程に定隆殿主從安房國に入つて、ここに彼所傳く律例せしが、程なく召し出され、上方弓師の沙汰其は諸の兵亂に就き備の立て様の次第逐逸御母ね有りといえども其答更に滞る処なし。義豊殿御悦喜有つて即ち定隆を以て士卒の棟梁とするに、行先際かずと言う処なし。其頃下総の國の逆徒等動もれすは蜂起して房総兩國に亂取に入り此故に民屋商家日夜安堵の思ひならず、其期に及んで房州これを防ずれば行程二十里なればこれによるべからず。義豊殿御親子深く肺肝を勞し上総下総の境中野村と云う処へ其の器を搬て定隆を居置常に之を防しがめ、これにて亂取騒動止て百姓は東作の業を懇に営み、工商は己が家職を快す、古語に曰く其人を得則その國を以て興り、其の人を失う。其國亡と謂う。然れば定隆殿は國の亂れを静め、民家を興す、其の人に非ざるか武相兩國はいまだ静か成りと言へども房総兩國は定隆殿の武功に依つて異時なきを得たりと。」

以上のように酒井定隆は成氏の部下として、里見義実(2)に近づき定隆は武力によらずして、中野城(千葉市中野町)に入る。このころは下総の千葉氏も、小弓城(千葉市生実)主、原氏も里見氏も両武田氏も古河公方の配下であった。一四七八年(文明一〇)白井の戦に定隆は出陣して戦功あり、次第に信用を増して、一四八八年(長享二)には土氣の古城を再興して移った。その後一五二一年(大永元)には定隆三男孫五郎隆敏を伴つて東金城を取り立てここに隠居する。すでに入道して「清伝」と称した。翌大永二年四月一日定隆八八歳の長寿を完して没す。多難な乱世に生をうけ、波瀾万丈の生涯にも一輪の花を結ぶ。

さて、酒井定隆が東金城に拠つたが、この拠点は(居館)生産的諸条件(耕地、水利施設・採草林野・村落共同

③の安全を保障するための防衛施設を完備しなければならぬ。何時土岐氏や岡武田氏から攻略されるか分らない。戦国の常套手段が待ちかまえてある。そのためには家臣団を構成し、地侍・侍層は兵農未分離のまま在村の「有力名主層」の給人であった。すなわち村落の実質的支配者である在名主層を家臣団に組み入れることは、軍事的な基盤として郷村、つまり農民、普請人夫の供給源を確保することであった。

このような観点から推察すれば、この時代「有力名主層」として酒井氏に召し抱えられた「宮十文字衆」「東土川衆」「渋川衆」の各郷士たちは、少なくとも半世紀以前より各郷村に「草分け百姓」として土着し、開発の跡をおろしたと考えられる。前掲の図四に示したように、一四八八年（長享二）に土気城が再興される以前、五六拾年前と見れば、一四三八年（永享一〇）又は、一四二八年（正長元）ころをおさえて見ることも妥当であるといえよう。

又、これらの「有力名主層」が九十九里浦の末開地に開墾の跡をおろした地点は図四に示すよう東金市東中・高倉・御門・宮・薄島（以上宮十文字衆）、関下・宿・上村・西野・藤下・小沼田・大沼田（以上東土川衆）の地域で、五メートルの等高線を以て画する地域である。従ってこの地域が五〇〇年以前の九十九里浦開発の最前線であったと思われる。この段階において、本町の第八列古村砂堆上は茫漠とした原野で、人煙稀といった方が適当であろう。

先にふれたように、土家層は何等かの動機（主として戦乱による隠遁武士団）によって一定地点に土着して村落を形成した。勿論、飲料水の得やすい砂堆上と微高地を求め避湿地性を示した。これが草分百姓であった。このようにして成長していった有力名主層を包括することは、定隆の上総七里法華改宗断行にさいして地方

の摩擦をより少なくした要因でもあろう。こうして血縁関係を軸とする村落の直接支配者（名主）は村落共同体、生産基盤（水田耕地）の直接支配の方向をもって一層可能性を示した。

郷村掌握の基礎として「衆」の編成 戦国大名はその家臣団を、軍事的組織に編成するのに、地域的に一定の単位集団としての「衆」の編成 して「衆」

を編成するのが一般的であった。

その内部は寄親・寄子（よかけ・よこ）の間に指揮服従の関係はあるが、大名と同列の家臣で、相互には御恩・奉公の主従関係のようなものはなかった。すなわち、在地領主層の地侍をとりたて、寄親を媒介としての軍事力であった。領主と地侍層との従属関係において現れ、地侍層の忠誠とは軍役負担の義務遂行に、ほかならなかった。戦国領主の軍事力は、直轄する常備兵力の比重は少なく、在地小領主層への

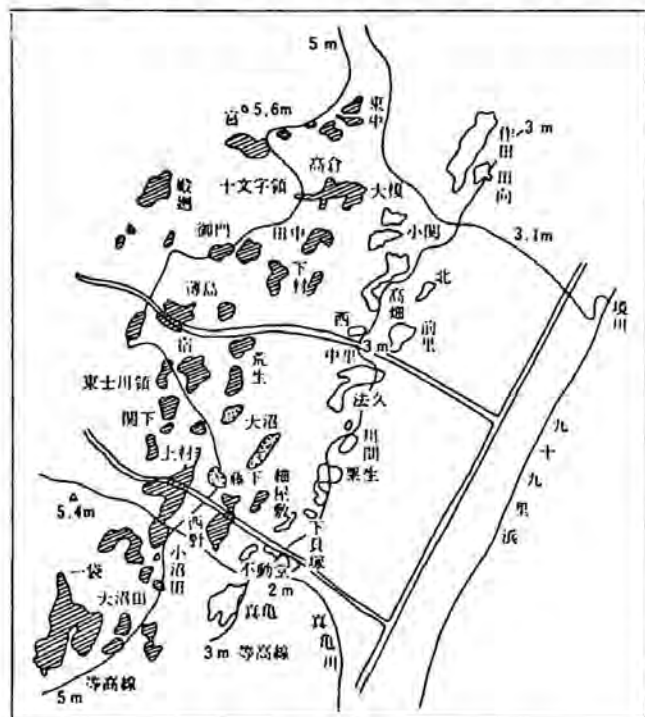


図143 中世海保の郷と郷土の古村

S 1 : 500,000

表69 東金酒井越中守家中諸士と郷士

衆	諸士	役高	動向	後裔	
東 士 川 衆	鍛田土佐守	200石 歩徒頭 200石 歩徒頭	赤松源之進典村 貝塚弥兵衛	真允下 宇津木儀一	
	鍛田平人佐				
	小安右京介				
	小倉弥四郎				
	宇津木 健殿助	800石 御側衆 700石 御側衆		赤松円心 庶流	藤ノ下610 現 鐺田孝 不動堂 四郎左エ門 現、赤松正保 現 赤松好雄
	上代雅楽助				
	並木市之丞				
	並木兵部丞				
	鐺田外記	100石 給人 200石 具役 300石 旗奉行		西野下 葛岡英雄 東金市大沼 小倉将幹	
	岡村藤右エ門				
	中村佐渡守				
	並木備後守				
並木庄左エ門	270石 具役 200石 先手頭	小関四郎右エ門 成川 尚 義	本須賀 成川修		
行方内匠介					
証 隠岐守					
本田九郎右エ門					
葛岡新兵衛	150石 先手頭 100石 先手 100石 先手 100石 先手 100石 先手 100石 先手	新堀布留川家 殿廻より 布留川弥四郎 宮村 市東孫右エ門 宮村 大隅孫右エ門の裔 田中 村名主孫右エ門 宮 村 宮 村	布留川泉 現 田中正巳		
小倉修理亮					
小関兵部少輔					
成川玄蕃允					
洪川衆	古川五郎左エ門	150石 先手頭	新堀布留川家 殿廻より	布留川泉	
宮 十 文 字 衆	古川弥四郎	100石 先手	布留川弥四郎 宮村	現 田中正巳	
	市原孫右エ門	100石 先手	市東孫右エ門 宮村		
	田中孫右エ門	100石 先手	大隅孫右エ門の裔 田中 村名主孫右エ門		
	鈴木藤右エ門	100石 先手	宮 村		
	鈴木惣右エ門	100石 先手	宮 村		
	鈴木対馬守	100石 先手			
	田中孫九郎	100石 先手			
岩崎衆	飯田伊賀守	800石 御側衆	東金叶屋	現栗生納屋 飯田浩	

軍役をいかに徴するか、つまり所領の広さよりも、軍役負担者をいかにして掌握するかに、かかっていたのである。

従って家臣として組織化するに同心衆・寄子の集合体であって、この寄親・寄子制は郷村の事実上の支配者である地侍層を在村のまま広範囲に家臣団に編入することによって、郷村掌握を基礎とする強力な支配体系を確立にしていた。

別表69は東金城酒井の軍事集団中、本町に関係しているものを示した、いわゆる「東土川衆」「宮十文字衆」「渋川衆」である。酒井御家中二・三人、徒二・一人、足輕三八〇人、中問五〇〇人、計一、三・四人であった。

前記の三衆中(表69参照)はつきりしているものを房総叢書より拾い出して見た。
諸士の分掌が明らかなものは次の通りである。

表70

東土川衆			
特2	18人	側用人	2
郷準行	具役	給人	歩徒頭
1	1	1	1

宮十文字衆		
8人		
	先手	先手頭
	手	頭
	4	1

渋川衆		
2人		
	具役	先手頭
	役	頭
	1	1

これらの諸士がどのような武装を整備したかその資料は詳かでないが、井田氏(山辺莊小池郷を所領して大台城(芝山町)後には坂田城(横芝町坂田池付近)を中心に在地領主に成長)の諸士の軍役にさいしての武装が「下

松千葉氏の群像 千葉日報社に明らかにされているものを列挙すれば次の通りである。

三谷主税助	鎧一（自身・鎧歩侍）				計一人
三谷源左エ門尉	馬上	旗一	鎧一		計三人
推名國書助	馬一	旗二	鎧二	鉄砲一	計六人
推名勢兵衛尉	馬七	旗三	鎧一〇	持鎧二 鉄砲二 弓二 手明四	計三〇人

これから推察するに「東土川衆」「宮十文字衆」「渋川衆」の各郷土は、在地領主層の地侍として取りたてられ、地域単位の戦闘集団として軍役に奉仕するたて前であった。「衆」の中には階層差を内包していたであろうが、寄子の五—一〇人を一括掌握したものと考察される。従って開発後「有力地侍」までに成長し、幾人かの寄子を掌握して統括権を利用するまでには、相当に長い年月が経過することは必然である。そのような観点から考察すれば、その時期を最下限として永享期（一四二九—一四四〇）にスポットを置いても過言ではあるまい（室町中期以降足利將軍政）。

城将・譜代・重臣層は城中あるいは城域内に居住し、一般家臣層は城将酒井氏の勢力圏内に分散居領して農耕に従事していた。一たび非常事態の発生ともなれば武装をととのえて何人かの郎党を従えて東金城に集結したのである。『東金城明細記』によると、

「軍器の事も今の様とは違ひ、甲冑など首尾して持たる者はなく甲も面々持たるにてあるまじく内は尚更取持はなき事にて大方竹具足を用ゆ」

という始末であった。又『土気城再興伝来記』によると、

「その時、土氣・東金両城は朝夕合戦の波合止む事なし。されば名字の百姓は御扶持方下され、田畑を耕す時は群騷に鎧・長刀・或は藤柄の脇差大小を伏せ置き、城中にて鎧を揃く時は兵糧を運び、二番に大破打つ時は鎧甲を着し、その外よろづ支度を整え、三番目を吹く時、御家中その外名字の百姓まで残らず城内へ相詰むべき由御触出しなり、斯の如く相図を定め置き康治殿更に油断なし」

永祿期（一五五八）以降、里見・北条の抗争が絶えず郷土一帯は常時臨戦態勢で月日が流れた。

江戸期の岡

（一）一五九〇年（天正一八）小田原城落城の隠通武士団と郷土の開発

集落の開発

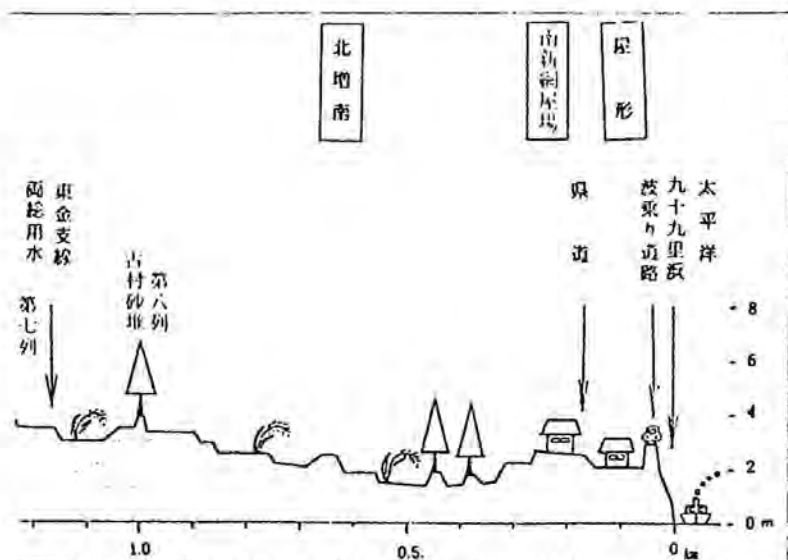
天正一八年七月一日小田原城落城と共に、安房・上総・下総・常陸四か国の諸城はことごとく皆明城となった。すなわち、佐倉・東金・土氣・相馬・鹿島・八幡・千葉・生実・国府台・万喜・小浜・勝浦・矢竹・高野・庁南・庁北・伊南・伊北・鶴城・亀城・一宮・久留里以下四十八か所城皆明城となつて、城主は所々に逃走し、家臣団は失業武士として先を争つて開墾適所に飛散して行つた。

特に本町関係では、土氣・東金両酒井の家臣団、真里谷の武田信高の家臣団、庁南城武田兵部少輔信栄の家臣団、根古屋（大多喜）の正木大膳亮時の家臣団等の隠通武士団の開発が多いと思われる。

庁南城武田信栄の支城、養老川の中流牛久（現市原市牛久）近く佐是城主、佐瀬三郎国信主従四騎で上総国山辺郡二ノ袋村に隠遁し二ノ袋村の草分け百姓となり、江戸期には佐瀬図書を名乗り、代々村名主を勤めた。

佐瀬家（東金市二ノ袋佐瀬与惣治）の過去帳に、

「国信佐瀬三郎市原郡佐瀬城主、当家先祖は代々の言伝えこれあり佐瀬三郎の系図に相違これなき候」



九十九里地域地盤高調査報告書 S. 52. 6

とあり、前述にも触れた通り、江戸期には柳沢美濃守の知行所で、柳沢家に役奉公にあがった「佐瀬きの」は佐瀬家の娘であり、柳沢吉保の生みの母である。一七一七年（享保二）七月一日、八九歳で柳沢家にて没す。

その諡号「良本院殿源性妙覚日相大師」という。

これは中世末の隠遁武士の開発による好例である。

さて、このような小田原落城（一五九〇年、天正一八）後の隠遁武士団の開発対象位置は、図14に示す「新地―荒場―小関―渋川―荒生―下貝塚―不動堂」の各村村で、図13に示した古村砂堆である。地形的には三メートルの等高線の内外に該当する。地形的に考察した場合の開発意義を今一度探り上げて見たい。

古村砂堆は前に触れた五メートル等高線内外の

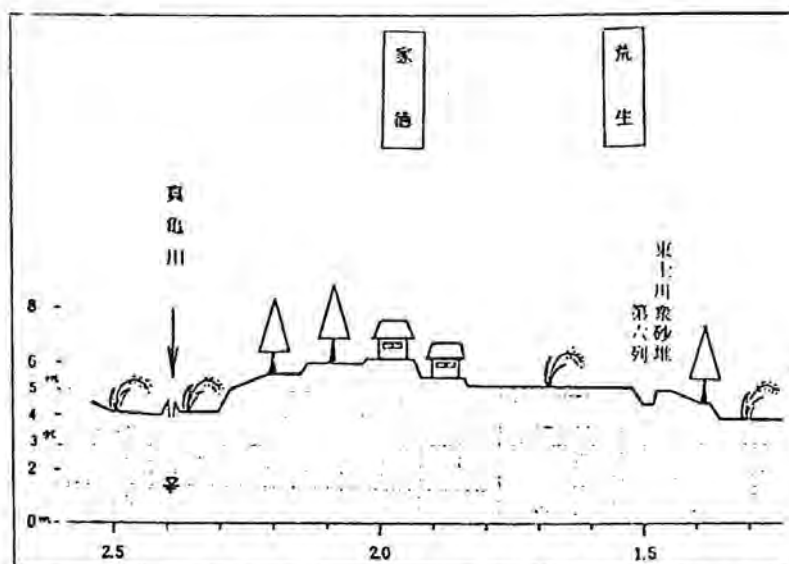


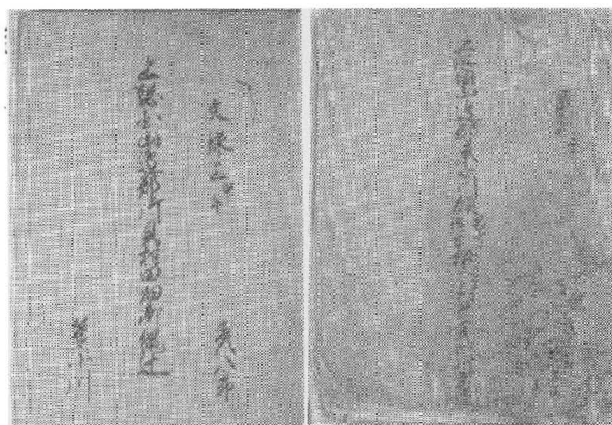
図144 地盤高断面模図

「東土川衆」「宮十文字衆」の立地した宮・宿・関ノ下・西野等の集落の間換言すれば第六列砂堆と第七列砂堆の間は後背低湿地 (Back marsh) で最も新生の沼沢群が存在する。この沼沢群の前面が等高線三メートルの古村砂堆である。従って古村砂堆の開発には、この沼沢群が障害となって開発の後進性を指向していたのである。又、一方小田原城落城後の上総諸城の隠通武士団が入ってくると、すでに等高線五メートル内外の第六砂堆は、酒井氏の諸郷士がすでに熟田化している処が多く、入植する余地さえない始末であつたに相違ない。この関係は図144によつても明らかである。

古村砂堆の開発は、従つて江戸初期と推定し得る。

(二) 本田畑と古新田の開発

いわゆる岡集落とよばれる本町の開発には次の二類型がある。



写59 文禄三年水帳

写58 東土川領岡方浜方12ヶ村出入裁許書 飯高家文書

- (イ) 一六八八年(元禄元)以前の開発による本田畑。
 (ロ) 一六八九年(元禄二)以降一七一六年(享保元)までの古新田。

この間の開発事情の二、三例を紹介したい。

飯高家文書「上総国山辺郡東土川領岡方拾貳ヶ村出入裁許書」(写58参照)によれば「相定め申す一札の事(一六九二元禄五年六月三日)」

一 今度東土川領十文字領立合い芝野御新田に願ひ奉り候処に村々高に応じ割合仕り、開発致させ候様にと世話やき六人方へ仰せ付けられ候に付き割合の通り村々へ諸取申候、百姓に応じ割合致させ、開発の儀は当申の年(一六九二、元禄五)より戌年(一六九四、元禄七)迄に開発仕り御改めを申し附くべく候」

と、又

「恐れながら口上書を以て御願ひ申し上げ候御事(一六九九、元禄二二年卯正月)」

の条に

「一 御野銭場の内当八年以前(一六九二、元禄五)沿百姓御救い下さるべく候えども地頭様へ願ひ奉り畑新田屋敷に取立開発仕り当四年以来(一六九六、元禄九)御年貢差し上げ百姓立て置き候」

と、又同文書「口上の覚の条に

「一 拙者共書き付けを以て申し上げ候、東土川拾貳カ村塚崎^{ツカサキ}、原統の「内野」と申し候は浦辺浜通り粟生村、貝塚村、不動堂村地先迄の分内家際迄拾貳カ村入会^{いりあひ}の秣場^{もちば}にて御座候、新発の義は宿寄^{しゆくよ}りに開き残り柴野は右の通り入相^{いりあひ}相違御座なく候」

と、又同家文書「蒲沼開発之義」について（二七一八、享保三）に

「私共蒲沼の義は拾年余（二七〇九、宝永六）浦代御野銭にて差し上げ申し候いて去年中（二七一七、享保二）より御新田地御願い申し上げ御吟味の上御米上納に御請^{まがね}申し開き申し候」

と又、同家文書「日栄覚書」粟生村新田開発の中に

「高 六斗七升二合 寛文六年午改（一六六六）

高 拾三石壹斗貳升六合 延宝三卯改（一六七五）

高 三石壹斗四升貳合 貞享四卯改（一六八七）

一、三反壹畝壹歩 宝永五子改（一七〇八）

小川家文書「恐れ乍ら書き付けを以て御答え申し上げ奉り候」一八三四年（天保五）七月の条に

「御知行所上総国山辺郡不動堂村役人惣代組頭源内、百姓仁左衛門申し上げ奉り候。私共村方貞享年中（一六八四、貞享元）開発右新田名所^{なごころ}船附^{ふねづき}と申す場所本村よりは凡三〇丁程^{ほど}の飛地の内」

と、あることなどから推察するに、一六九二年（元禄五）までの開発は部分的な地域に偏している。勿論当時の開発すべき原野は概ね数か村の入会の秣場が大部分であった。元禄期を境にして、日本は農業技術の革新時代に入る。すなわち換金作物の「わた」「みかん」「あい」「あさ」等の肥料源として干鰯^{しんこう}が利用されるよ

うになり、従つてそれまでの田畑の肥料の大部分を占めた秣場は必然的に開発の対象とならざるを得なくなつた。本稿の論題よりややそれるが、新田開発の隆盛期は、これ以後の享保期（一七一六、享保元）に入つて、八代將軍吉宗の殖産政策によつて、活発化するのである。

小川家文書、一五九四年（文祿三）「上総国山辺郡片貝村田畑御糺辻」（写56参照）によれば（九頁一冊五〇ページ）「高畑脇」「六反目」「関田」「天神西」「札立」「西道脇」「宮前」「下タ谷道」「かうちかいどう」「北小右衛門下」「下モ谷前道脇」「法久浜道」「法王原」等の地名が挙げられている。これ等の地点は殆んど、準県道（旧貝がら道）をはさんだ上下で等高線三メートルの場所である。この水帳は一五八二（天正一〇）から一五九八年（慶長三）までの間一六年間に北は陸奥から南は薩摩まで、全国に拡大されて実施した。いわゆる「太閤検地」である。この検地は直接生産者である小百姓に、その土地の耕作権を認め、同時に年貢の負担者として定めたものである。このことから推察されることは、江戸初期の本町開発速度はすでに前に述べた準県道辺まで開発が進んでいたことを立証するものである。汀線近くでは「下タ谷前」が開発の最前線であつた。

今を去る三八六年前には現役場庁舎付近は人煙稀な広漠たる原野で潮煙りに眠っていた。

今一帳本町最古の水帳、赤松好雄家文書によれば、

上総国山辺郡東土川郷の内「下貝塚郷中新田田畑検地水帳」の中に惣反別五町三反五歩は元禄五十年（一六九二）の開発と明記されている。

以上大榎砂堆・古村砂堆上の集落。すなわち岡集落の開発過程、それと合せて地形等を一瞥したわけだが

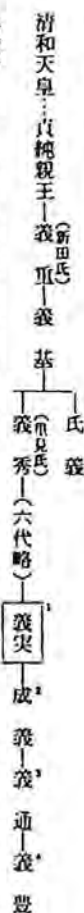
論及に不十分な点があつたことを痛感する次第である。

(古川 力)

註

(1) 海食崖 隆起する海岸等で隆起前の古い海岸線は後退して所によっては海崖を明瞭にして海波の侵食の跡がわかる仕時の汀線の位置を示している。

(2) 里見義実 里見氏略系図



(3) 地侍 南北朝から戦国時代の在郷土着の武士。有力名主で農業経営を行う。一方小領主化し惣の指導者、土一揆の主勢力で下剋上の原動力であつた。やがて戦国大名の家臣として城下町に住むか郷土として農村にとどまつた。

(4) 寄親 戦国大名の家臣団の統制組織。寄親と寄子の間には指揮服従の關係はあるが大名の同列の家臣で相互には御恩、奉公の主従關係はなかつた。戦国大名は有力な武將を寄親、在地土豪を寄子として軍事組織を編成した。

(5) 軍役 封建制のもとでは臣従したものに知行地を恩給し、その代り臣下は軍役を奉仕するという「御恩奉公」の關係が基本的なものであつた。

(6) 土氣古城再興伝米記 小倉弥男家文書(東金市宿)

(7) 康治殿 酒井越中守小太郎定隆—左衛門佐定治—左衛門次郎玄治—中務丞胤治—伯耆守康治

(8) 武田信高 上総武田氏略系図



参考文献

小笠原 長和
川村 優

千葉県の歴史 山川出版社

昭、四六

小倉弥男家文書

土気古城再興伝来記全

近世初期九十九里浦沿海誌

千葉日報社

下総千葉氏の群像

昭、五一

古川 力

房総地理No.23

昭、四七

九十九里町誌編

九十九里町誌総説編

昭、五〇

房総通史

房総叢書別巻

昭、三四

集委員会

酒井家中通名全 酒井記

昭、五〇

房総叢書第二輯

地誌及紀行

大、三

飯田家文書

酒井家中通名全 酒井記

昭、五〇

佐々木 潤之介

大名と百姓 中公文庫

昭、四九

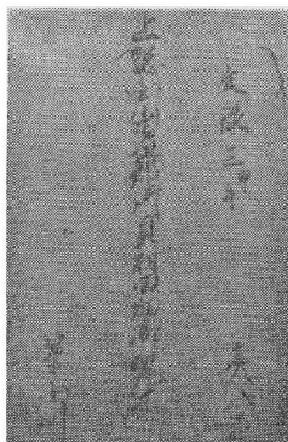
第三項 文禄三^{甲午}片貝村田畑御繩辻(片貝村小川家文書)の示すもの

太閤検地

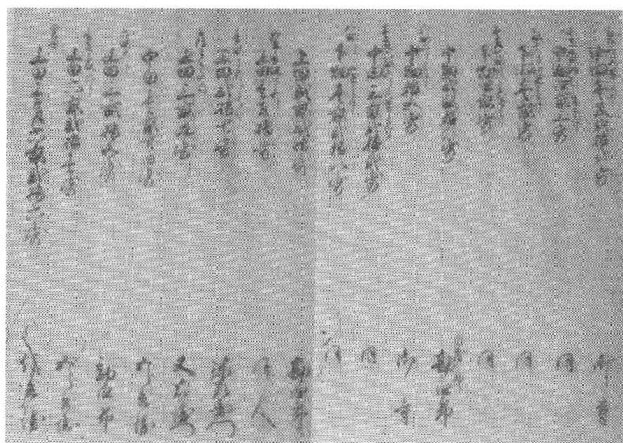
小川家文書「文禄三年^{甲午}(一五九四)片貝村田畑御繩辻」は九資一帙五〇ページから七四ページに所載されているが、その末尾に見られるようにこの文書は一五九四年(文禄三)の水帳の一部を一六七三年(寛文二)に写本し、一八二六年(文政一)に再び片貝村名主庄兵衛が書写したものである(写60参照)。

写本とはいえ一五九四年(文禄三)の文書は本町に現存する最古の文書であり、極めて貴重なものである。

中世以来、農民は領主によって土地からの収穫を基礎とした年貢の徴収を受けて来た。その年貢の高を確定するため台帳の整備が必要で、中世ではこの台帳を「検注帳」と呼ばれていたが、特に荘園制が解体して領国大名が成立す



写60 文禄三年片貝村水帳
小川家文書



写61 御縄辻の一部

小川家文書古川撮影

ると、領内の課税もれがないように武力を背景とした検地が行われて来た。

これは後北条氏（相模）、今川氏（駿河）のほか、毛利、武田、上杉の諸氏にも見られる。

織田信長は天下統一の政策として検地を採り上げ、一五六八年（永禄二）に近江、一五七一年（元亀二）伊勢、一五七四年（天正二）山城、一五七五年（天正三）大和、一五七七年（天正五）越前、一五八〇年（天正八）山

城・大和・丹波・播磨、一五八一年（天正九）信濃の新版図が加わるとともに、支配基盤確立の基礎資料として、領主に対し領地面積を申告させ検地した。これを「指出」という。

豊臣秀吉もこの政策をうけついで、一五八二年（天正一〇）の山城を最初に一五九八年（慶長三）まで各地に検地を行なった。

いわゆる「太閤検地」である。

特に一五九一年（天正一九）と一五九四、五年（文禄三、四）に行なわれた検地は、規模において最大のもので二〇か国に及び、諸国一村毎に検地帳が作られ、ここに登録された百姓は耕作権の公認を受けると同時に貢租の義務を負わされたのである。これを作合の否定といわれている。

この「文禄三」甲片貝村田畑御縄辻も太閤検地によって

調製された水帳である。その内容の一部を示しておこう（享61参照）。

旧銚子・一宮の往還、俗にいう「かいがらみち」を「御検見街道」とか「御前検街道」と呼ばれているのは、これから出たという説もある。

その示すこの水帳には、八二一筆合計三〇町六反九畝八歩の田・畑・屋敷地が登録されており（享61参照）耕

表71 「文禄3甲午上総国山辺郡片貝村田畑御纏辻」名寄

（単位 畝）

	田				畑				屋敷	計
	上田	中田	下田	計	上畑	中畑	下畑	計		
宮地	—	—	—	—	—	0.28 (1)	—	0.28 (1)	—	0.28 (1)
惣右エ門	12.19 (4)	—	82.12 (32)	95.01 (36)	—	—	71.05 (32)	71.05 (32)	0.14 (1)	166.20 (69)
定使	4.11 (1)	—	5.21 (2)	10.02 (3)	—	2.18 (1)	11.13 (4)	14.01 (5)	—	24.03 (8)
惣十郎	8.09 (1)	4.00 (1)	—	12.09 (2)	—	4.14 (1)	—	4.14 (1)	—	16.23 (3)
御寺	—	22.10 (5)	18.00 (6)	40.10 (11)	—	7.10 (4)	12.07 (4)	19.17 (8)	—	59.27 (19)
陽四郎	51.26 (9)	28.24 (9)	46.20 (18)	127.10 (36)	—	15.24 (7)	26.28 (13)	42.22 (20)	—	170.02 (56)
又右エ門	85.22 (23)	107.14 (22)	211.28 (51)	405.04 (96)	14.21 (8)	22.01 (4)	105.02 (42)	141.24 (54)	4.11 (3)	551.09 (153)
仁兵エ	65.15 (20)	138.04 (31)	283.06 (77)	486.25 (128)	27.14 (12)	53.10 (16)	154.20 (56)	235.14 (84)	3.10 (3)	725.19 (215)
弥左エ門	27.04 (5)	38.02 (7)	18.01 (6)	83.07 (18)	12.16 (2)	14.04 (2)	76.00 (1)	102.20 (5)	—	185.27 (23)
五郎兵エ	37.01 (5)	36.19 (7)	15.15 (1)	89.05 (13)	—	—	9.11 (4)	9.11 (4)	—	98.16 (17)
庄部之助	15.24 (3)	16.01 (6)	184.00 (39)	215.25 (48)	0.28 (1)	—	124.22 (36)	125.20 (37)	8.01 (2)	349.16 (87)
惣兵エ	79.22 (10)	27.02 (8)	47.16 (7)	154.10 (25)	15.14 (4)	34.28 (5)	20.29 (4)	71.11 (13)	—	225.21 (38)
教行坊	7.01 (4)	29.06 (5)	5.06 (3)	41.13 (12)	6.10 (2)	4.28 (3)	4.28 (2)	16.06 (7)	1.10 (1)	58.29 (20)
弥兵エ	33.27 (7)	68.20 (11)	129.28 (18)	232.15 (36)	40.5 (2)	29.26 (13)	68.23 (21)	102.24 (36)	—	335.09 (72)
助左エ門	23.10 (4)	—	17.22 (5)	41.02 (9)	—	—	34.00 (6)	34.00 (6)	—	75.02 (15)
九郎兵エ	6.08 (2)	—	45.00 (11)	51.08 (13)	—	—	15.14 (5)	15.14 (5)	1.06 (1)	67.28 (19)
九郎右エ門	—	—	1.16 (1)	1.16 (1)	—	—	—	—	—	1.16 (1)
計	454.29 (98)	523.04 (112)	1052.15 (282)	2030.18 (492)	82.04 (31)	188.14 (57)	749.00 (230)	1019.19 (318)	19.01 (11)	3069.08 (821)

()は筆数御寺は本陣寺

作者は一七名でその名寄を表71に示す。

最高は仁兵衛の七町二反五畝一九歩、ついで又右衛門五町五反一畝九歩、庄部之助三町四反九畝一六歩、弥兵衛三町三反五畝九歩、惣兵衛二町二反五畝二一歩などがこれにつづいている。

農作業がすべて、人力で行われていたと思われるので、これらの人々は単独では耕作できるはずがなく、いづれ抱^{かか}り百姓や農奴を多数擁していたと想像できる。貧富の差は極めて著しかったに相違ない。

この水帳に登録された土地の所在を肩書^{なごころ}の「名所」によって見るとつぎのとおりである。

「高畑脇・高畑後・六反目・関田・露^つまき・天神西・天神道合・杉山前・札立・西道脇・西脇のて木・のて木・寺脇・のら山脇・茶畑・新屋敷後・亮田・南脇・南之前・宮前十右衛門下・下ヤ十二町・下ヤ道下・かた田・下タヤ道・天神道西脇・下之後・下ヤ後・はた道脇・かうちかいどう・北はた田・北小右衛門下・宮田・かめ田・下ヤ前道脇・下ヤ前・みのわ田・法久浜道・中里前・田中前・五の畑・久左衛門前・川間田・法王原・いへはた田・同道脇・老丁目沼方・老丁目・式十四歩・水神河」

これらの地名のうちには、現在廃絶してその所在が不明のものもあるが、字名として残っているものなど、ほぼ所在がはつきりしているものを図示すると図10の黒くぬりつぶしの部分のようになる。

この「御繩辻」の末尾に「分米^{ふんまい}合百九拾石老斗式升、右は八百拾四石三斗九升之内」とあり、ここに掲げられた土地は、片貝村の一部に過ぎないが、これによって当時の開発状況を推察すれば、片貝村の古村集落のある等高線三メートルの陸側に約百メートル海側に約二五〇メートルの帯状の地域が、すでに開発されていたようだ。

図 145

「文禄三甲午片貝村田畑御遷」登録土地所在地



前掲の「八百拾四石三斗九升」は「小川家文書、一七九五年（寛政六）上総国山辺郡片貝村明細書上帳」九資一・一一ページによれば、片貝村私領本田高であり、「百九拾石壹斗貳升」は多古松平領の領分である。

片貝村は一五九〇年（天正一八）徳川家康の関東入国後、一六〇〇年（慶長五）まで成東城石川康通の所領となり、その後、幕府直領下にあったが、一六四二年（寛永一九）佐倉領に編入され、一六六一年（寛文元）堀田正信の失脚とともに、再び幕府直領となり、一六七二年（寛文二二）その一部が多古松平領と旗本本間氏の知行地に分郷され、その余は、一六九八年（元禄一一）旗本長谷川氏の知行地と北町奉行組与力給知となり、幕末まで片貝村は四給地となっている。

一八五〇年（嘉永三）の「作田白幡一件諸入用割合帳」（小川家文書）に片貝村を北組・西組・中組・南組の四組に分けており、古川力によれば「南組」は松平領で、包括される集落は屋形・中新田・北増・水神山・新堀新田・川間であるという。

しかし図145のように「文禄三年の御縄辻」に登録されている土地は「六反目鶴まき」に及び、南組の集落と一致していない。要するに属地的な関係ではないのである。

このことによって、太閤検地においては、各村からの「指出」によって「水帳」が作られ、実地調査が行われていなかったことを示している。

また、この「指出」も南組の諸集落の農民が耕作している土地を書き上げた：属人的なものであったのである。

「文禄三年の御縄辻」末尾にある一六七二年（寛文二二）は、前述のごとく、松平領に分郷された時期で、

この際、写本作成されたものがある。

表71に掲げた耕作者は寛文年中の人々である。

片貝村私領本田高八一四石三斗九升から一九〇石を抜き出すことが容易であったことからして、かつて太閤検地の時代、片貝村はさらに小さな村々に分割されており、その村々ごとに「水帳」が作成されていたと考えなければなるまい。

「東金御鷹場旧記」(九資四、一五ページ)に片貝村関係について「片貝村・中里村・北村・西村・屋形村・南村」の六か村が見えておりこの屋形村と南村が前述の「南組」で後の松平領高百九拾石余であると推定する。

一八五一年(嘉永四)松平領が上知となり黒川・石丸の両旗本に知行されたが、この分郷は旧屋形村水帳、旧南村水帳を基礎とすれば極めて容易である。

このように文禄年間一たん登録された土地は、その後の耕作者の異動にかかわらず、南組の土地として属地的に区分されていたようである。

この間の事情について、九資七下・四〇七ページ所載の「一八四六年(弘化三年)五月恐れながら書附をもつて願ひ上げ奉り候(四給入組境界相分り難き事)」に

「今般御台給^{ごうたい}これある村方は勿論惣して田畑地、向後^{むこう}平常とも見安きため、田畑ごとに定め杭^かへ上、中、下、畝歩^{うそ}、高、持主ならびに作人名前^{うけん}相認め^{あひあて}打つべき旨、仰せ渡され畏^{かしこ}み奉り候えども私ども村方の儀は、寛文年中御分郷に相成^{なり}る頃、百姓ども入り会いの所持の田畑をもって御給分け相成り候間、御四給田畑、居屋敷^{いやく}敷とも悉く入り組み境界

相分りがたき場所もこれあり、かたがたもって当惑仕り候……（後略）……」

とあり、寛文年中の分郷が属地的でないので入組んでおり境界しがたいとしているのも前述の一証ではなからうか。

最後にこの「御縄辻」の耕作者の肩書に、たとえば「内蔵之助分」のように「分」付が見られる。

一般的には「分付主と分付百姓との隸属関係を示すもの」とされているが、検地当時、有力農民の勢力実態をそのまま認めて、分付の記載をとるようになったともいわれている。実際の支配者……所有者と耕作者の関係であろう。

（田村 敬）

参考文献

- | | | | | | |
|---------|----------|------|--------------|----------|------|
| 安良城 盛 昭 | 大岡検地と石高制 | 日本放 | 九十九里町誌資料集第一輯 | 九十九里町誌編集 | 昭、四八 |
| | 送出版協会 | 昭、五一 | 委員会 | | |
| 林 屋 辰三郎 | 日本の歴史一二巻 | 中公文 | 同 | 第四輯 同 | 昭、四八 |
| 庫 | 昭、四九 | 同 | 第七輯 下巻同 | | 昭、五一 |